一般廃棄物処理基本計画

平成 30 年 3 月

徳島県　吉野川市

目　次

第１章　一般廃棄物処理基本計画の概要 1
第１節　計画策定の背景と目的 1
第２節　計画の位置づけ 2
第３節　計画期間及び目標年度 2
第４節　関連する計画等 2
１．　第四期徳島県廃棄物処理計画 2
２．　吉野川市環境基本計画 5
第２章　本市の概況 6
第１節　沿革 6
第２節　自然的状況 7
１．　気象、気温 7
２．　降水量 7
第３節　社会的状況 8
１．　人口及び世帯数 8
２．　産業 10
第３章　ごみ処理の現状 12
第１節　ごみ処理の流れ 12
１．　分別区別 12
２．　ごみ処理フロー 14
第２節　ごみ排出量等の推移 15
１．　ごみ排出量 15
２．　１日１日当たりのごみ排出量 16
３．　ごみの性状 18
４．　資源化量及びリサイクル率 19
第３節　処理体制の現状 21
１．　収集・運搬 21
２．　処理・処分の形態 22
３．　中間処理施設 23
４．　最終処分場 27
第４節　一般廃棄物処理システムの評価 30
１．　評価について 30
２．　類似都市の選定 30
３．　支援ツールによる分析結果 31
４．　分析結果の評価 33
第５節　現状の分析 34
１．　現行計画（中間目標年度）における達成状況 34
２．　本市における課題 34

第４章　ごみ処理基本計画 36
第１節　基本理念・基本方針 36
１．基本理念 36
２．基本方針 36
第２節　将来人口の予測 37
１．予測方法 37
２．人口予測 37
第３節　ごみ排出量の予測 39
１．予測の手順 39
２．ごみ排出量の予測 40
第４節　目標の設定 45
１．国の基本方針 45
２．県におけるごみ減量・資源化目標値の設定 46
３．本市におけるごみ減量・資源化目標値の設定 47
第５節　ごみ排出量の将来推計 48
１．ごみ排出量の将来推計 48
２．ごみ処理量の将来推計 50
３．資源化量及び最終処分量の将来推計 52
第６節　収集・運搬計画 54
１．収集・運搬に関する基本方針 54
２．収集計画 54
３．収集・運搬の量 54
第７節　中間処理計画 55
１．中間処理に関する基本方針 55
２．中間処理の方法及び量 55
３．中間処理施設の整備計画に関する概要 57
第８節　最終処分計画 58
１．最終処分に関する基本方針 58
２．最終処分の方法及び量 58
３．一般廃棄物最終処分場 59
第９節　その他ごみ処理に関する事項 60
１．適正処理困難物等への対応 60
２．不法投棄対策 61
３．災害廃棄物対策 61
第１０節　ごみの減量化に関する計画 62
１．４Ｒの推進 62
２．事業者の実践行動 65
３．その他の対策 65
第１１節　災害廃棄物処理計画 68

１．　目的..... 68
２．　災害廃棄物処理計画の基本的な考え方..... 68
３．　一般廃棄物処理施設等の対策..... 68
４．　災害廃棄物処理..... 69
５．　住民等への啓発・広報..... 70
第５章　生活排水処理の現状..... 71
第１節　　生活排水処理の概要..... 71
１．　生活雑排水処理..... 71
２．　浄化槽汚泥処理..... 71
３．　し尿処理..... 71
第２節　　処理形態別人口の把握..... 72
第３節　　生活排水処理施設の整備状況..... 74
１．　公共下水道..... 74
２．　農業集落排水施設..... 76
３．　阿北環境整備組合（処理施設）..... 77
第４節　　収集・運搬状況..... 78
第５節　　収集及び処理実績..... 79
１．　浄化槽汚泥等の収集量の実績..... 79
２．　処理実績の推移..... 81
第６節　　体制及び処理主体..... 82
１．　組織..... 82
２．　運営・維持管理体制..... 82
３．　生活排水の処理主体..... 82
第７節　　生活排水処理の現況評価と課題の整理..... 83
１．　生活排水処理率..... 83
２．　公共下水道、農業集落排水への接続指導..... 83
３．　合併処理浄化槽の整備推進..... 83
４．　単独処理浄化槽の廃止..... 83
５．　浄化槽の維持管理..... 84
６．　収集・運搬..... 84
７．　中間処理..... 84
第８節　　中間処理方法の検討..... 85
１．　中間処理の現状..... 85
２．　中間処理の方法..... 85
３．　中間処理方法の検討..... 86
４．　中間処理施設..... 87
５．　中間処理量..... 87
第６章　生活排水処理基本計画..... 88
第１節　　基本理念・基本方針..... 88

１．　基本理念 88
２．　基本方針 88
３．　生活排水の処理主体 89
４．　生活排水の処理目標及び将来推計 90
第２節　整備に関する方向性 97
１．　公共下水道の整備 97
２．　適切な管理運営と健全な経営の確立 97
３．　合併処理浄化槽の普及 97
４．　鴨島中央浄化センターを活用した浄化槽汚泥等の処理 97
５．　浄化槽の適正な維持管理 97
第３節　排出抑制・再資源化計画 98
１．　排出抑制計画 98
２．　再資源化計画 99
第４節　収集・運搬計画 100
１．　収集区域の範囲 100
２．　収集・運搬の方法 100
３．　収集・運搬量 100
第５節　中間処理計画 101
第６節　最終処分計画 102
１．　阿北環境整備組合（処理施設）での中間処理期間中 102
２．　鴨島中央浄化センターでの中間処理開始後 102
３．　農業集落排水処理施設の浄化槽汚泥 102
第７節　その他 103
１．　広報・啓発 103
２．　施設推進体制と諸計画との調整 103
３．　災害時における対応 103

第１章　一般廃棄物処理基本計画の概要

第１節　計画策定の背景と目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

また、「ごみ処理基本計画策定指針　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（平成 28 年 9 月改定)」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について　厚生省生活衛生局水道環境部（平成 2 年 10 月)」によれば、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年として、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

吉野川市（以下、「本市」という。）は、平成 25 年 1 月に「一般廃棄物処理計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、ごみの減量化や資源化、生活排水の適正処理に努めてきましたが、現行計画の策定から 4 年が経過し、本市を取り巻く社会・経済情勢においても著しい変化が見られます。

このため、廃棄物をめぐる今後の社会・経済情勢及び地域特性を考慮し、現行計画の見直しを行ったうえで、新たな一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画の策定については、長期的・総合的視点から廃棄物処理を推進するための基本方針・施策を体系的に示し、本市の将来における廃棄物の指針となるべき計画とすることを目的としました。

なお、本市におけるごみ処理は、本市、阿波市、板野町及び上坂町の 2 市 2 町で構成される中央広域環境施設組合において行っており、浄化槽汚泥等の処理は、本市、阿波市、神山町及び上板町の 2 市 2 町で構成される阿北環境整備組合において行っています。

第２節　計画の位置づけ

本計画と関係法令、諸計画との関係を図 1-2-1 に示します。

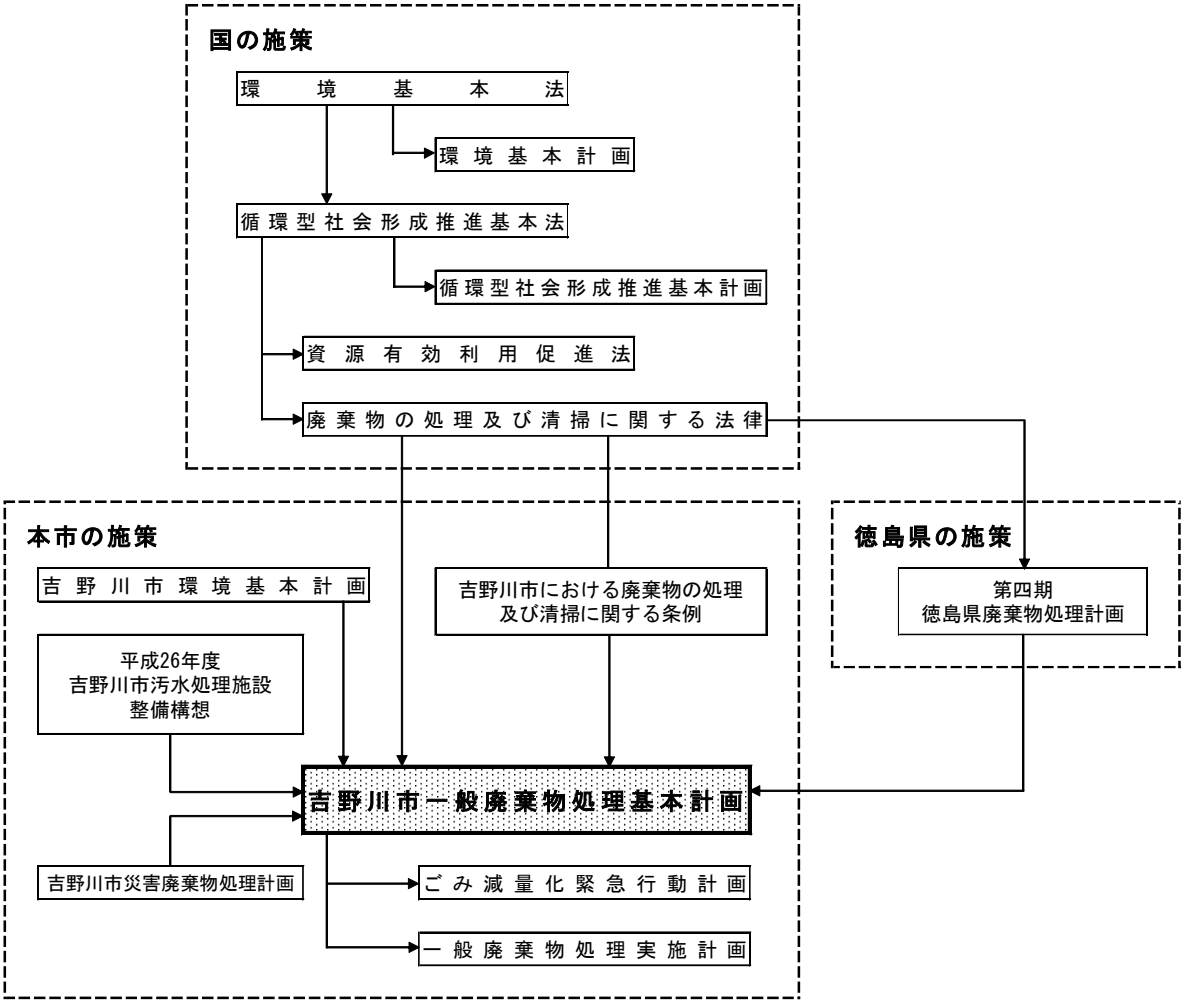

図1-2-1　計画の位置づけ

第３節　計画期間及び目標年度

計画期間は、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までの 10 年間とし、目標年度を平成 33（2021）年度とします。

第４節　関連する計画等

1.　第四期徳島県廃棄物処理計画

徳島県においては、「廃棄物処理法」第 5 条第 5 項の規定に基づいた「第四期徳島県廃棄物処理計画」を策定しています。

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年とし、平成 32 年度を目標年度としています。

「第四期徳島県廃棄物処理計画」における基本施策及び目標値を表 1-4-1、表 1-4-2 及び表 1-4-3 に示します。

表1-4-1　第四期徳島県廃棄物処理計画における基本施策（その１）

基　本　施　策		
減量化目標のための取組	共通	①暮らしの工夫による発生抑制・排出抑制 ②公共部門における発生抑制・排出抑制 ③環境配慮型製品の利用促進 ④徳島県リサイクル認定制度の普及・啓発
	一般廃棄物	①３Ｒの総合的な取り組みの推進 ②ごみの有料化の一層の推進 ③分別収集の計画の円滑な推進 ④各種リサイクル法による再商品化の推進 ⑤リサイクル性の高い施設整備の推進 ⑥地域の状況に応じた資源回収システムの構築
	産業廃棄物	①多量排出事業者に対する指導啓発の強化 ②中小零細事業者に対する意識啓発 ③汚泥の循環利用の推進 ④建設工事から発生する建設副産物の循環的利用の促進 ⑤家畜ふん尿の適正処理の推進 ⑥リサイクル性の高い品目の循環的利用の促進
適正処理のための取組	共通	①不法投棄等の不適正処理の防止 ②水銀廃棄物処理の適正化 ③フロン類の適正処理について
	一般廃棄物	①一般廃棄物の適正な処理の推進 ②廃プラスチック類の処理について ③海岸漂着物等の適正処理の推進 ④災害廃棄物処理体制の構築
	産業廃棄物	①排出事業者及び処理業者への指導強化 ②優良産業廃棄物処理業者の育成 ③電子マニフェストの普及促進 ④関係団体や住民等と連携した監視体制の充実 ⑤ＰＣＢ廃棄物の適正処理のための指導啓発
処理施設の高度化及び強靭化	一般廃棄物	①循環社会形成推進交付金制度に基づく施設整備の推進 ②廃棄物処理施設の長寿命化・延命化
	産業廃棄物	①産業廃棄物処理施設の信頼性の向上 ②適正処理に資する産業廃棄物処理施設（最終処分場）の確保

表1-4-2　第四期徳島県廃棄物処理計画における基本施策（その 2）

基　本　施　策		
循環社会構築のための取組	共通	①環境コミュニケーションの推進 ②環境教育・学習の推進 ③循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの構築 ④地域特性を生かしたリサイクルシステムの構築支援 ⑤環境関連産業の育成
新 非常災害時における廃棄物処理	災害廃棄物	①情報収集・連絡体制の構築 ②一般廃棄物処理施設の耐震化等 ③産業廃棄物処理施設の整備等 ④仮置き場候補地の選定 ⑤分別・処理・再資源化の徹底 ⑥有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の処理対策 ⑦住民等への啓発・広報

表1-4-3　第四期徳島県廃棄物処理計画における目標値

現　状	平成 32 年度目標
ごみ排出量 （平成 25 年度実績：247,147t/年）	基本目標：231 千 t/年　（H25 比　約 16%削減） 先進目標：224 千 t/年　（H25 比　約 20%削減）
県民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 （平成 25 年度実績：959g/人・日）	基本目標：875g/人・日　（H25 比　約 9%削減） 先進目標：850g/人・日　（H25 比　約 11%削減）
県民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 （平成 25 年度実績：726g/人・日）	基本目標：627g/人・日　（H25 比　約 14%削減） 先進目標：610g/人・日　（H25 比　約 16%削減）
リサイクル率 （平成 25 年度実績：16.8%）	基本目標：28%　（H25 比　約 11 ポイント増加） 先進目標：31%　（H25 比　約 14 ポイント増加）
最終処分量 （平成 25 年度実績：33.5 千 t/年）	基本目標：24.4 千 t/年　（H25 比　約 27%削減） 先進目標：22.7 千 t/年　（H25 比　約 32%削減）

備考）基本目標：国の基本方針に示された目標を踏まえ設定した、本県独自の様々な減量化施策を講じ、目指すべき目標値としています。

先進目標：徳島県が全国のトップクラスとなることを目指してチャレンジするための目標値としています。

2.　吉野川市環境基本計画

本市では、平成 27 年度に「吉野川市環境基本計画」を策定しました。環境基本計画では、「環境の保全は、現在および将来の市民の良好な環境が確保されるように推進されなければならない。」、「環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な循環型社会が構築されるよう推進されなければならない。」、「環境の保全は、日常生活および事業活動において、地域の環境はもとより、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。」、「環境の保全は、市、事業者の協働により推進されなければならない。」の 4 つの基本理念を掲げ、表 1-4-4 に示す施策を推進すこととしています。

表1-4-4　吉野川市環境基本計画における施策

環境像	基本目標	基本施策		施策
豊かな自然と田園・生活の場が調和する快適なまち　吉野川市	≪市民が環境保全の主役となるまち》 主に環境学習・環境保全活動	環境学習の推進		○環境教育の推進 ○環境教育・環境学習を推進する人材の育成・活用に向けた施策推進
		環境保全活動の推進		○活動の支援 ○環境保全活動の推進 ○市民との協働による緑化の推進
		環境情報の発信		○環境情報の収集 ○環境情報の提供・発信・共有
	≪ゆとりとふれあいにあふれる健康で快適なまち》 主に生活・快適環境	生活環境の保全	水環境・土壌環境	○水質調査の実施 ○水質汚泥の発生源（工場・事業所）の監視・指導 ○生活排水浄化対策の推進と機能維持
			大気環境	○大気汚染の監視 ○待機汚泥の発生源（工場・事業所）の監視・指導 ○自動車排ガス対策の推進
			騒音・振動	○騒音・振動の発生源（工場・事業所・建設作業）の監視・指導 ○環境騒音調査の実施
			有害化学物質	○有害化学物質に関する情報の把握・提供 ○有害化学物質の排出抑制対策
		身近な緑の保全・形成（緑化の推進）		○地域の特性を踏まえた公園・緑地の設備・活用 ○緑と水のネットワークの形成 ○身近な緑の保全 ○身近な緑の形成 ○市民との協働による緑化の推進
	≪川と緑にふれあうまち》 主に自然環境	自然環境の保全		○自然系土地利用の保全・活用 ○豊かな自然環境の保全・活用 ○生物多様性への配慮 ○河川整備の促進（水辺空間の整備と保全）
		田園環境の保全（里地・里山の保全・創造）		○田園居住系土地利用の保全・活用 ○農地の保全 ○地域農業の推進 ○森林の保全
		自然環境と調和したまちづくり		○豊かな自然景観の保全・活用 ○公園と遊歩道の維持管理 ○観光資源の活用 ○自然環境とのふれあいの場の整備 ○良好な景観の保全
	≪地球環境にやさしいまち》 主に地球環境	地球環境の保全	地球温暖化対策（低炭素社会への転換）	○省資源・省エネルギー対策の推進（化石エネルギーへの依存度低減・新エネルギーの導入）・再生可能エネルギーの利用促進 ○都市機能の集約や公共交通の利用促進棟う ○市民と協働によるマイバック持参キャンペーンなどの環境にやさしい取り組み
		循環型社会の形成	ごみの減量化・リサイクル	○4Rの推進 Refuse　Reduce Reuse　Recycle
			地域の清掃・美化	○不法投棄の対策 ○環境美化活動の推進

第２章　本市の概況

第１節　沿革

本市は平成 16 年 10 月に鴨島町・川島町・山川町・美郷村の 4 町村が合併して誕生しました。徳島県の北部、吉野川の中流域南岸に位置し、同川を挟んで北は阿波市、東から南は名西郡、西は美馬市に隣接しています。また、約 144.19k ㎡の面積を有し、約 90%は山地・丘陵地となっています。

市域南部は四国山地の北部にあたる山地で、高越山をはじめとする急峻な山々が連なっており、これらの山々を水源とする飯尾川・栗村川・学島川・川田川などが本市の北辺を東流し、吉野川に合流しています。

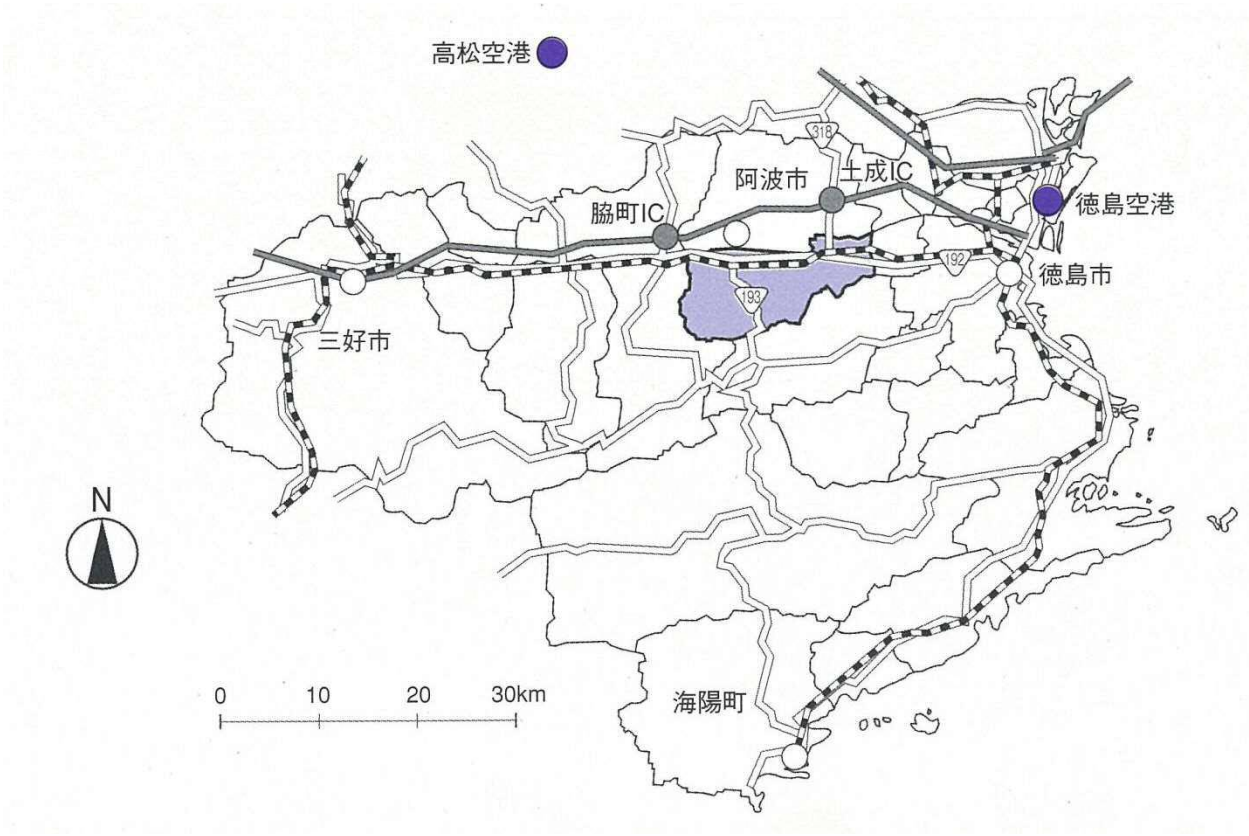

図2-1-1　本市の位置

第２節　自然的状況

１．　気象、気温

本市の気候は、冬季・夏季の気温差が大きい内陸性気候となっています。

平成 19 年から平成 28 年における過去 10 年間の月別平均気温を図 2-2-1 に示します。過去 10 年間における平均温度は 15.1℃となっており、最高温度（極値）は平成 25 年 8 月 11 日の 37.2℃、最低気温（極値）は平成 28 年 1 月 4 日のマイナス 5.7℃を記録しています。

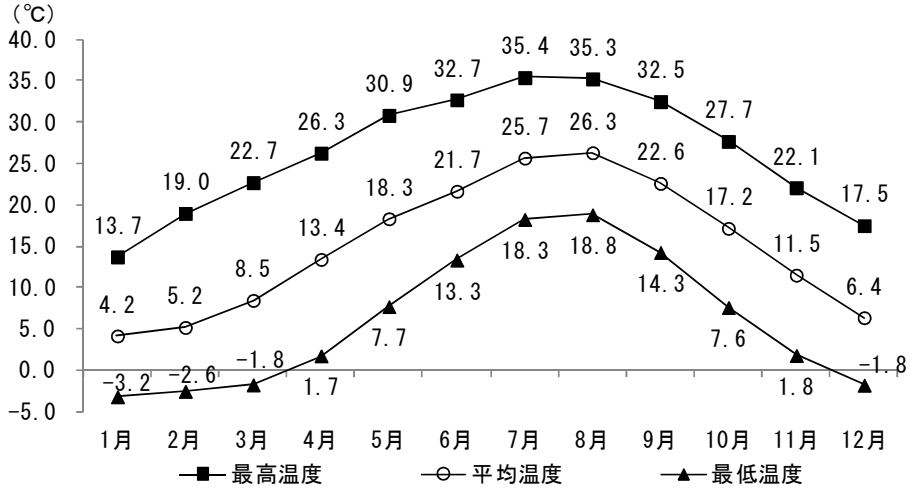

出典　気象庁　穴吹観測所　観測データ

図2-2-1　月別平均気温（過去 10 年間）

２．　降水量

過去 10 年間の月別平均降水量を図 2-2-2 に示します。過去 10 年間における日最大降水量（極値）は平成 23 年 9 月 2 日の 393.5㎜/日、1 時間最大降水量（極値）は平成 25 年 8 月 2 日の 70㎜/時を記録しています。

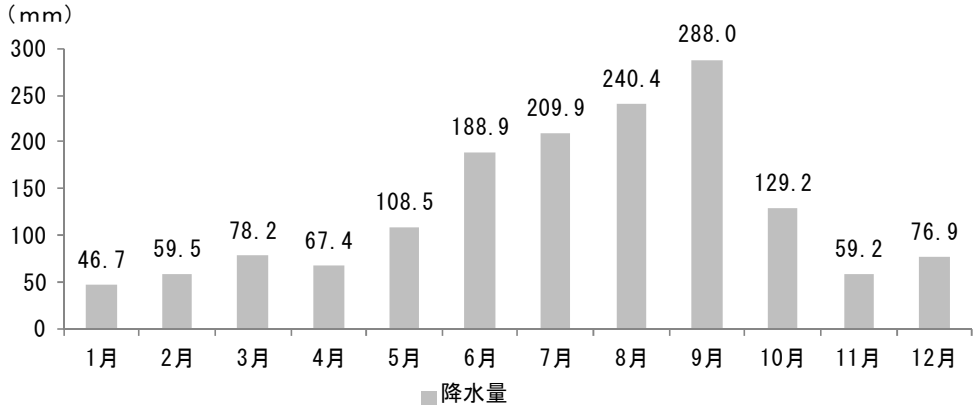

出典　穴吹観測所　観測データ

図2-2-2　月別平均降水量（過去 10 年間）

第３節　社会的状況

１．　人口及び世帯数

本市における平成 19 年度から平成 28 年度までの人口及び世帯数の推移を表 2-3-1 及び図 2-3-1 に示します。人口は減少傾向を示しており、この 10 年間で約 8.8%（4,083 人）の減少となっています。

また、世帯数は緩やかな増加傾向で推移していますが、世帯人数は 2.7 人/世帯から 2.3 人/世帯に減少しています。

表2-3-1　人口及び世帯数の推移（過去 10 年間）

年度	総人口	人口増加率	世帯数	世帯人数
	（人）	（%）	（世帯）	（人／世帯）
H19	46,211	－	17,041	2.71
H20	45,897	-0.7	17,434	2.63
H21	45,557	-0.7	17,284	2.64
H22	45,111	-1.0	17,443	2.59
H23	44,665	-1.0	17,555	2.54
H24	44,234	-1.0	17,574	2.52
H25	43,753	-1.1	17,940	2.44
H26	43,235	-1.2	17,960	2.41
H27	42,618	-1.4	17,933	2.38
H28	42,128	-1.2	18,025	2.34
10年間	▲4,083	－	984	－

出典：住民基本台帳

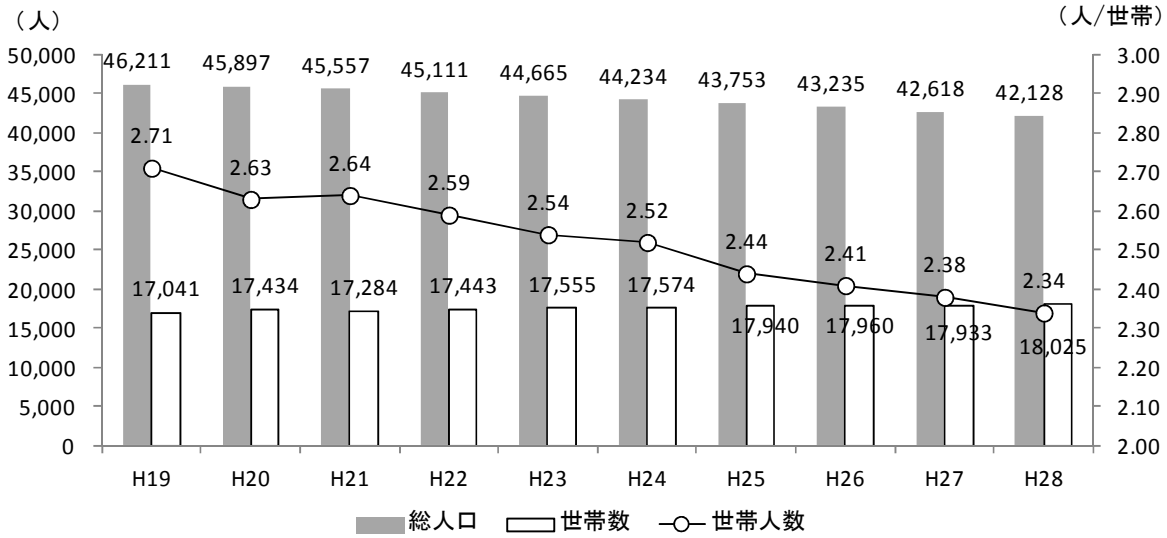

図2-3-1　人口及び世帯数の推移（過去 10 年間）

２．５歳階級別人口

本市における５歳階級別人口を図 2-3-2 に示します。

階級構成をみると、男女ともに団塊の世代が含まれる 65～69 歳階級が最も多く、0～4 歳階級が最も少なくなっています。

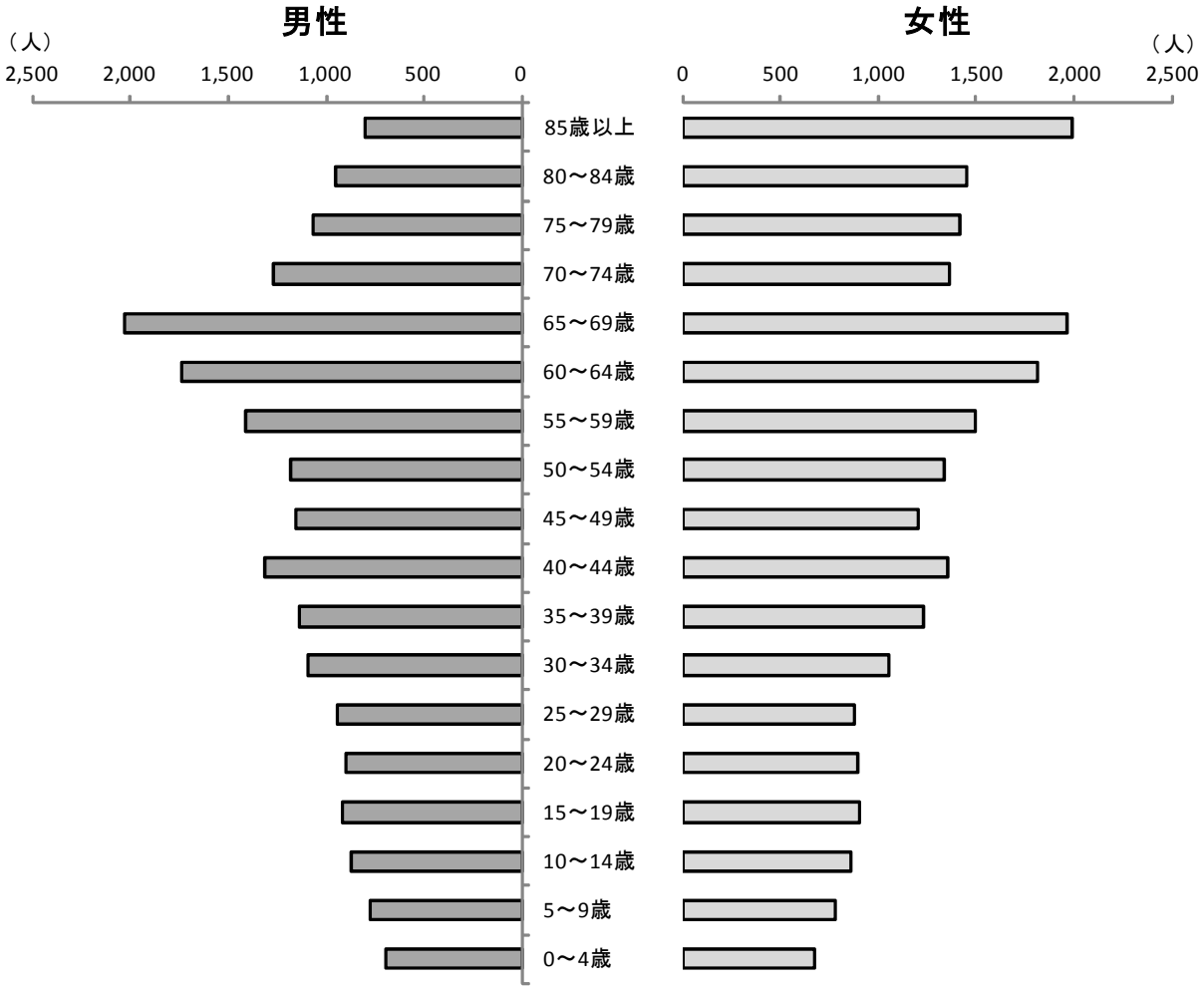

出典　住民基本台帳

図2-3-2　５歳階級別人口（平成 28 年度）

２．　産業

（１）　産業別就業者人数

本市における産業別就業者人口の推移を表 2-3-2 及び図 2-3-3 に示します。

就業者人口全体では減少傾向となっており、特に第一次産業及び第二次産業に従事する人口は経年的に減少しています。

本市の特徴としては、第三次産業に占める割合が最も多く、平成 27 年においては 68.4%となっています。

表2-3-2　産業別就業者人口の推移

単位：人

	H7	H12	H17	H22	H27
第一次産業	2,694	2,143	1,878	1,373	1,259
第二次産業	7,558	6,560	5,569	4,707	4,503
第三次産業	12,789	12,769	13,178	12,733	12,483
総数	23,041	21,472	20,625	18,813	18,245

出典：総務省統計局　国勢調査

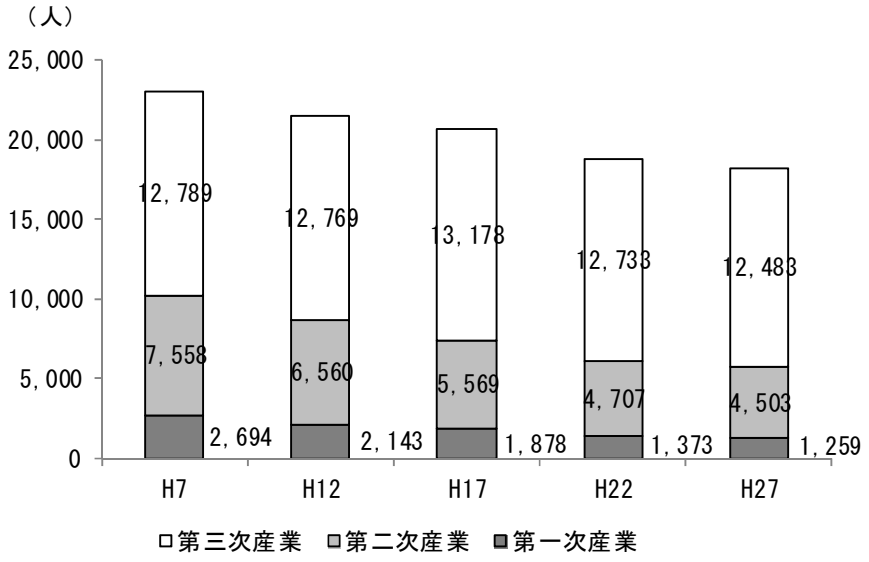

図2-3-3　産業別就業者人口の推移

（２） 経営耕地面積の推移

本市における経営耕地面積の推移を表 2-3-3 及び図 2-3-4 に示します。

表2-3-3　経営耕地面積の推移

単位：ha

	H7	H12	H17	H22	H27
田	112,890	103,041	69,567	63,134	50,667
畑	35,025	33,401	20,743	23,466	24,553
樹園地	26,784	20,314	12,523	10,369	7,058
総面積	174,699	156,756	102,833	96,969	82,278

出典：徳島県統計書

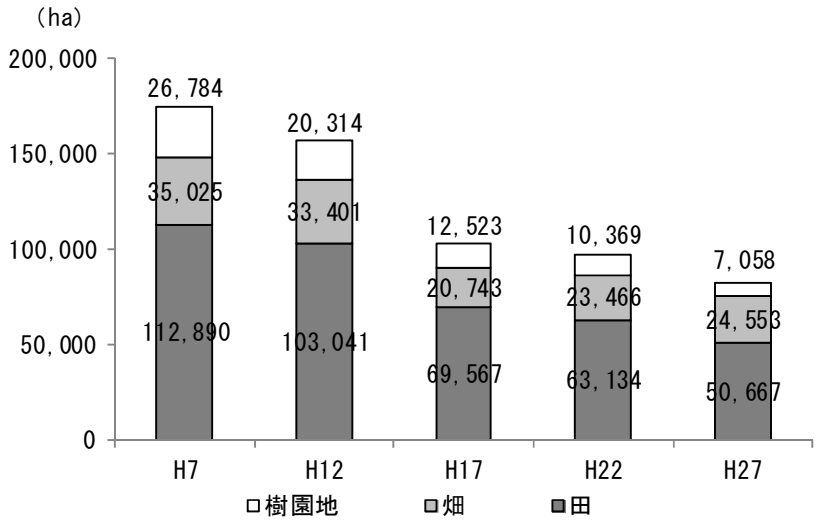

図2-3-4　経営耕地面積の推移

（３） 土地利用

本市における土地利用状況を表 2-3-4 に示します。

表2-3-4　土地利用状況（平成 20 年度）

	森林	農用地	宅地	水面・河川等	道路	その他	総面積
面積（ha）	7,881	2,341	1,038	1,027	576	1,556	14,419
割合（%）	54.7	16.2	7.2	7.1	4.0	10.8	100.0

出典：吉野川市国土利用計画　平成23年3月

第３章　ごみ処理の現状

第１節　ごみ処理の流れ

１．　分別区別

本市における生活系ごみの分別区分、排出日及び排出方法等を表 3-1-1 に示します。

本市のごみは「もやせるごみ」、「もやせないごみ（“埋立・危険なごみ”、“複合ごみ”、“粗大ごみ、”“蛍光管・乾電池”）」、「資源ごみ（“ペットボトル”、“カン・金属”、“びん”、“布団・毛布類”、“衣類”、“新聞、雑誌・雑がみ、段ボール”）」の 3 分類 11 分別として、ステーションによる収集をしています。

なお、市役所及び各支所における拠点回収では、ペットボトルのキャップ・カンのプルトップ・食用廃油を対象としていますが、山川・川島・美郷地区の各支所では乾電池も対象としています。さらに、市内各所に設置している資源化ごみモデル集積所においては、資源ごみ（“ペットボトル”、“カン・金属”、“びん”、“衣類”、“新聞、雑誌・雑がみ、段ボール”、”乾電池”、“もやせないごみ（複合ごみ）”）の 24 時間の受け入れを行っています。

また、粗大ごみは排出時に粗大ごみの処理券を貼って自己搬入もしくは指定された場所への排出としています。

表3-1-1　ごみの分別区分等

分別区分	排出日	排出物	出すときの注意	排出方法
もやせるごみ	週2回の指定日	台所の生ごみ、剪定枝、家具類(四方 50 センチ以内)プラスチック製品、ゴム製品、ビニール製品	・リサイクルできない可燃性のもの(プラスチック類含む)を入れる。 ・生ごみは水切りを十分にしたものに限る。 ・紙類は汚れたもの・焼却したいもの・リサイクル出来ないものに限る。 ・危険ごみが混入しないように注意する。	指定袋（もやせるごみ専用、白色透明の袋）
資源ごみ	週1回の指定日	ふとん・毛布類	・「指定袋」に入るものは、もやせるごみで出す。 ・「指定袋」に入らないものは、ひもでしばって指定の「ふとんの日」に出す。 ・じゅうたん、カーペット、ホットカーペット、スポンジマットレスは、できるだけ小さくして、ひもでしばって「ふとんの日」に出す。	
	月1回の指定日	ペットボトル(飲料・しょうゆ・酒類が入っていたペットボトルに限る)	・ボトル以外のペット製品を入れない。 ・ボトル本体だけを入れる。(ふたとラベルは必ずはずす。) ・ボトル内部は空にして、よく洗って出す。	指定袋（ペットボトル専用、無色透明の袋）
		カン・金属類	・中身(ガス)を必ず使い切る。 ・屋外の風通しの良いところで穴を開ける。 ・カンと金属類は一緒に入れる。	指定袋（カン・金属専用、無色透明の袋）
		びん類（飲料・食用に使用されたびんに限る）	・チェック欄にマークしたものだけを入れる。(それぞれに分別して出す。) ・よごれたもの(洗えない)ものは入れない。 ・化粧品・農薬・油脂類が入っていたビンは入れない。	指定袋（びん専用、無色透明の袋）
	月2回、もしくは月1回の指定日	新聞、雑誌・雑がみ(雑古紙類)、ダンボール	・新聞、折込チラシ ・紙ひもで十文字にしばって出す。	紙ひもで十文字にしばる。
			・雑誌・雑がみ(雑古紙類) ※普通の紙類、菓子箱、包装紙、コピー用紙、	大きさをそろえて紙ひもで十文字にしばる。
			・ダンボール ・なるべく小さくする。 ・紙ひもで十文字にしばって出す。	紙ひもで十文字にしばる。
	月1回の指定日	衣類(スーツ、Tシャツ、下着、シーツ等)	・もやせない専用ごみ専用袋に入れて、衣類の収集日に出す。	指定袋（もやせないごみ専用、緑色透明の袋）
もやせないごみ	月1回の指定日	埋立・危険なごみ 複合ごみ(小型家電製品や日用品などで、異なる材質で作られており、分解して分別することが難しいもの。)	・割れたガラスなどは包んで入れる。 ・指定袋に入らないものは「粗大ごみ」として出す。 ・危険物は表示し、包んで袋に入れるか適当なダンボール箱に入れる。 ・チェック欄にマークしたものだけを入れる。(それぞれに分別して出す。) ・蛍光管は買い替えするときに持って行き、販売店で引き取ってもらう。	指定袋（もやせないごみ専用、緑色透明の袋）
粗大ごみ	月1回の指定日	ソファー、机、テーブル、スプリングマット、タンス、布団類、じゅうたん類等。	・原則、指定袋に入らないもの。 ・金属類 80㎝ 以上のものは、自己搬入。	

※以降、もやせないごみ（粗大ごみ）を「粗大ごみ」、乾電池及び蛍光管を「その他ごみ」として表現します。

出典）吉野川市ごみ分別ガイドブック　平成 26 年度改訂版

2.　ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フロー（平成 29 年度）を図 3-1-1 に示します。

中央広域環境施設組合所有の中央広域環境センターにおいては、もやせるごみ及び可燃性残渣の溶融処理を行っています。

本市所有の吉野川市リサイクルセンターにおいては、カン・金属、びん等の資源ごみの選別・圧縮処理を行っており、粗大ごみは分別処理を行っています。

その他の資源ごみは、資源化事業者において資源化されています。また、本市所有の鴨島一般廃棄物最終処分場、徳島東部処分場（財団法人徳島県環境整備公社）及び民間最終処分場においては、もやせないごみ、スラグ残渣及び不燃性残渣の埋立最終処分を行っています。

※山川不燃物処理場は粗大ごみ及び木材等の市民からの持込み場所です。

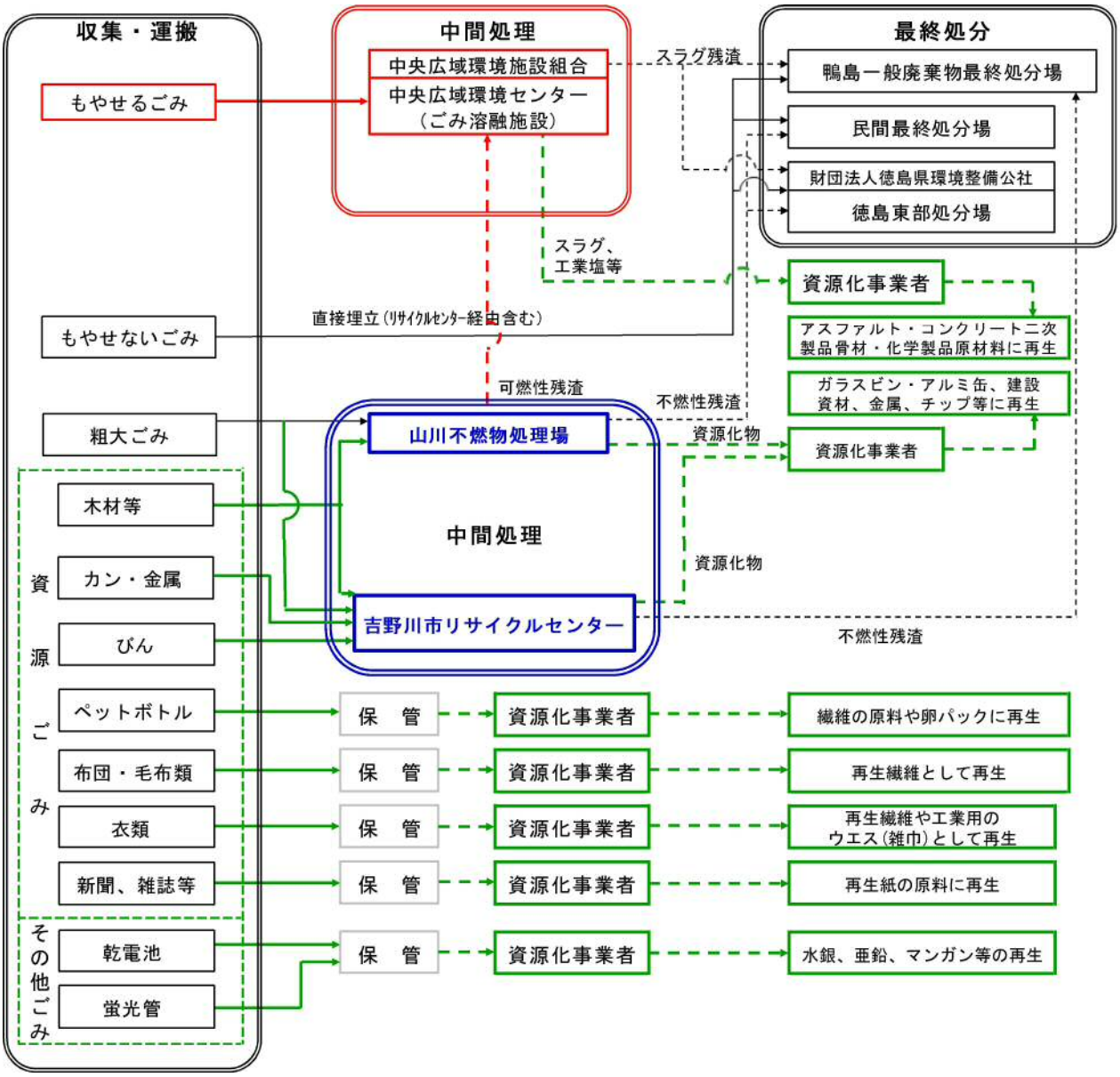

図3-1-1　ごみ処理フロー（平成 29 年度）

第２節　ごみ排出量等の推移

１．　ごみ排出量

本市における平成 19 年度から平成 27 年度までのごみ排出量を表 3-2-1 及び図 3-2-1 に示します。

生活系ごみは人口減少を背景に、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 年で約 20%減少しています。一方、事業系ごみは増加傾向にあり、同期間において約 29%増加しています。生活系ごみの分類別では、その他ごみ以外減少しており、特にもやせないごみが大きく減少しています。

表3-2-1　ごみ排出量の推移

年　度			H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口		（人）	46,513	46,122	45,426	45,007	44,665	44,234	43,753	43,235	42,618
生活系ごみ		（t/年）	12,973	11,788	10,683	10,459	10,611	10,630	10,351	10,227	10,311
	もやせるごみ	（t/年）	9,367	8,796	8,449	8,103	8,138	8,227	8,153	8,180	8,166
	もやせないごみ	（t/年）	850	941	381	377	383	465	320	167	161
	資源ごみ	（t/年）	2,444	1,737	1,498	1,656	1,906	1,833	1,760	1,735	1,776
	粗大ごみ	（t/年）	306	308	349	321	167	92	103	137	196
	その他ごみ	（t/年）	6	6	6	2	16	14	14	9	12
事業系ごみ		（t/年）	3,347	3,925	3,683	3,903	4,132	4,050	4,115	4,249	4,323
	もやせるごみ	（t/年）	3,347	3,925	3,683	3,903	4,132	4,050	4,115	4,249	4,323
合計		（t/年）	16,320	15,713	14,366	14,362	14,742	14,680	14,467	14,477	14,634

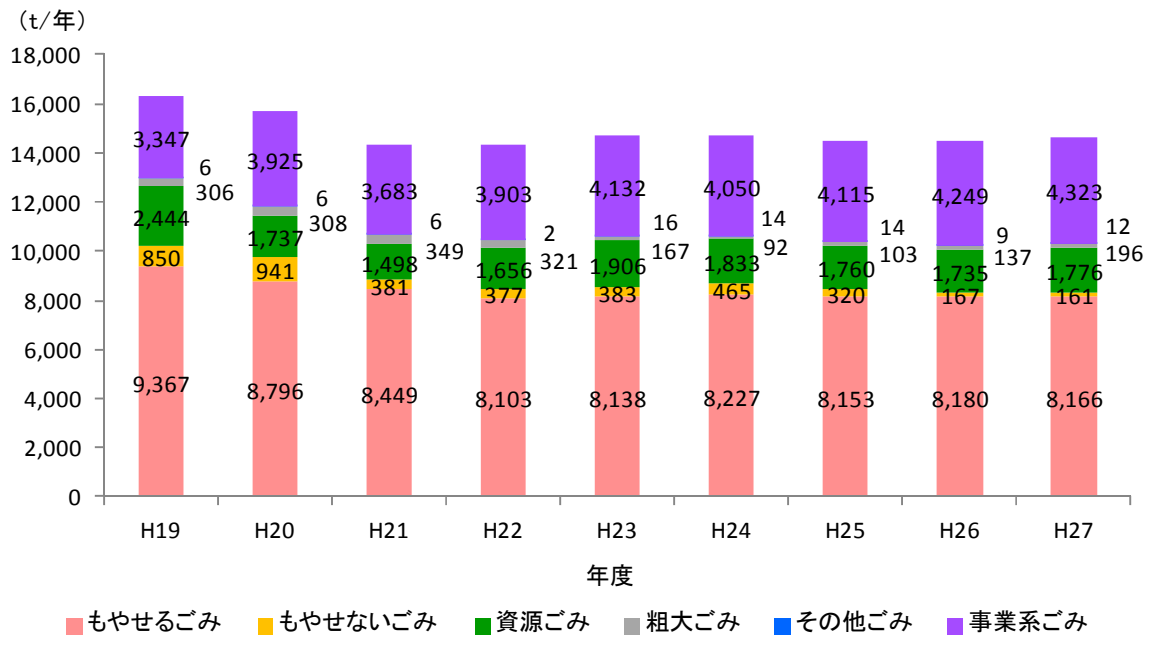

図3-2-1　ごみ排出量の推移

2.　1日1日当たりのごみ排出量

本市における平成 19 年度から平成 27 年度までの 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移を表 3-2-2 及び図 3-2-2 に示します。

1 人 1 日当たりのごみ排出量（合計）は平成 19 年度から平成 27 年度まで 9 年で約 2%減少しています。生活系ごみについては、全体としては減少しているものの、平成 22 年度を境に減少傾向から微増する傾向に転じております。また、事業系は全体を通して増加傾向にあります。

表3-2-2　1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

年　度			H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口		（人）	46,513	46,122	45,426	45,007	44,665	44,234	43,753	43,235	42,618
生活系ごみ		（g/人・日）	764.1	700.2	644.3	636.7	650.8	658.4	648.2	648.1	662.8
	もやせるごみ	（g/人・日）	551.7	522.5	509.6	493.3	499.2	509.6	510.5	518.4	525.0
	もやせないごみ	（g/人・日）	50.1	55.9	23.0	22.9	23.5	28.8	20.1	10.6	10.4
	資源ごみ	（g/人・日）	144.0	103.2	90.3	100.8	116.9	113.5	110.2	109.9	114.2
	粗大ごみ	（g/人・日）	18.0	18.3	21.0	19.5	10.3	5.7	6.5	8.7	12.6
	その他ごみ	（g/人・日）	0.4	0.4	0.4	0.1	1.0	0.8	0.9	0.6	0.8
事業系ごみ		（g/人・日）	197.1	233.2	222.1	237.6	253.4	250.8	257.7	269.3	277.9
	可燃ごみ	（g/人・日）	197.1	233.2	222.1	237.6	253.4	250.8	257.7	269.3	277.9
合計		（g/人・日）	961.3	933.4	866.4	874.3	904.3	909.2	905.9	917.4	940.8

備考）1 日 1 人当たりのごみ排出量＝ごみ総排出量÷365 日÷人口

四捨五入の関係で合計と内容が一致しない場合があります。

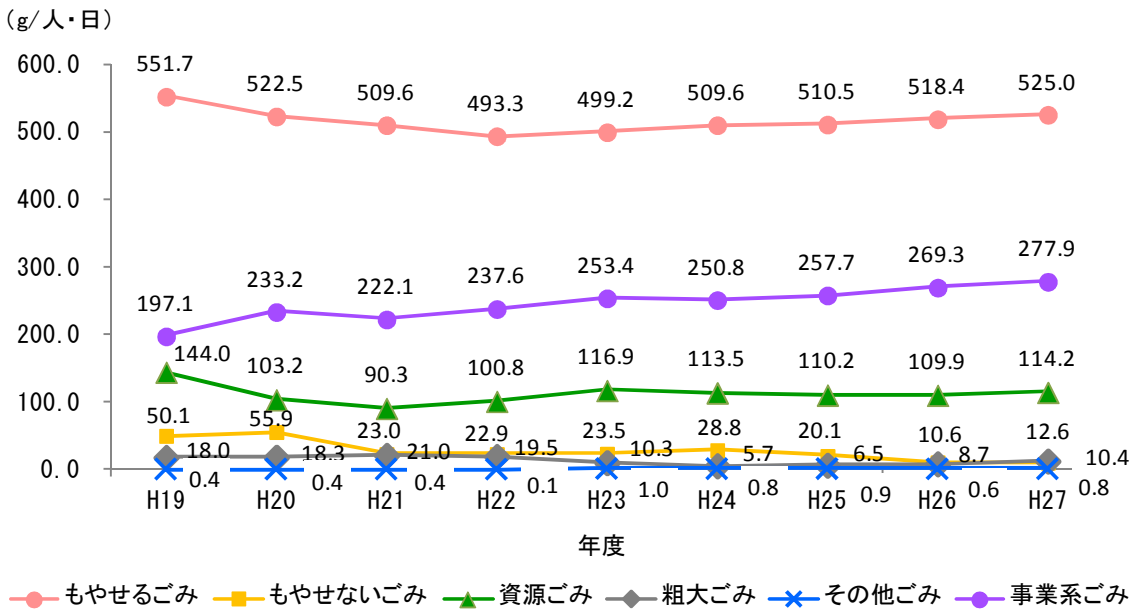

図3-2-2　1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

平成 23 年度から平成 27 年度までの過去 5 年間における本市、徳島県、国での 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移を表 3-2-3 及び図 3-2-3 に示します。

1 人 1 日当たりのごみ排出量（合計）を全国平均及び徳島県と平成 27 年度について比較すると、本市は 941g/人・日であり、全国平均の 941g/人・日と等しく、徳島平均の 960g/人・日を下回っています。

表3-2-3　1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移（本市、徳島県、国）

年　度			H23	H24	H25	H26	H27
本市	人口	（人）	44,665	44,234	43,753	43,235	42,618
	ごみ排出量	（t/年）	14,742	14,680	14,467	14,477	14,634
	1人1日当たりのごみ排出量	（g/人・日）	904	909	906	917	941
徳島県	人口	（人）	788,116	789,473	783,118	777,551	770,633
	ごみ排出量	（t/年）	279,156	277,243	274,147	274,702	269,984
	1人1日当たりのごみ排出量	（g/人・日）	970	962	959	968	960
国	人口	（人）	127,147,323	128,622,156	128,393,895	128,181,493	128,038,523
	ごみ排出量	（t/年）	45,430,324	45,234,116	44,874,119	44,316,662	43,980,873
	1人1日当たりのごみ排出量	（g/人・日）	979	964	958	947	941

備考）徳島県、国の値については環境省 HP を参照しています。

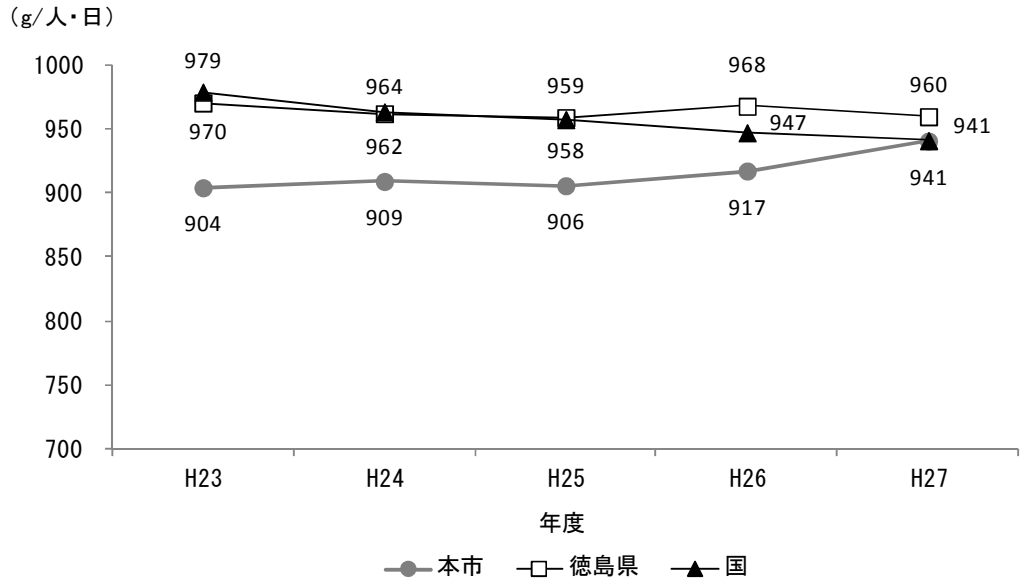

図3-2-3　1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

3.　ごみの性状

本市における平成 23 年度から平成 27 年度までの、もやせるごみの性状を表 3-2-4 に、また 5 年間の平均を図 3-2-4 に示します。

ごみの種類組成については、「紙・布類」が約 45～55%を占めています。

一方、三成分（水分・灰分・可燃分）については水分が約 50%を占めています。

表3-2-4　もやせるごみ性状の推移

項目＼測定年			H23	H24	H25	H26	H27	平均
ごみの種類組成	紙・布類	(%)	54.1	45.2	52.3	56.1	45.8	50.7
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	(%)	34.9	39.4	25.8	32.0	36.2	33.7
	木、竹、わら類	(%)	2.8	8.8	12.5	4.5	4.8	6.7
	ちゅう芥類	(%)	4.8	4.7	6.2	4.0	8.7	5.7
	不燃物類	(%)	1.8	1.2	0.6	2.0	3.1	1.7
	その他	(%)	1.6	0.7	2.6	1.4	1.5	1.6
単位体積重量		(kg/㎥)	152.0	118.0	145.0	109.0	118.0	128.4
三成分	水　分	(%)	49.5	47.3	50.8	43.9	40.8	46.5
	可燃分	(%)	44.6	46.6	43.3	48.6	52.5	47.1
	灰　分	(%)	5.9	6.1	5.9	7.5	6.8	6.4
低位発熱量（実測値）		(kJ/kg)	9,230	10,120	8,800	10,363	10,968	9,896

備考）環境省 HP を参照しています。（平成 28 年度については本計画策定時において公表されていません。また、平均値の合計は四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。）

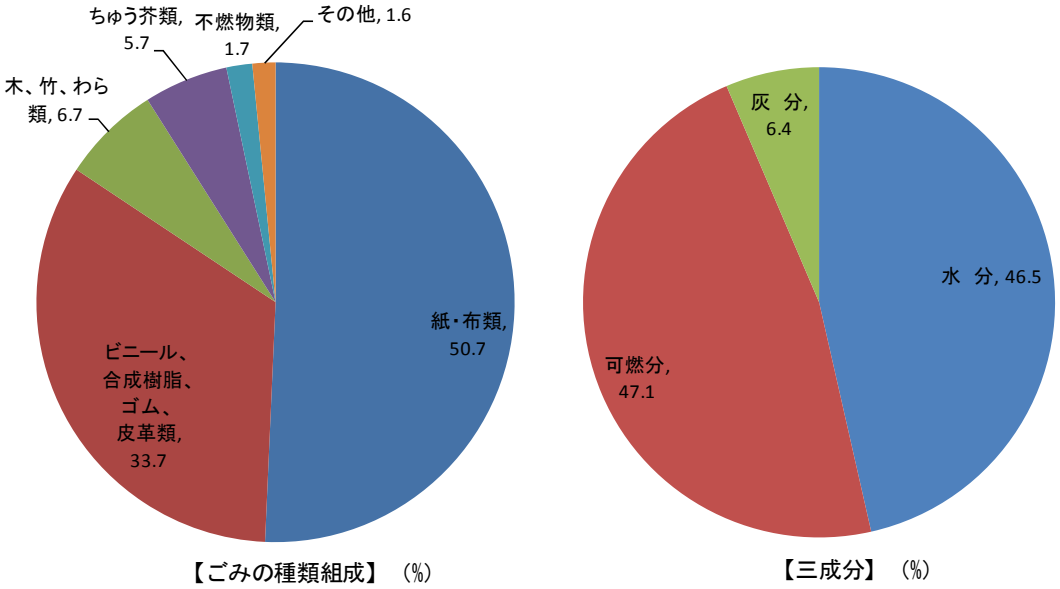

【ごみの種類組成】（%）　　【三成分】（%）

図3-2-4　もやせるごみの性状（平成 23～平成 27 年度平均）

4.　資源化量及びリサイクル率

本市における平成19年度から平成27年度までの資源化量の推移を表3-2-5及び図3-2-5、リサイクル率の推移（本市、徳島県、国）を表3-2-6及び図3-2-6に示します。

資源化量は減少傾向を示しており、平成19年度から平成27年度までの9年で約17%減少しています。

リサイクル率（平成27年度）については、本市17.4%は徳島県平均16.6%を上回っていますが、全国平均の20.5%を下回っています。

表3-2-5　資源化量の推移

年度			H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
溶融処理	スラグ	(t/年)	426	227	983	673	825	644	653	933	585
	その他	(t/年)	185	176	345	151	134	135	152	157	163
	小計	(t/年)	611	403	1,328	824	959	779	805	1,090	748
不燃物処理	金属類	(t/年)	15	14	13	9	8	4	5	7	9
リサイクル処理	カン・金属	(t/年)	318	219	229	170	294	276	241	246	240
	びん	(t/年)	384	378	352	389	361	334	350	306	322
	小計	(t/年)	702	597	581	559	656	610	591	552	562
直接資源化（委託処理）	古紙類	(t/年)	1,654	1,060	797	857	837	796	753	749	760
	ペットボトル	(t/年)	88	80	71	79	62	76	80	79	84
	衣類（古着類）	(t/年)	－	－	10	109	110	103	80	77	75
	布団・毛布類	(t/年)	－	－	－	－	88	97	94	87	80
	木材	(t/年)	－	－	－	－	99	103	107	130	141
	複合ごみ	(t/年)	6	6	6	54	54	47	55	60	75
	蛍光灯	(t/年)					1	1	1	1	2
	乾電池	(t/年)					7	0	5	0	5
	廃食用油	(t/年)	－	－	－	－	8	12	8	8	5
	小計	(t/年)	1,748	1,146	884	1,099	1,267	1,236	1,184	1,192	1,226
資源化量		(t/年)	3,076	2,160	2,806	2,491	2,890	2,629	2,585	2,841	2,545
ごみ処理量		(t/年)	16,079	15,475	13,385	14,362	14,742	14,680	14,467	14,477	14,634
リサイクル率		(%)	19.1	14.0	21.0	17.3	19.6	17.9	17.9	19.6	17.4

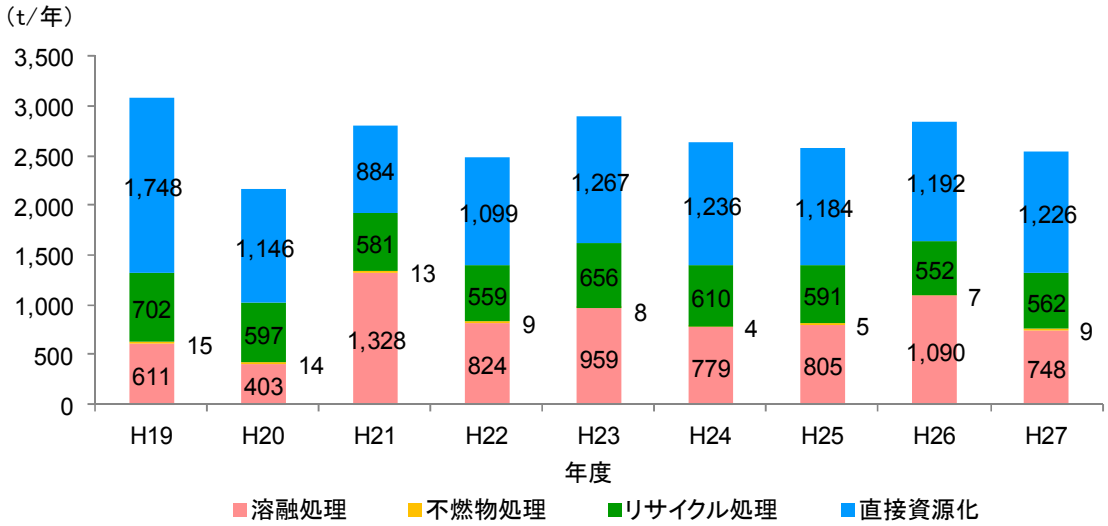

図3-2-5　資源化量の推移

表3-2-6　リサイクル率（本市、徳島県、国）

年度		H23	H24	H25	H26	H27
本　市	（%）	19.6	17.9	17.9	19.6	17.4
徳島県	（%）	18.1	17.3	16.8	16.9	16.6
国	（%）	20.6	20.5	20.7	20.6	20.5

備考）徳島県、国の値については環境省 HP を参照しています。（平成 28 年度については本計画策定時において公表されていません。）

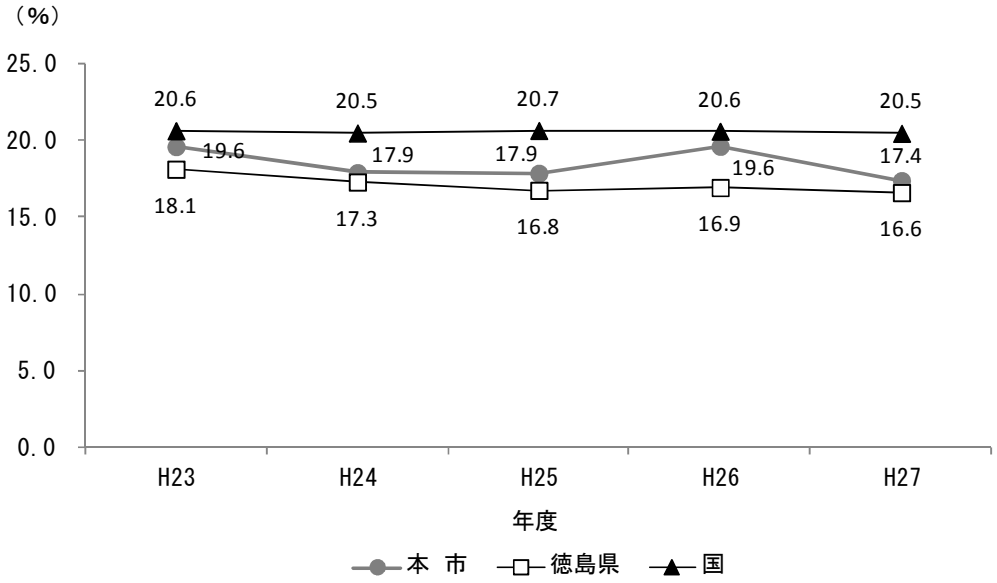

図3-2-6　リサイクル率（本市、徳島県、国）

$$\text{リサイクル率（\%）} = \frac{\text{資源化量※（t/年）}}{\text{ごみ処理量＋集団回収量（t/年）}} \times 100$$

※資源化量は直接資源化量、中間処理再生量及び集団回収量の合計です。

第３節　処理体制の現状

１．　収集･運搬

（１）　収集範囲

本市の収集範囲は、市全域を対象としています。

（２）　収集・運搬体制

本市におけるごみの収集・運搬体制を表 3-3-1 に示します。

生活系ごみについては直営による収集、事業系ごみについては許可業者による収集を行っています。

表3-3-1　ごみの収集・運搬車両状況

	直　営		許可業者		合計	
	台　数	積載量	台　数	積載量	台　数	積載量
	（台）	（t）	（台）	（t）	（台）	（t）
収集車	26	69	8	20	34	89

出典）一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票（H27 年度）

2.　処理･処分の形態

本市におけるごみの処理・処分の形態を表 3-3-2 及び表 3-3-3 に示します。

表3-3-2　ごみ処理・処分の形態（鴨島地区）

<table>
<tr><th colspan="2">種類及び区分</th><th>収集方式</th><th>収集・運搬</th><th colspan="2">処　理</th><th>処分</th></tr>
<tr><td rowspan="2">もやせる
ごみ</td><td>生活系</td><td>ステーション</td><td>直営</td><td rowspan="2">溶融</td><td rowspan="2">中央広域環境
施設組合</td><td rowspan="2">市
民間</td></tr>
<tr><td>事業系</td><td>個別</td><td>許可業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">もやせないごみ</td><td>ステーション</td><td>直営</td><td>埋立</td><td>市</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">資源ごみ</td><td>ステーション</td><td>直営</td><td>資源化</td><td>市
資源化業者</td><td>民間
容リ法指定業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他ごみ</td><td>拠点回収</td><td>自己搬入</td><td>資源化</td><td>市</td><td>民間</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">粗大ごみ</td><td rowspan="2">粗大ごみ処理券を
貼って</td><td rowspan="2">自己搬入</td><td>溶融</td><td>中央広域環境
施設組合</td><td>市</td></tr>
<tr><td>資源化</td><td>市
資源化業者</td><td>市
民間</td></tr>
</table>

備考）容リ法とは、容器包装リサイクル法のことです。

表3-3-3　ごみ処理・処分の形態（山川・川島・美郷地区）

<table>
<tr><th colspan="2">種類及び区分</th><th>収集方式</th><th>収集・運搬</th><th colspan="2">処　理</th><th>処分</th></tr>
<tr><td rowspan="2">もやせる
ごみ</td><td>生活系</td><td>ステーション</td><td>直営</td><td rowspan="2">溶融</td><td rowspan="2">中央広域環境
施設組合</td><td rowspan="2">市
民間</td></tr>
<tr><td>事業系</td><td>個別</td><td>許可業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">もやせないごみ</td><td>ステーション</td><td>直営</td><td>埋立</td><td>徳島県東
部処分場
民間</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">資源ごみ</td><td>ステーション</td><td>直営</td><td>資源化</td><td>市
資源化業者</td><td>民間
容リ法指定業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他ごみ</td><td>ステーション</td><td>直営</td><td>資源化</td><td>市</td><td>民間</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">粗大ごみ</td><td rowspan="2">粗大ごみ処理券を
貼って</td><td rowspan="2">自己搬入</td><td>溶融</td><td>中央広域環境
施設組合</td><td>市</td></tr>
<tr><td>資源化</td><td>市
資源化業者</td><td>市
民間</td></tr>
</table>

備考）容リ法とは、容器包装リサイクル法のことです。

3.　中間処理施設

本市から排出されるもやせるごみ及び可燃性残渣（破砕処理後の粗大ごみの一部）については、中央広域環境施設組合が所有する中央広域環境センターにおいて溶融処理（サーモセレクト式ガス化改質方式）を行い、エネルギーや有価物の回収（再生利用）をしています。

また、資源ごみ及び粗大ごみについては、本市で所有する吉野川市リサイクルセンターにおいて中間処理（選別・圧縮処理）を行っています。

施設の概要を表 3-3-4、表 3-3-5、表 3-3-6 及び図 3-3-1 に示します。

表3-3-4　溶融処理施設の概要

名称	中央広域環境センター
所有者	中央環境施設組合
所在地	徳島県阿波市吉野町西条字藤原 70 番地 1
供用開始	平成 17 年 8 月
処理方式	全連続ガス化改質炉（サーモセレクト式ガス化改質方式）
処理能力	120t/24h（60t/24h×2 炉）
処理対象	もやせるごみ、可燃性残渣（破砕処理後の粗大ごみの一部）

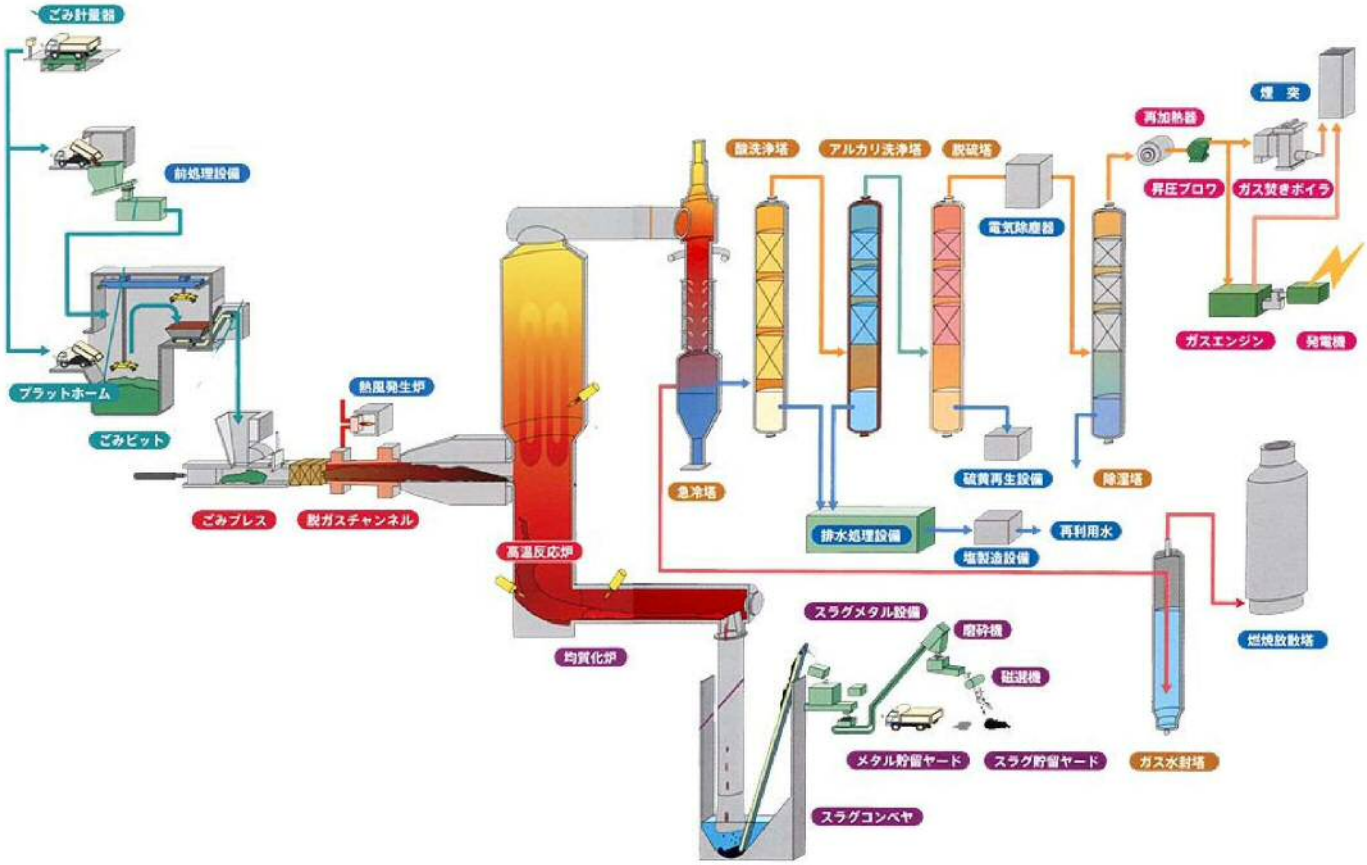

図3-3-1　溶融処理施設システムフロー図

表3-3-5　破砕・選別・資源化処理施設の概要

名称	吉野川市リサイクルセンター
所有者	本市
所在地	徳島県吉野川市川島町桑村字山ノ原 2998-6 他
供用開始	平成 26 年 10 月
処理方式	選別、保管
処理能力	7.83t/5h　（ストックヤード：約 1,490 ㎡）
処理対象	破砕ごみ（びん類）、圧縮ごみ（カン類）ペットボトル、衣類、布団、古紙、雑誌、金属類

名称	山川不燃物処理場
所有者	本市
所在地	徳島県吉野川市山川町堤外 141 番地 26
供用開始	昭和 53 年
処理方式	分別処理
処理対象	粗大ごみ、木材等（市民からの持ち込み）

表3-3-6　休止施設の概要

名称	鴨島環境センター
所有者	本市
所在地	徳島県吉野川市鴨島町森藤 2478 番地 8
供用開始	昭和 59 年 3 月
処理方式	機械化バッチ燃焼式焼却炉
処理能力	36t/8h（18t/8h×2 炉）
処理対象	もやせるごみ

（２） 溶融処理施設

本市における平成 23 年度から平成 27 年度までの溶融・焼却処理の実績を表 3-3-7 及び図 3-3-2 に示します。

平成 20 年度までは溶融処理（中央広域環境施設組合：中央広域環境センター）及び焼却処理（本市：鴨島環境センター）を行っていましたが、平成 21 年度以降は鴨島環境センターの休止に伴い、中央広域環境センター単独による溶融処理を行っています。

溶融処理後は平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年で約 18%減少しています。資源化物（スラグ、工業塩等）を除いた溶融残渣（スラグ残渣）は、鴨島一般廃棄物最終処分場、徳島東部処分場において埋立処分を行っています。

表3-3-7　溶融処理の実績

年　度			H23	H24	H25	H26	H27
溶融処理量		（t/年）	12,428	12,364	12,366	12,559	12,676
	生活系もやせるごみ	（t/年）	8,138	8,227	8,153	8,180	8,166
	事業系もやせるごみ	（t/年）	4,132	4,050	4,115	4,249	4,323
	可燃性残渣（破砕処理後の粗大ごみ）	（t/年）	159	88	98	130	187
溶融処理後量		（t/年）	1,026	840	892	1,164	840
	スラグ	（t/年）	825	644	653	933	585
	その他（工業塩等）	（t/年）	134	135	152	157	163
	溶融残渣（スラグ残渣）	（t/年）	67	61	87	74	92

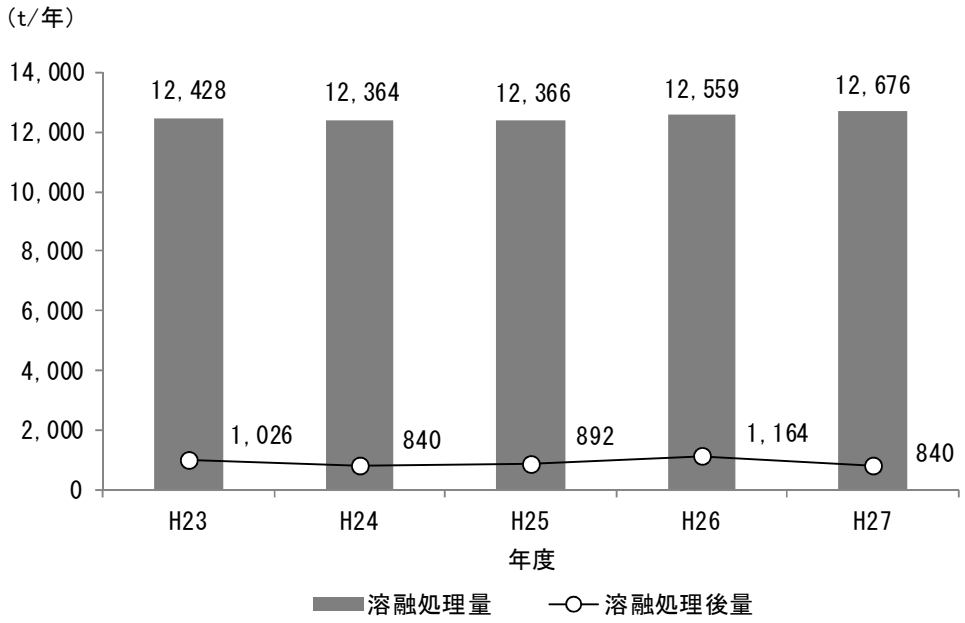

図3-3-2　溶融処理の実績

（３） 破砕・選別・資源化処理施設

本市における平成 23 年度から平成 27 年度までの資源化処理の実績を表 3-3-8 及び図 3-3-3 に示します。

本市から排出されたびん、カン・金属は、吉野川市リサイクルセンターにおいて選別・圧縮処理を行っています。粗大ごみについては吉野川市リサイクルセンターにおいて分別処理後、中央広域環境センターでの溶融処理や鴨島一般廃棄物最終処分場等での埋立処分、資源化事業者による資源化を行っています。一方、ペットボトル、布類、紙類、木材等その他（蛍光管・乾電池）については資源化事業者により資源化を行っています。

平成 27 年度の資源化量合計は 1,797t であり、平成 23 年度に比べ約 7%減少しています。

表3-3-8　資源化処理の実績

年度				H23	H24	H25	H26	H27
不燃物処理	処理量（粗大ごみ）		(t/年)	167	92	103	137	196
	処理後量		(t/年)	167	92	103	137	196
		①可燃性残渣	(t/年)	159	88	98	130	187
		②金属類	(t/年)	8	4	5	7	9
リサイクル処理	処理量		(t/年)	656	610	591	552	562
		カン・金属	(t/年)	294	276	241	246	240
		びん	(t/年)	361	334	350	306	322
	処理後量		(t/年)	656	610	591	552	562
		③カン・金属	(t/年)	294	276	241	246	240
		④びん	(t/年)	361	334	350	306	322
⑤直接資源化			(t/年)	1,267	1,236	1,184	1,192	1,226
資源化量合計（②＋③＋④＋⑤）			(t/年)	1,931	1,850	1,780	1,751	1,797
可燃性残渣（溶融処理対象：①）			(t/年)	159	88	98	130	187

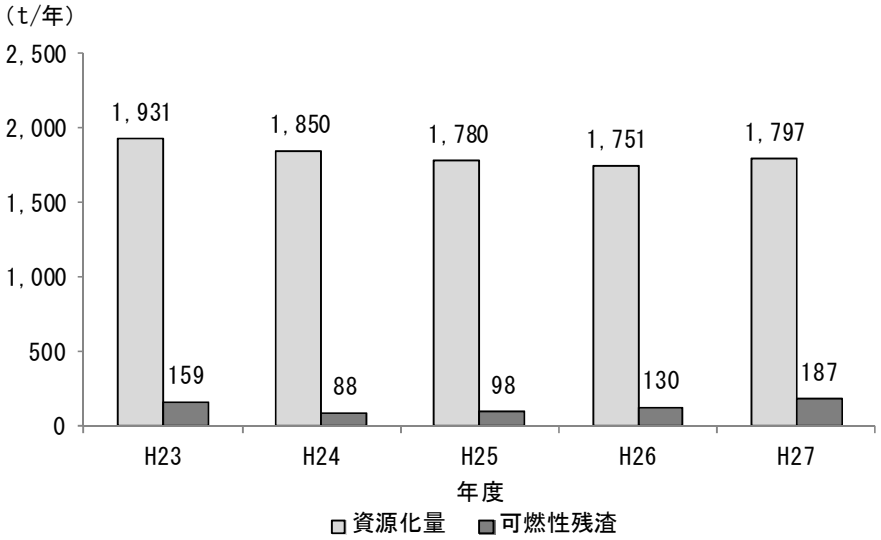

図3-3-3　資源化処理の実績

4. 最終処分場

最終処分場の概要を表 3-3-9 に、平成 23 年度から平成 27 年度までの最終処分量を表 3-3-10、図 3-3-4 及び図 3-3-5 に示します。

鴨島一般廃棄物最終処分場及び徳島東部処分場においては、もやせないごみ及び溶融残渣（スラグ残渣）、民間処分場においては、もやせないごみの埋立処分を行っています。

平成 27 年度の最終処分量合計は 253t であり、平成 23 年度に比べ約 46%減少しています。

また、鴨島一般廃棄物最終処分場への埋立容量を表 3-3-11 及び図 3-3-6 に示します。

表3-3-9　最終処分場の概要

名称	鴨島一般廃棄物最終処分場
所有者	本市
所在地	徳島県吉野川市鴨島町山路 2156 番地 1
設　立	平成 15 年 3 月
埋立面積	5,000 ㎡
埋立容量	35,000 ㎥
処理対象	もやせないごみ、粗大ごみ（直接埋立対象）、焼却残渣、溶融残渣、不燃性残渣
種類	管理型最終処分場

備考）平成 21 年度以降は粗大ごみ（直接埋立対象）及び焼却灰の埋立処分は行っていません。

名称	徳島県東部処分場
所有者	財団法人　徳島県環境整備公社
所在地	徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野 6
設　立	平成 19 年 4 月
埋立面積	155,951 ㎡
埋立容量	1,440,000 ㎥
受け入れ品目	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、ばいじん、無機性汚泥、燃え殻、鉱さい、廃石膏ボード、シュレッダーダスト、一般廃棄物、陸上建設残土、湾岸浚渫土砂
種類	管理型最終処分場

表3-3-10　最終処分量の推移

年　　度			H23	H24	H25	H26	H27
鴨島一般廃棄物最終処分場		(t/年)	192	172	150	111	148
	溶融残渣（スラグ残渣）	(t/年)	67	61	87	74	92
	もやせないごみ（直接埋立対象）	(t/年)	125	111	63	37	56
徳島東部処分場		(t/年)	32	16	19	9	5
	もやせないごみ（直接埋立対象）	(t/年)	32	16	19	9	5
民間最終処分場		(t/年)	225	338	239	121	100
	もやせないごみ（直接埋立対象）	(t/年)	225	338	239	121	100
最終処分量合計		(t/年)	450	526	407	241	253
	溶融残渣（スラグ残渣）	(t/年)	67	61	87	74	92
	もやせないごみ（直接埋立対象）	(t/年)	383	465	320	167	161

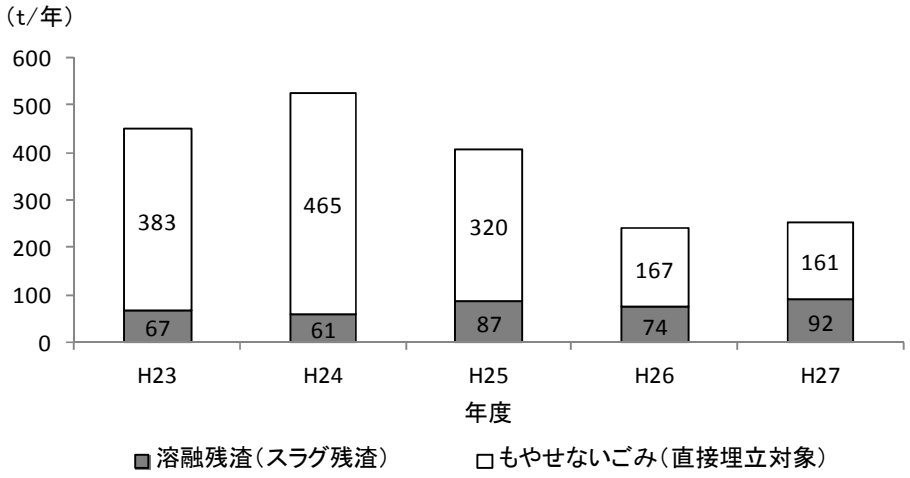

図3-3-4　最終処分量の推移

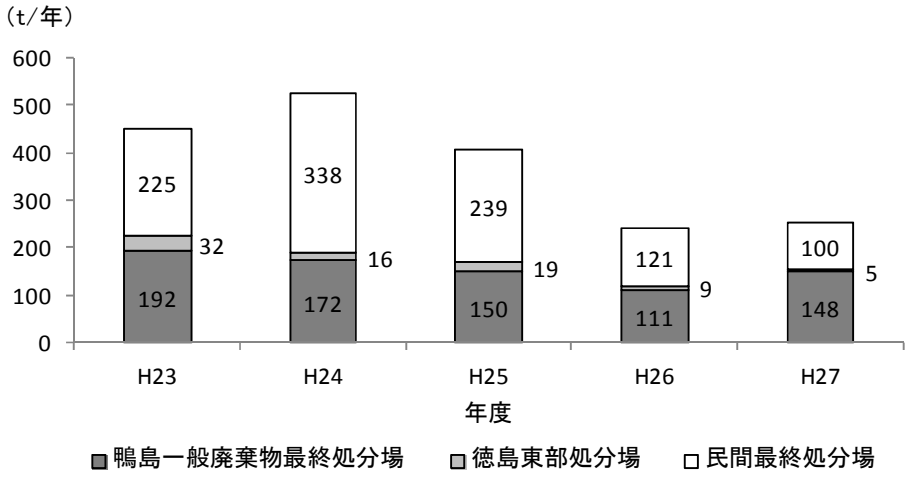

図3-3-5最終処分場における受入量の推移

表3-3-11　鴨島一般廃棄物最終処分場への埋立容量

年　　度			H23	H24	H25	H26	H27
埋立量		(t/年)	192	172	150	111	148
	溶融残渣（スラグ残渣）	(t/年)	67	61	87	74	92
	もやせないごみ（直接埋立対象）	(t/年)	125	111	63	37	56
埋立容量		(㎥/年)	277	486	295	93	244
残余容量		(㎥)	5,947	5,461	5,166	5,073	4,829

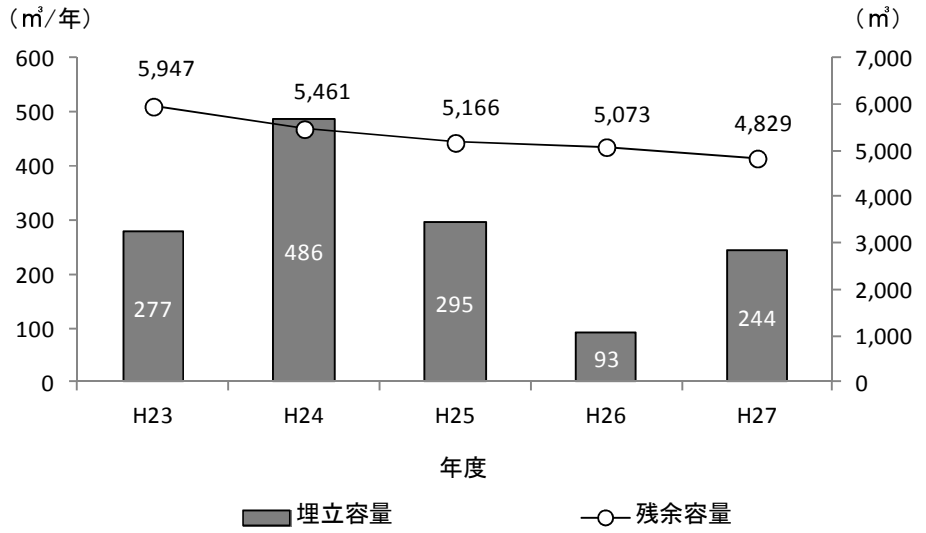

図3-3-6　鴨島一般廃棄物最終処分場への埋立容量の推移

第４節　一般廃棄物処理システムの評価

１．　評価について

平成 28 年 9 月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」においては、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとされています。そのため、本指針に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市との比較分析を行いました。なお、システム分析に当たっては、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール　平成 27 年度版」（以下「支援ツール」という。）を用いて実施しました。

２．　類似都市の選定

支援ツールを用い、類似都市の選定を実施しました。

なお、選定にあったては、人口形態、人口区分、産業構造の全ての項目において本市と同様の形態を示していることを条件としました。

類似都市の概要及び表 3-4-1 及び表 3-4-2 に示します。

表3-4-1　類似都市の概要

人口形態	都市
人口区分	35,000 人以上～55,000 人未満
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%未満、Ⅲ次人口比 55%以上

表3-4-2　類似都市の一覧（93 都市）

都道府県	類似都市	都市数	都道府県	類似都市	都市数
北海道	網走市、稚内市、伊達市、北斗市	4	兵庫県	洲本市、篠山市、淡路市、宍粟市	4
青森県	黒石市、三沢市	2	和歌山県	海南市	1
岩手県	大船渡市、久慈市、釜石市	3	鳥取県	倉吉市	1
宮城県	白石市、東松山市	2	島根県	益田市、大田市、安来市、雲南市	4
山形県	新庄市	1	岡山県	瀬戸内市、赤磐市、真庭市	3
福島県	相馬市	1	広島県	三次市、庄原市	2
茨城県	下妻市、常陸太田市、常陸大宮市、稲敷市、かすみがうら市、小美玉市	6	山口県	萩市、長門市	2
栃木県	さくら市	1	徳島県	小松島市、本市	2
群馬県	沼田市、みどり市	2	香川県	坂出市、さぬき市	2
千葉県	館山市、富津市、富里市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市	7	愛媛県	八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市	4
神奈川県	三浦市	1	高知県	南国市、四万十市	2
新潟県	糸魚川市、阿賀野市、魚沼市	3	福岡県	筑後市、大川市、嘉麻市、みやま市	4
富山県	砺波市	1	佐賀県	武雄市、小城市	2
山梨県	山梨市、北杜市	2	長崎県	島原市、五島市	2
長野県	須坂市、小諸市、	2	熊本県	山鹿市、宇土市	2
岐阜県	恵那市、郡上市、海津市	3	大分県	臼杵市、豊後大野市、由布市	3
静岡県	伊豆の国市	1	宮崎県	小林市	1
三重県	志摩市	1	鹿児島県	出水市、指宿市、日置市、南さつま市	4
滋賀県	高島市	1	沖縄県	石垣市、宮古島市、南城市	3
京都府	綾部市	1			

3.　支援ツールによる分析結果

支援ツールを用いて実施したシステムの分析結果を表 3-4-3 及び図 3-4-1 に示します。

表3-4-3　システムの分析結果

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人･日)	(t/t)	(t/t)	(円/人･年)	(円/t)
平　均	0.932	0.183	0.102	12,354	38,616
最　大	1.364	0.467	0.812	25,747	97,908
最　小	0.613	0.046	0.000	2,858	8,434
本　市	0.928	0.174	0.017	20,833	56,701

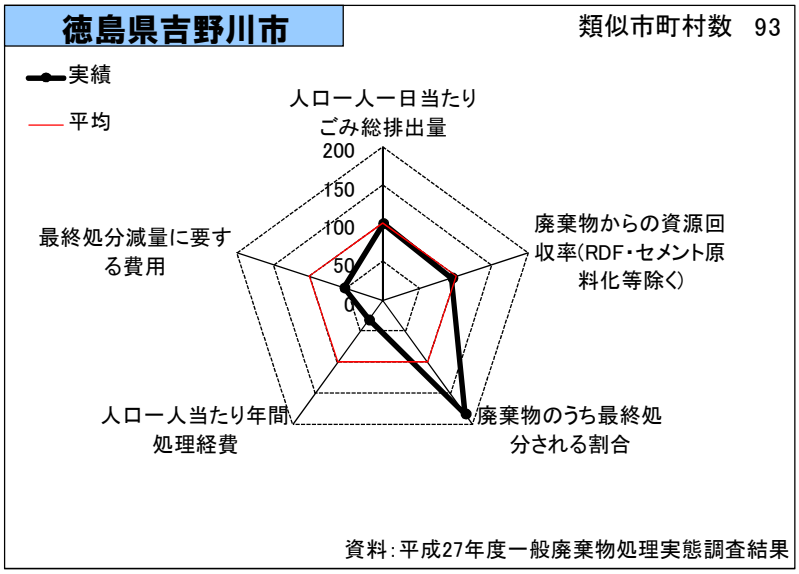

備考）図中における太線（黒線）は本市実績、赤色の線は類似都市の平均です。面積が大きく形が整った正五角形が形成されるほどバランスが良いごみ処理が行われていることを示します。

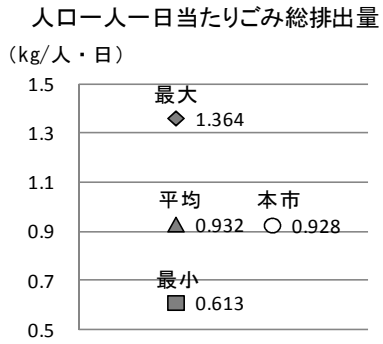

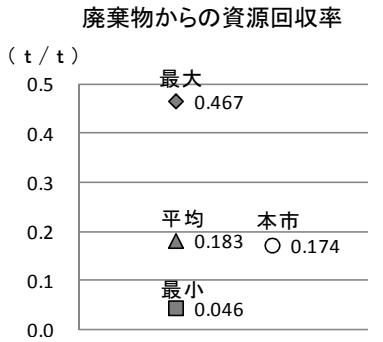

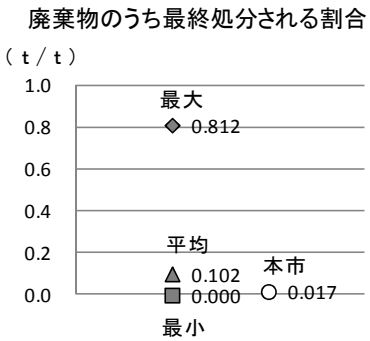

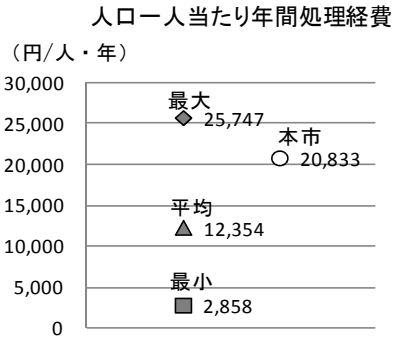

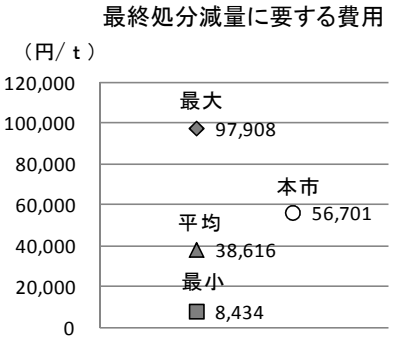

図3-4-1　システムの分析結果（指標値）

4. 分析結果の評価

分析結果についての評価を表 3-4-4 に示します。

類似都市の平均と比較すると「人口 1 人当たりの年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」が高いという結果になっています。この要因としては、中央広域環境センターにおける溶融処理に使用する燃料や維持管理に伴う費用が大きく影響していると考えられます。

また、「廃棄物からの資源回収率」は平均よりも少し少ない回収率を示しています。

一方、「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」は平均より少なくなっており、一般的な焼却処理と比べて減容率の高い溶融処理を行っているため、「廃棄物のうち最終処分される割合も非常に少なくなっていると考えられます。

表3-4-4　分析結果についての評価

①	人口 1 人 1 日当たりのごみ総排出量	算出式：ごみ総排出量÷365÷計画収集人口×10^3
	人口 1 人 1 日当たりのごみ総排出量については、類似都市の平均 0.932kg/人・日に対し、本市は 0.928kg/人・日であり、平均より少ない状況にあります。	
②	廃棄物のからの資源回収率	算出式：資源化量÷ごみ総排出量
	廃棄物のからの資源回収率については、類似都市の平均 0.183t/t に対し、本市は 0.174t/t であり、平均より少ない状況にあります。	
③	廃棄物のうち最終処分される割合	算出式：最終処分量÷ごみ総排出量
	廃棄物のうち最終処分される割合については、類似都市の平均 0.102t/t に対し、本市は 0.017t/t であり、平均より非常に少なくなっています。	
④	人口 1 人当たりの年間処理経費	算出式：処理及び維持管理費÷計画収集人口
	人口 1 人当たりの年間処理経費については、類似都市の平均 12,354 円/人・年に対し、本市は 20,833 円/人・年と非常に高くなっています。	
⑤	最終処分減量に要する費用	算出式：（処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費－車両等購入費）÷（ごみ総排出量－最終処分量）
	最終処分量に要する費用（最終処分工程に至るまでに、収集運搬や中間処理などに要した経費）は、類似都市平均の 38,616 円/t に対し、本市は 56,701 円/t と非常に高くなっています。	

第５節　現状の分析

１．　現行計画(中間目標年度)における達成状況

現行計画における目標値及び達成状況を表 3-5-1 に示します。

現行計画では、ごみの排出抑制等の施策推進により減量化対策を実施した場合のごみ排出量について、中間目標年度及び目標年度毎の目標値が示されています。

中間目標年度（平成 27 年度）における達成状況は、ごみ排出量は 93.7%、1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 89.2%でした。

表3-5-1　現行計画（中間目標年度）における達成状況

年度 / 項目	現行計画における中間目標年度（平成 27 年度）		達成状況
	目標値	実績	
人　口	44,430 人	42,618 人	―
ごみ排出量	13,771t/年	14,634t/年	93.7%
1 人 1 日当たりのごみ排出量	849g/人・日	941g/人・日	89.2%

備考）1 人 1 日当たりのごみ排出量については、本計画において比較するための算出を行いました。

２．　本市における課題

（１）　減量化の課題

本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量をみると、生活系は近年微増しており、事業系についても増加傾向を示しているため、排出抑制を図っていく必要があります。

また、三成分（水分・灰分・可燃分）の約 50%を占める水分の多くは、もやせるごみ中のちゅう介類に含まれていることから、減量化を推進するための対策について拡充を図る必要があります。

（２）　資源化の課題

平成 27 年度の本市におけるリサイクル率は 17.4%であり、徳島県平均の 16.6%、全国平均の 20.5%と比較すると徳島県平均を上回っていますが、全国平均を下回っています。

もやせるごみの組成においては、紙・布類が約 50%を占めた高い割合であることから、資源化可能な品目が混入していると考えられます。

そのため、資源可能な品目について、さらに回収率を高めて行く対策（分別の徹底）の拡充を図る必要があります。

（３） 最終処分の課題

本市では、中央広域環境センターにおけるもやせるごみ及び可燃性残渣（破砕処理後の粗大ごみの一部）の全量溶融処理により、最終処分量の大幅な削減が図られていますが、貴重な最終処分場を可能な限り長期的に確保していくためにも、継続した最終処分量の削減に取り組み、延命を図っていく必要があります。

また、最終処分先である鴨島一般廃棄物最終処分場、徳島東部処分場及び民間最終処分場の各々に適合した対象物の最終処分に努める必要があります。

（４） 施設整備の課題

本市における休止施設（鴨島環境センター）の解体については、跡地の有効利用などを勘案した整備を図っていく必要があります。

また、中央広域環境施設組合の現有施設の使用期限が平成 37 年 7 月末となっていることから、事業工程（用地選定から施設竣工までの期間）を鑑みると、次施設について早急な検討の必要性があります。

第４章　ごみ処理基本計画

第１節　基本理念･基本方針

１．　基本理念

循環社会の形成に向けて限られた資源を有効に使用し、ごみの減量化・再資源化を推進することで、環境への負荷軽減を図る必要があります。

本市では、吉野川市環境基本計画において、「現在および将来の市民の良好な環境確保」や「環境負荷が少ない持続的な循環型社会の構築」、「地域環境と地球環境にも配慮した自発的な取組」、「市、事業者及び市民の協働」を基本理念とし、廃棄物処理に係る基本目標として「地球環境にやさしいまち」を掲げています。

そのため、市民や事業者との協働による 4R の推進を行うことで、本市で暮らす一人ひとりが廃棄物の排出量を抑制・削減する取り組みを意識・実践し、自然と共生する環境負荷の小さいまちをめざします。

基本理念

廃棄物の適正処理と再利用の推進による循環社会のまちづくり

２．　基本方針

本市におけるごみ処理基本計画の基本方針を示します。

基本方針１　ごみ減量化の推進

循環型社会の形成に向けて、資源ごみの分別収集を徹底し、市民に分かりやすいように周知を行います。また、ごみ問題全般の広報活動に取り組み、ごみの減量を通じて環境負荷軽減に向けた市民の意識啓発を図ります。

基本方針２　再資源化の促進

ごみ処理施設におけるリサイクル機能を維持するとともに、資源ごみの分別収集の徹底や店頭回収実施事業者との連携等により廃棄物の再資源化を促進します。

基本方針３　ごみの安全・安心な適正処理

ごみの排出から最終処分に至るまで一般廃棄物の安心・安全で適正な処理を行い、かつ環境に配慮した一般廃棄物処理システムの整備を行います。

第２節　将来人口の予測

１．　予測方法

本市の人口予測は、まず過去 10 年間（平成 19～28 年度）の住民基本台帳人口実績を基に予測を行います。次に本市では、平成 28 年 2 月に吉野川市人口ビジョンを策定し、2040 年に 34,000 人の人口維持を目指すとしていることから、過去 10 年間の実施を基にした予測値を補正し、2040 年度の人口は 34,000 人とします。

推計式を求める方法として、次の 6 ケース（「ごみ処理施設構造指針解説」（厚生省水道環境部監修）に示される 6 式）について検討します。ただし、実績値の変動が大きく一定の傾向がない場合（相関係数が低い場合）や現実的でない場合には，現況固定（平成 27 年度の実績値で推移）や平均値により予測値を設定します。

①	一次傾向線	$y = ax + b$
②	二次傾向線	$y = ax^2 + bx + c$
③	一次指数曲線	$y = a \times b^x$
④	べき曲線	$y = y_0 + a \times x^b$
⑤	対数曲線	$y = a \times \ln(x) + b$
⑥	ロジスティック曲線	$y = K / (1 + e^{(a-bx)})$
	x	年度（基本年からの経過年数）
	y	x 年度（基本年から x 年後）の推計値
	y_0	実績初年度の値
	K	過去の実績値から求められる飽和値
	a，b，c	最小二乗法により求められる定数

２．　人口予測

人口の予測値は、生活排水処理基本計画中の生活排水処理形態別人口の予測にも使用することから、地区別に行います。予測結果を表 4-2-1 及び図 4-2-1 に示します。

表4-2-1　将来人口の推計

年度	旧鴨島町	旧川島町	旧山川町	旧美郷村	計
H28	23,432	7,539	10,164	993	42,128
H29	23,310	7,523	10,084	991	41,908
H30	23,170	7,442	9,943	968	41,523
H31	23,030	7,363	9,801	946	41,140
H32	22,891	7,285	9,664	924	40,764
H33	22,753	7,207	9,527	902	40,389
H34	22,616	7,130	9,393	880	40,019
H35	22,479	7,055	9,260	860	39,654
H36	22,342	6,979	9,129	840	39,290
H37	22,208	6,905	9,000	821	38,934
H38	22,073	6,831	8,873	801	38,578

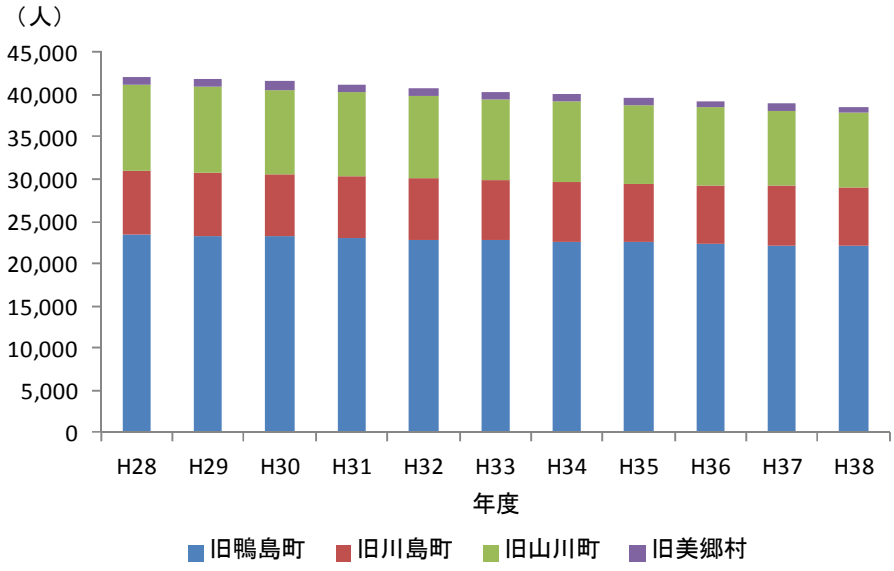

図4-2-1　将来人口の推計

第３節　ごみ排出量の予測

１．　予測の手順

将来のごみ発生量及び処理・処分量の予測方法を図 4-3-1 に示します。

過去 5 年間におけるごみの種類別排出原単位を推計式に当てはめ、求めた予測値に推計人口及び 365 日（t/日については 365 日のみ）を乗じて、将来のごみの種類別発生量を算出しました。

次に、直近年度における残渣発生率や有価物の回収率を用い、将来の資源化量・最終処分量を算出しました。

なお、推計式については人口予測に用いた 6 式と同様です。

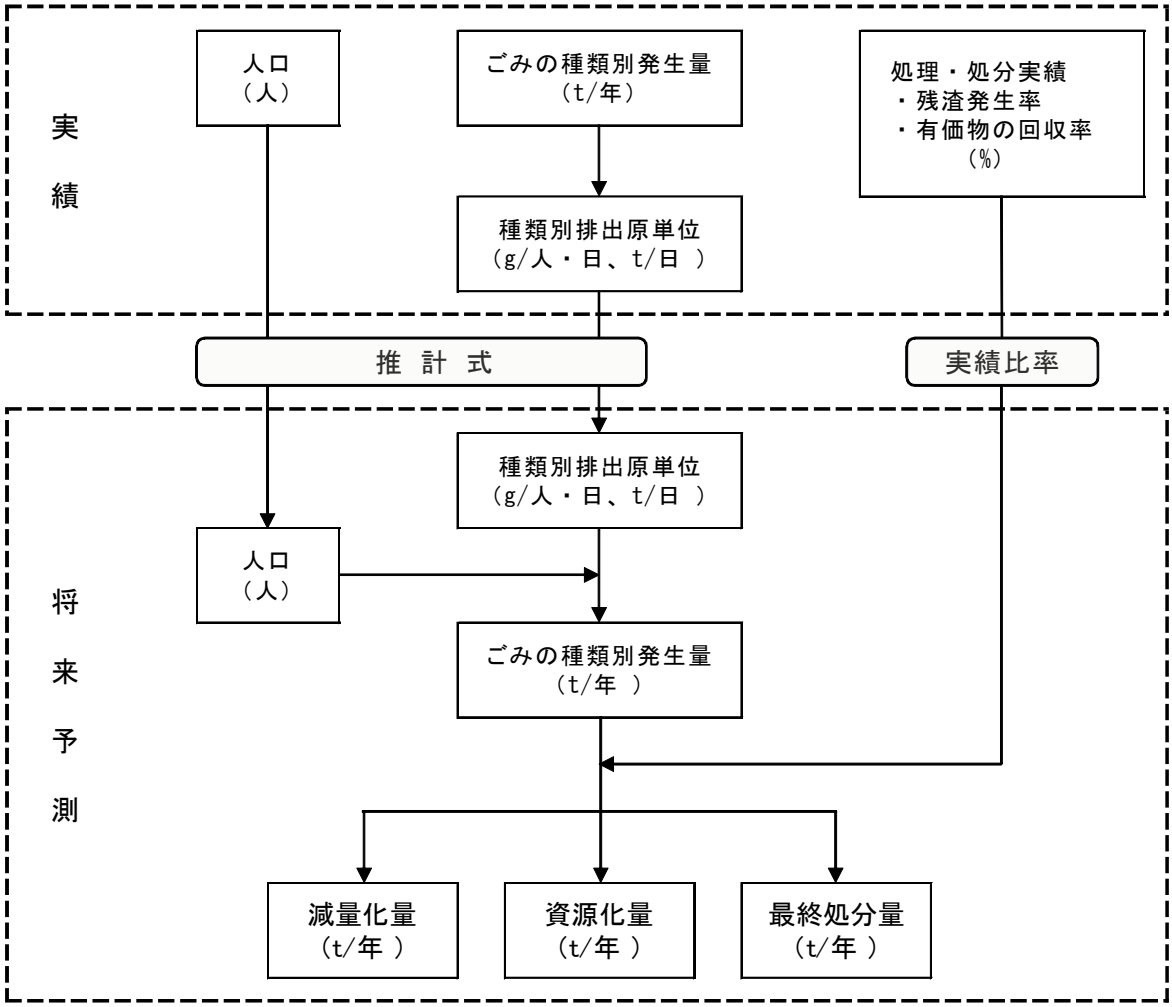

図4-3-1　予測手法

2.　ごみ排出量の予測

（1）　ごみ排出量の予測

生活系ごみ及び事業系ごみにおけるごみ排出原単位及び排出量の予測結果を表 4-3-1、図 4-3-2 及び図 4-3-3 に示します。

表4-3-1　ごみ排出量の予測

項目 ＼ 年度		実績値	予測値	
		H27	H33	H38
吉野川市人口	人	42,618	40,389	38,578
1人1日当たり排出量	g/人・日	940.77	952.25	958.88
生活系ごみ	g/人・日	662.83	668.97	670.05
もやせるごみ	g/人・日	524.95	535.08	537.27
もやせないごみ	g/人・日	10.37	10.37	10.37
資源ごみ	g/人・日	114.16	110.23	109.01
カン・金属	g/人・日	15.41	13.64	12.96
古紙類	g/人・日	48.82	45.84	45.06
びん	g/人・日	20.73	20.73	20.73
ペットボトル	g/人・日	5.38	6.08	6.42
衣類（古着類）	g/人・日	4.81	4.81	4.81
布団・毛布類	g/人・日	5.15	5.15	5.15
木材	g/人・日	9.06	9.06	9.06
複合ごみ	g/人・日	4.80	4.80	4.80
粗大ごみ	g/人・日	12.57	12.57	12.57
その他ごみ	g/人・日	0.79	0.75	0.85
蛍光灯	g/人・日	0.10	0.10	0.11
乾電池	g/人・日	0.33	0.33	0.33
廃食用油	g/人・日	0.35	0.35	0.35
事業系ごみ	g/人・日	277.94	283.28	288.86
もやせるごみ	g/人・日	277.94	283.28	288.86
年間量	t/年	14,634	14,038	13,502
生活系ごみ	t/年	10,311	9,862	9,435
もやせるごみ	t/年	8,166	7,888	7,565
もやせないごみ	t/年	161	153	146
資源ごみ	t/年	1,776	1,625	1,535
カン・金属	t/年	240	201	182
古紙類	t/年	760	676	634
びん	t/年	322	306	292
ペットボトル	t/年	84	90	90
衣類（古着類）	t/年	75	71	68
布団・毛布類	t/年	80	76	73
木材	t/年	141	134	128
複合ごみ	t/年	75	71	68
粗大ごみ	t/年	196	185	177
その他ごみ	t/年	12	11	12
蛍光灯	t/年	2	1	2
乾電池	t/年	5	5	5
廃食用油	t/年	5	5	5
事業系ごみ	t/年	4,323	4,176	4,067
もやせるごみ	t/年	4,323	4,176	4,067

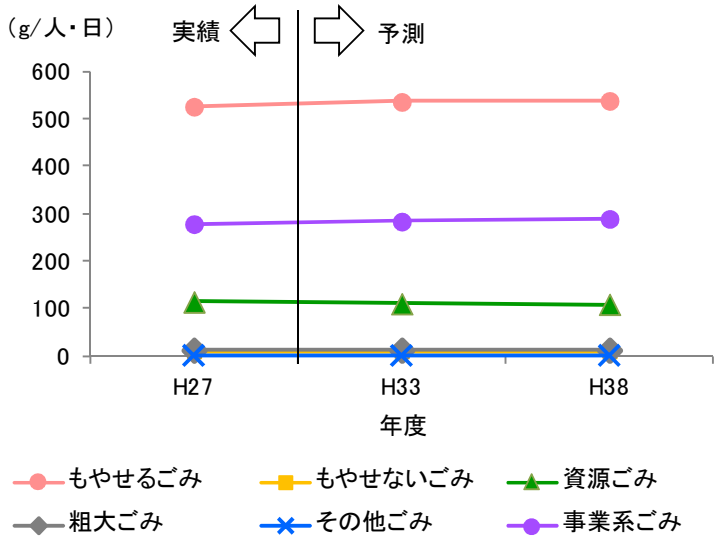

図4-3-2　１人１日当たりのごみ排出量の予測

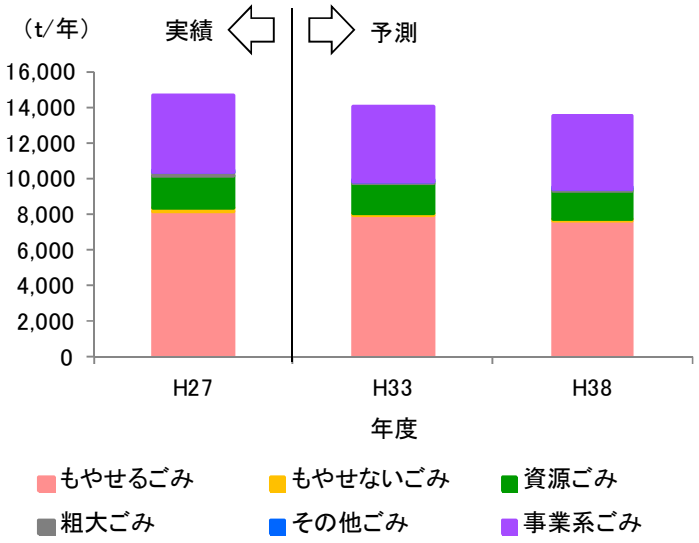

図4-3-3　ごみ排出量の予測

（２） ごみ処理量の予測

ごみ排出量の予測結果を考慮し、現状のごみ処理体制を維持した場合のごみ処理量の予測結果を表 4-3-2 及び図 4-3-4 に示します。

表4-3-2　ごみ処理量の予測

項目	年度	実績値	予測値	
		H27	H33	H38
処理量（委託量除く）	t/年	13,434	12,932	12,452
溶融処理	－	－	－	－
処理量	t/年	12,676	12,240	11,801
生活系もやせるごみ	t/年	8,166	7,888	7,565
事業系もやせるごみ	t/年	4,323	4,176	4,067
可燃性残渣	t/年	187	176	169
処理後量	t/年	840	935	900
スラグ	t/年	585	714	688
その他（工業塩等）	t/年	163	146	140
溶融残渣（スラグ残渣）	t/年	92	75	72
残渣率	%	7	8	8
スラグ	%	5	6	6
その他（工業塩等）	%	1	1	1
溶融残渣（スラグ残渣）	%	1	1	1
不燃物処理	－	－	－	－
処理量	t/年	196	185	177
粗大ごみ	t/年	196	185	177
処理後量	t/年	196	185	177
可燃性残渣	t/年	187	176	169
金属類	t/年	9	9	8
残渣率	%	100	100	100
可燃性残渣	%	95	95	95
金属類	%	5	5	5
リサイクル処理	－	－	－	－
処理量	t/年	562	507	474
カン・金属	t/年	240	201	182
びん	t/年	322	306	292
処理後量	t/年	562	507	474
カン・金属	t/年	240	201	182
びん	t/年	322	306	292
委託処理（直接資源化）	－	－	－	－
委託量	t/年	1,226	1,129	1,073
古紙類	t/年	760	676	634
ペットボトル	t/年	84	90	90
衣類（古着類）	t/年	75	71	68
布団・毛布類	t/年	80	76	73
木材	t/年	141	134	128
複合ごみ	t/年	75	71	68
蛍光灯	t/年	2	1	2
乾電池	t/年	5	5	5
廃食用油	t/年	5	5	5

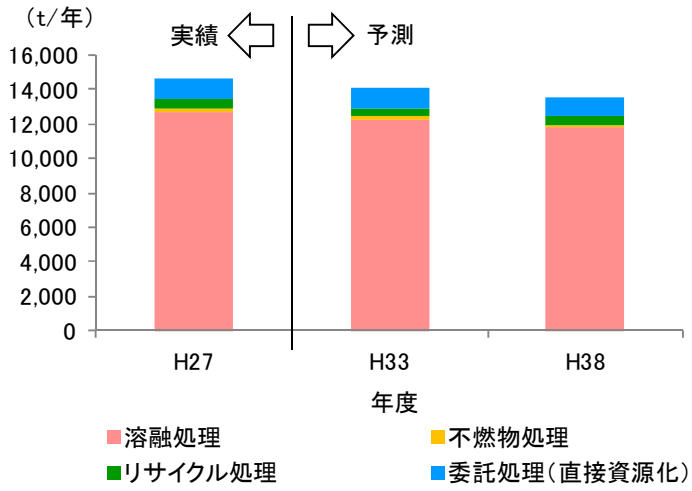

図4-3-4　ごみ処理量の予測

（３） 資源化量及び最終処分量の予測

ごみ処理量の予測結果から求めた資源化量及び最終処分量の予測結果を表 4-3-3、図 4-3-5 及び図 4-3-6 に示します。

表4-3-3　資源化量及び最終処分量の予測

項目 ＼ 年度		実績値	予測値	
		H27	H33	H38
資源化	－	－	－	－
資源化量	t/年	2,545	2,505	2,383
中間処理後	t/年	1,319	1,376	1,310
スラグ	t/年	585	714	688
その他（工業塩等）	t/年	163	146	140
金属類	t/年	9	9	8
カン・金属	t/年	240	201	182
びん	t/年	322	306	292
直接資源化	t/年	1,226	1,129	1,073
古紙類	t/年	760	676	634
ペットボトル	t/年	84	90	90
衣類（古着類）	t/年	75	71	68
布団・毛布類	t/年	80	76	73
木材	t/年	141	134	128
複合ごみ	t/年	75	71	68
蛍光灯	t/年	2	1	2
乾電池	t/年	5	5	5
廃食用油	t/年	5	5	5
資源化率	%	17.4	17.8	17.6
最終処分	－	－	－	－
最終処分量	t/年	253	228	218
最終処分率	%	1.7	1.6	1.6
鴨島一般廃棄物最終処分場	－	－	－	－
埋立容量（覆土含む）	m^3/年	244	211	202

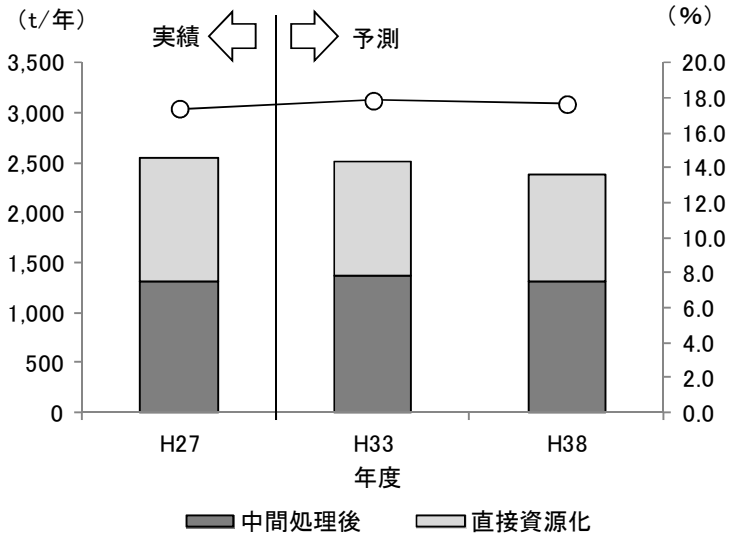

図4-3-5　資源化量及び資源化率の予測

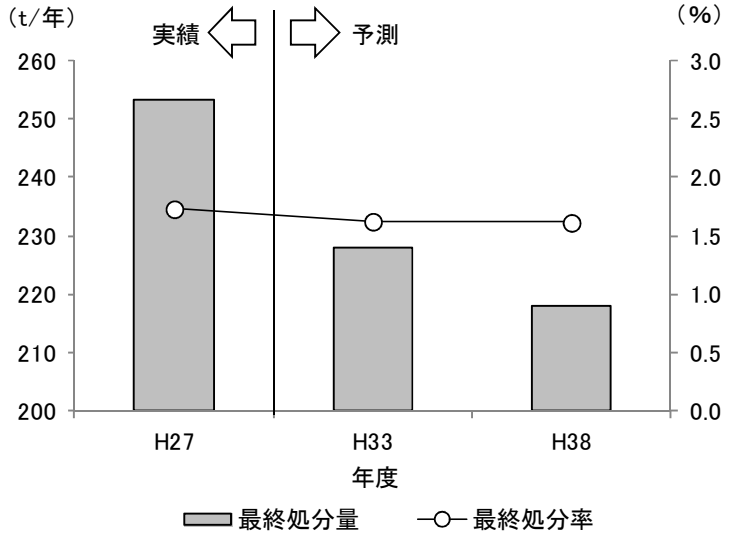

図4-3-6　最終処分量及び最終処分率の予測

第４節　目標の設定

１．　国の基本方針

（１） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における基本方針

国では、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき環境大臣が定める基本方針が、平成 13 年 5 月に告示、平成 28 年 1 月に変更され、平成 28 年度以降の国における廃棄物の減量化目標等が定められています。

表4-4-1　廃棄物処理法における目標

項　目	平成 32 年度目標値
ごみ排出量	約 12%削減（平成 24 年度比）
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 （資源ごみ及び集団回収除く）	約 500g/人・日
再生利用量（総資源化量）	約 27%に増加
最終処分量	約 14%削減（平成 24 年度比）

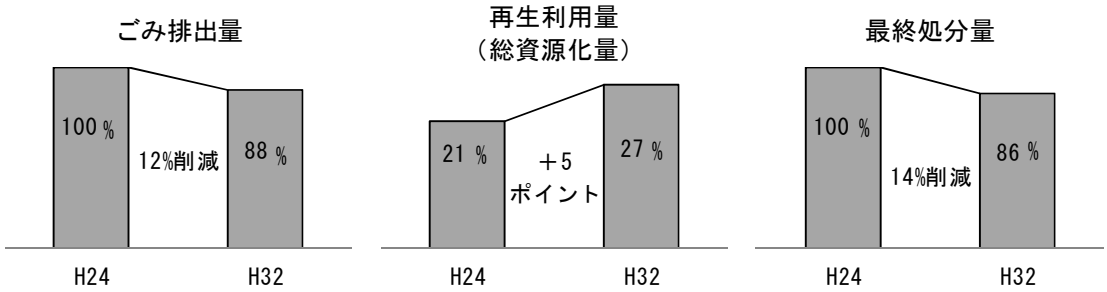

備考）ごみ排出量とは、収集ごみ量と直接搬入量を加えた値です。

図4-4-1　廃棄物処理法における目標

（２） 循環型形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年　法律第 110 号）が制定されたことを受け、平成 15 年 3 月には循環型社会形成推進基本法が、平成 20 年 3 月には第 2 次循環型社会形成推進基本計画が、平成 25 年 5 月には第 3 次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

第 3 次循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取り組み目標

◆計画目標の設定（平成 12 年～平成 32 年度）

・約 90%の人たちが廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識を持ち、約 50%の人たちが具体的に行動

・1 人 1 日当たりのごみ排出量の 25%削減

・資源回収されるものを除いた 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の約 25%削減

・事業系ごみ排出量（総量）の約 35%削減

・地方公共団体、上場企業等のグリーン購入・グリーン契約の推進

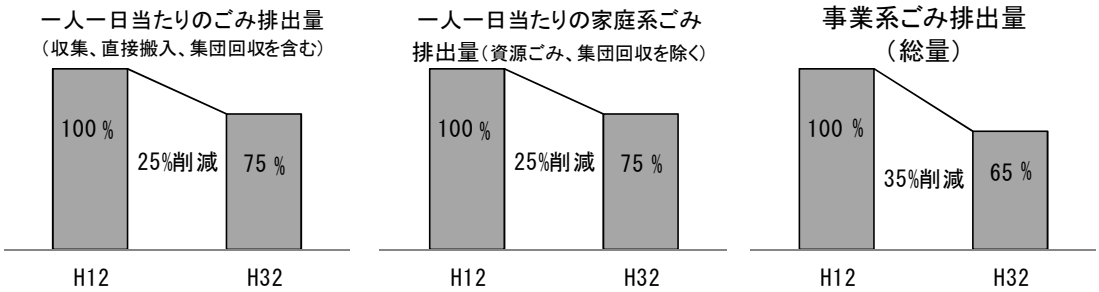

図4-4-2　第 3 次循環型社会形成推進基本計画における目標

2.　県におけるごみ減量・資源化目標値の設定

平成 28 年 3 月に策定された「第四期徳島県廃棄物処理計画」において、徳島県における一般廃棄物の減量化・資源化目標は次のとおりに定められています。

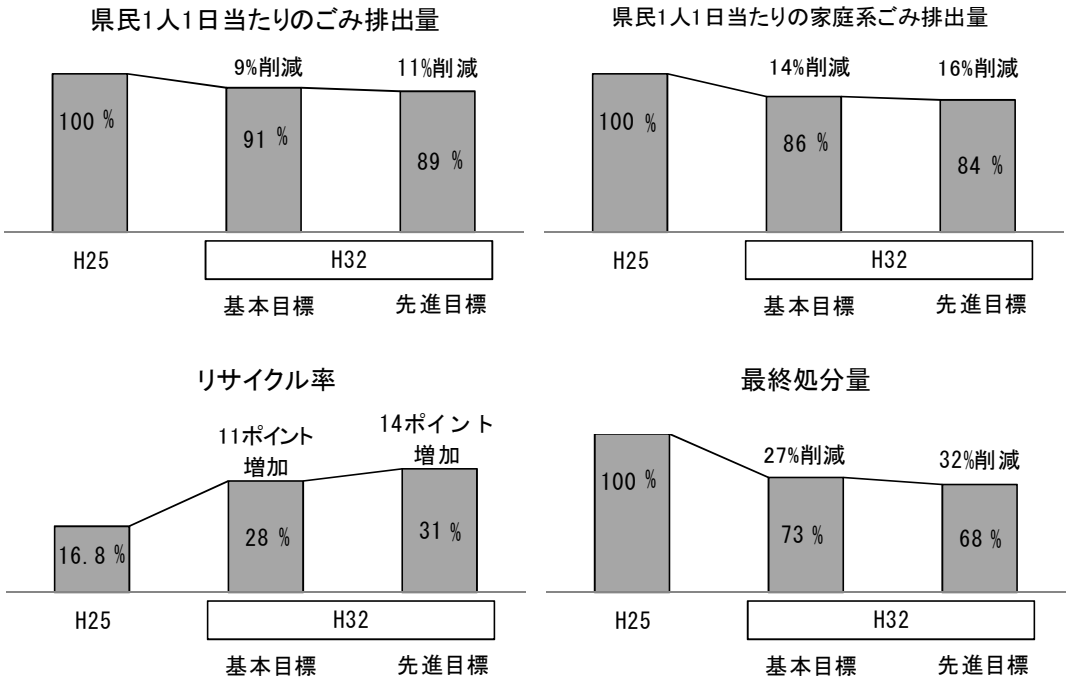

備考）基本目標：国の基本方針に示された目標を踏まえて設定した、本県独自の様々な減量化施策を講じ、目指すべき目標値

先進目標：徳島県が全国トップクラスとなることを目指してチャレンジするための目標値

図4-4-3　徳島県における目標

３．　本市におけるごみ減量･資源化目標値の設定

目標値については、国や県の目標を考慮して設定しました。

本市におけるごみの減量・資源化の目標値を表 4-4-2 及び図 4-4-4 に示します。

表4-4-2　本市におけるごみ減量・資源化目標値

年　度	１人１日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみ除く）	リサイクル率	事業系ごみ排出量
	（g/人・日）	（%）	（t/年）
平成 27 年度（基準年度）	549	17.4	4,323
平成 33 年度（目標年度）	500	20.0	4,000

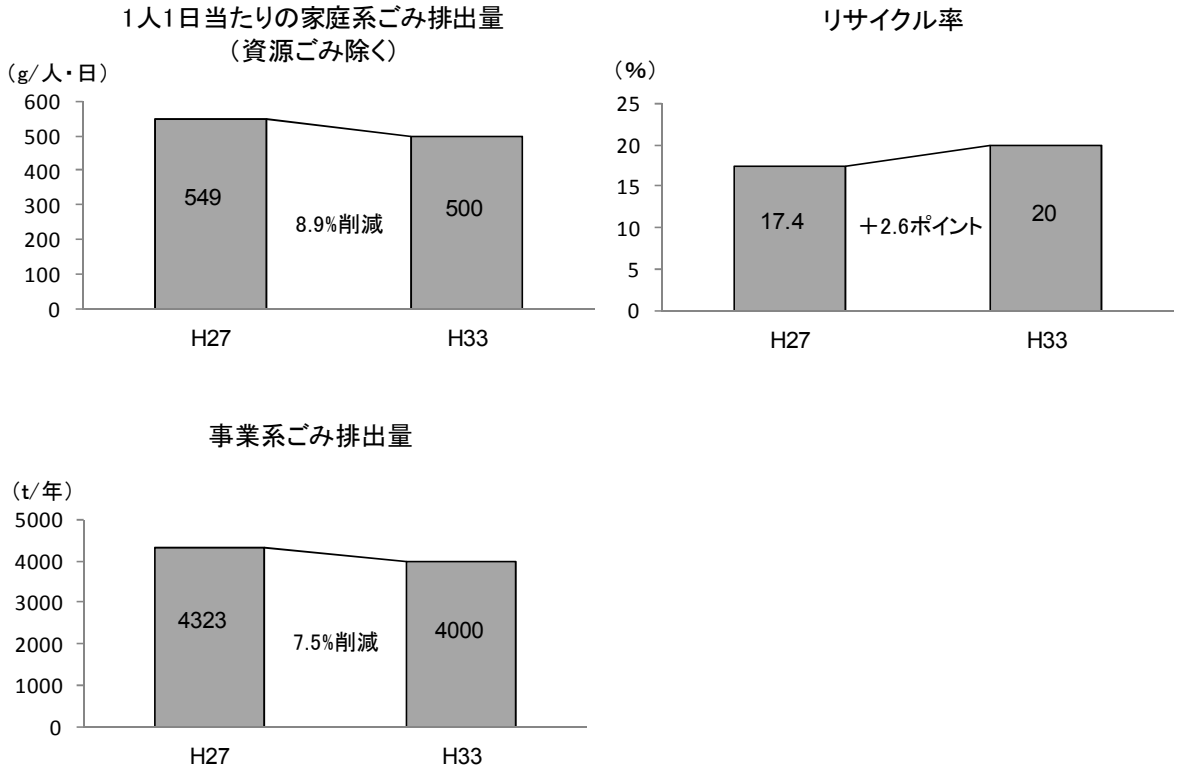

図4-4-4　本市におけるごみ減量・資源化目標値

第５節　ごみ排出量の将来推計

１．　ごみ排出量の将来推計

設定した目標値を基に、ごみの排出抑制及び資源化目標達成時の将来におけるごみ排出量の推計を表 4-5-1、図 4-5-1 及び図 4-5-2 に示します。

表4-5-1　ごみ排出量の将来推計（ごみ排出抑制・資源化目標達成時）

項目	年度	実績値	予測値	
		H27	H33	H38
吉野川市人口	人	42,618	40,389	38,578
1人1日当たり排出量	g/人・日	940.77	901.44	901.22
生活系ごみ	g/人・日	662.83	632.34	632.13
もやせるごみ	g/人・日	524.95	476.26	476.26
もやせないごみ	g/人・日	10.37	10.37	10.37
資源ごみ	g/人・日	114.16	132.41	132.09
カン・金属	g/人・日	15.41	13.64	12.96
古紙類	g/人・日	48.82	68.04	68.11
びん	g/人・日	20.73	20.73	20.73
ペットボトル	g/人・日	5.38	6.08	6.42
衣類（古着類）	g/人・日	4.81	4.81	4.81
布団・毛布類	g/人・日	5.15	5.15	5.15
木材	g/人・日	9.06	9.06	9.06
複合ごみ	g/人・日	4.80	4.80	4.80
粗大ごみ	g/人・日	12.57	12.57	12.57
その他ごみ	g/人・日	0.79	0.75	0.85
蛍光灯	g/人・日	0.10	0.10	0.11
乾電池	g/人・日	0.33	0.33	0.33
廃食用油	g/人・日	0.35	0.35	0.35
事業系ごみ	g/人・日	277.94	269.12	269.12
もやせるごみ	g/人・日	277.94	269.12	269.12
年間量	t/年	14,634	13,289	12,690
生活系ごみ	t/年	10,311	9,322	8,901
もやせるごみ	t/年	8,166	7,021	6,706
もやせないごみ	t/年	161	153	146
資源ごみ	t/年	1,776	1,952	1,860
カン・金属	t/年	240	201	182
古紙類	t/年	760	1,003	959
びん	t/年	322	306	292
ペットボトル	t/年	84	90	90
衣類（古着類）	t/年	75	71	68
布団・毛布類	t/年	80	76	73
木材	t/年	141	134	128
複合ごみ	t/年	75	71	68
粗大ごみ	t/年	196	185	177
その他ごみ	t/年	12	11	12
蛍光灯	t/年	2	1	2
乾電池	t/年	5	5	5
廃食用油	t/年	5	5	5
事業系ごみ	t/年	4,323	3,967	3,789
もやせるごみ	t/年	4,323	3,967	3,789

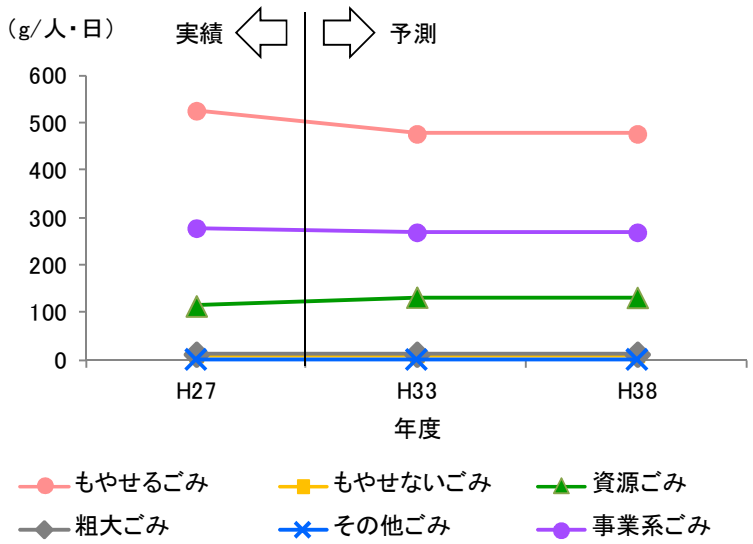

図4-5-1　１人１日当たりのごみ排出量の推移（ごみ排出抑制・資源化目標達成時）

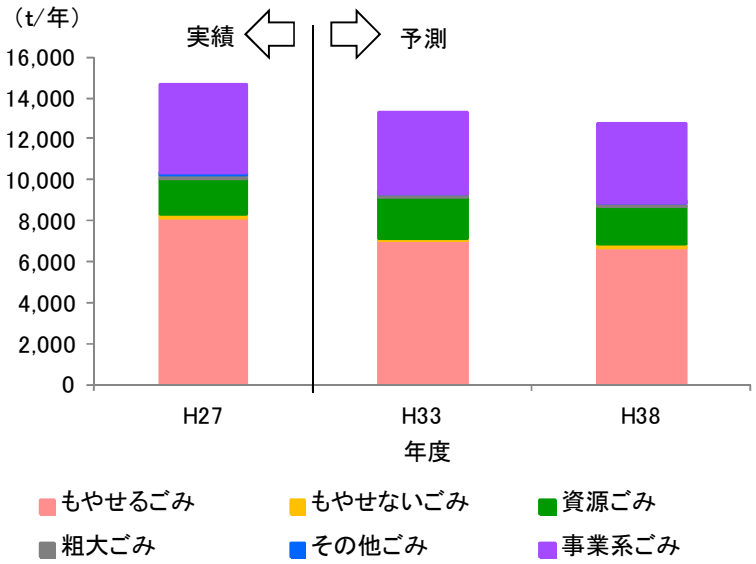

図4-5-2　ごみ排出量の推移（ごみ排出抑制・資源化目標達成時）

2.　ごみ処理量の将来推計

ごみの排出抑制及び資源化目標達成時の将来における処理量の推計を表 4-5-2 及び図 4-5-3 に示します。

表4-5-2　ごみ処理量の将来推計（ごみ排出抑制・資源化目標達成時）

項目	年度	実績値	予測値	
		H27	H33	H38
処理量（委託量除く）	t/年	13,434	11,856	11,315
溶融処理・焼却処理	－	－	－	－
処理量	t/年	12,676	11,164	10,664
生活系もやせるごみ	t/年	8,166	7,021	6,706
事業系もやせるごみ	t/年	4,323	3,967	3,789
可燃性残渣	t/年	187	176	169
処理後量	t/年	840	852	1,599
スラグ	t/年	585	651	－
その他（工業塩等）	t/年	163	133	－
溶融残渣（スラグ残渣）	t/年	92	68	－
焼却灰	t/年	－	－	1,066
飛灰	t/年	－	－	533
残渣率	%	7	8	15
スラグ	%	5	6	－
その他（工業塩等）	%	1	1	－
溶融残渣（スラグ残渣）	%	1	1	－
焼却灰	%	－	－	10
飛灰	%	－	－	5
不燃物処理	－	－	－	－
処理量	t/年	196	185	177
粗大ごみ	t/年	196	185	177
処理後量	t/年	196	185	177
可燃性残渣	t/年	187	176	169
金属類	t/年	9	9	8
残渣率	%	100	100	100
可燃性残渣	%	95	95	95
金属類	%	5	5	5
リサイクル処理	－	－	－	－
処理量	t/年	562	507	474
カン・金属	t/年	240	201	182
びん	t/年	322	306	292
処理後量	t/年	562	507	474
カン・金属	t/年	240	201	182
びん	t/年	322	306	292
委託処理（直接資源化）	－	－	－	－
委託量	t/年	1,226	1,456	1,398
古紙類	t/年	760	1,003	959
ペットボトル	t/年	84	90	90
衣類（古着類）	t/年	75	71	68
布団・毛布類	t/年	80	76	73
木材	t/年	141	134	128
複合ごみ	t/年	75	71	68
蛍光灯	t/年	2	1	2
乾電池	t/年	5	5	5
廃食用油	t/年	5	5	5

備考）H38年度は、もやせるごみ等の処理は次施設で行うこととし、焼却施設として設定した。また、焼却灰及び飛灰の残渣率は一般値として設定した。

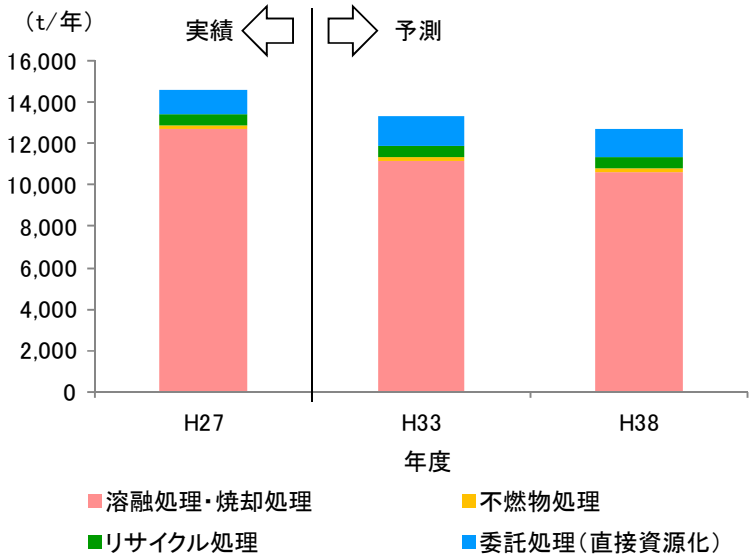

図4-5-3　ごみ処理量の推移（ごみ排出抑制・資源化目標達成時）

3.　資源化量及び最終処分量の将来推計

ごみ処理量の将来推計から求めた資源化量及び最終処分量の将来推計を表 4-5-3、図 4-5-4 及び図 4-5-5 に示します。

表4-5-3　資源化量及び最終処分量の将来推計（ごみ排出抑制・資源化目標達成時）

項目	年度	実績値	予測値	
		H27	H33	H38
資源化	－	－	－	－
資源化量	t/年	2,545	2,756	3,479
中間処理後	t/年	1,319	1,300	2,081
スラグ	t/年	585	651	－
その他（工業塩等）	t/年	163	133	－
焼却灰（セメント原料化）	t/年	－	－	1,066
飛灰（セメント原料化）	t/年	－	－	533
金属類	t/年	9	9	8
カン・金属	t/年	240	201	182
びん	t/年	322	306	292
直接資源化	t/年	1,226	1,456	1,398
古紙類	t/年	760	1,003	959
ペットボトル	t/年	84	90	90
衣類（古着類）	t/年	75	71	68
布団・毛布類	t/年	80	76	73
木材	t/年	141	134	128
複合ごみ	t/年	75	71	68
蛍光灯	t/年	2	1	2
乾電池	t/年	5	5	5
廃食用油	t/年	5	5	5
資源化率	%	17.4	20.7	27.4
最終処分	－	－	－	－
最終処分量	t/年	253	221	146
最終処分率	%	1.7	1.7	1.2
鴨島一般廃棄物最終処分場	－	－	－	－
埋立容量（覆土含む）	m^3/年	244	199	84
残余容量	m^3	4,829	3,575	2,820

備考）H38年度は次施設で処理し、処理後残渣の焼却灰及び飛灰はセメント原料化として全量資源化すると仮定した。

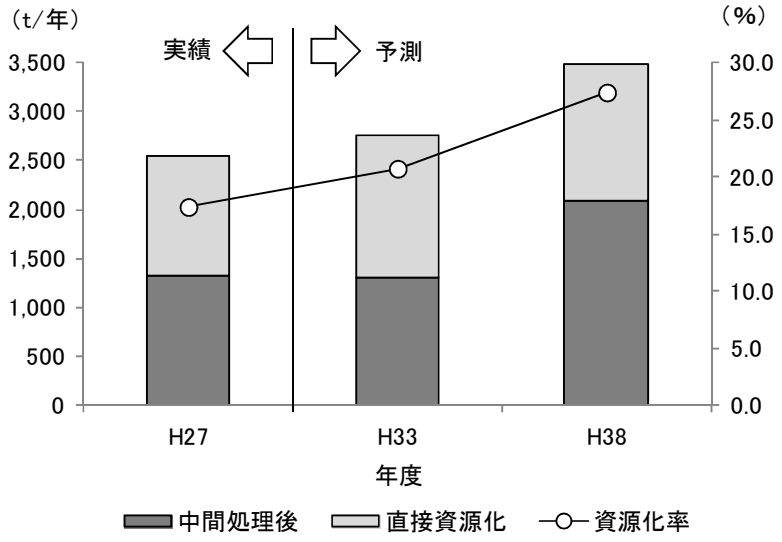

図4-5-4　資源化量及び資源化率の推移（ごみ排出抑制・資源化目標達成時）

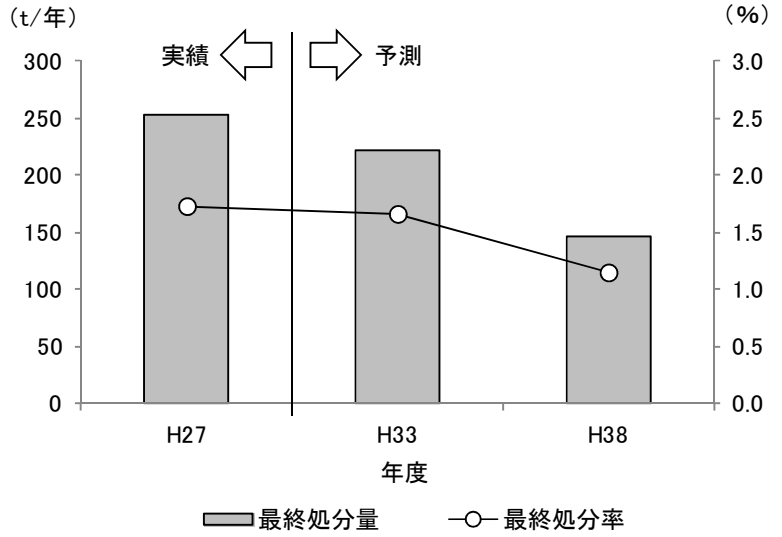

図4-5-5　最終処分量及び最終処分率の推移（ごみ排出抑制・資源化目標達成時）

第６節　収集･運搬計画

１．　収集･運搬に関する基本方針

ごみの収集・運搬は、生活圏から排出されたごみを効率的かつ合理的に収集し、生活環境に支障のないように安全に中間処理施設へ搬入する必要があります。

収集・運搬に関する基本方針を以下に示します。

収集・運搬の基本方針

①ごみの排出状況に応じた効率的な収集・運搬体制の推進

②生活環境に配慮した収集車両導入の推進

③効率的なステーション整備の推進

２．　収集計画

（１）　計画収集区域

計画収集区域については、現在と同様に市内全域とします。

（２）　ごみの分別区分と収集・運搬体制

現在、収集区域全域における生活系ごみ（もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ及びその他ごみ（一部））の収集をステーション収集方式で行っており、今後も現体制を継続します。

また、分別区分についても現行体制を継続することとしますが、ごみ質の変化やごみ処理技術の発達、高齢化等の社会環境の変化などに対応できるように適宜、収集運搬体制を見直します。

３．　収集･運搬の量

目標年度における収集・運搬量を表 4-6-1 に示します。

目標年度（平成 33 年度）における収集・運搬量は合計 9,322t と見込まれます。

表4-6-1　収集・運搬量

項目			実績値	予測	
			H27	H33 目標年度	H38
生活系ごみ	もやせるごみ	t/年	8,166	7,021	6,706
	もやせないごみ	t/年	161	153	146
	資源ごみ	t/年	1,776	1,952	1,860
	粗大ごみ	t/年	196	185	177
	その他ごみ	t/年	12	11	12
	合計	t/年	10,311	9,322	8,901

第７節　中間処理計画

１．　中間処理に関する基本方針

ごみの中間処理は、収集・運搬されたごみの減容化・資源化・安定化することで最終処分場への負担を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な工程となっています。

そのため、もやせるごみ及び可燃性残渣（破砕処理後の粗大ごみの一部）については、中央広域環境施設組合（中央広域環境センター）で適正に溶融処理を行い、安定化・減容化を図るとともにエネルギー及び有価物を回収し、再生利用を行っていきます。

また、分別排出された資源ごみ等についても、吉野川市リサイクルセンターにおいて資源化を図っていきます。

ただし、中央広域環境施設組合の現有施設の使用期限が平成 37 年 7 月末となっていることから、事業工程（用地選定から施設竣工までの期間）を鑑みると次施設への早期対応が不可欠となります。

中間処理の基本方針

①資源回収が可能なものについては、中間処理による分別・回収の推進
②環境負荷の少ない適正処理・処分実施
③資源化施設の適正な維持管理
④焼却・溶融処理によるエネルギー及び有価物回収の推進
⑤中央広域環境施設組合及び構成市町と連携した中央広域環境センターの維持管理
⑥もやせるごみ及び可燃性残渣の適正処理を行う次施設の検討

２．　中間処理の方法及び量

（１）　中間処理の方法

１）　もやせるごみの処理

現在、もやせるごみ及び可燃性残渣（破砕処理後の粗大ごみの一部）については、中央広域環境施設組合（中央広域環境センター）において溶融処理を行っています。当面の間、中央広域環境施設組合（中央広域環境センター）での溶融処理を継続することとしますが、長期的には次施設で処理を行うこととします。

２）　資源ごみの処理

資源ごみ等については、吉野川市リサイクルセンターにおいて中間処理を行っており、今後も同様の処理を継続します。

（２） 中間処理量

本市及び中央広域環境施設組合における目標年度の中間処理量を表 4-7-1 に示します。目標年度（平成 33 年度）における中間処理量は、溶融処理 11,164t 及び破砕・選別・圧縮処理 692t の合計 11,856t と見込まれます。

表 4-7-1　中間処理量

項目			実績値	予測	
			H27	H33 目標年度	H38
溶融処理量・焼却処理量		t/年	12,676	11,164	10,664
	生活系もやせるごみ	t/年	8,166	7,021	6,706
	事業系もやせるごみ	t/年	4,323	3,967	3,789
	可燃性残渣 （破砕処理後の粗大ごみの一部）	t/年	187	176	169
破砕・選別・圧縮処理量		t/年	758	692	651
	粗大ごみ	t/年	196	185	177
	資源ごみ（カン・金属）	t/年	240	201	182
	資源ごみ（びん）	t/年	322	306	292
合計		t/年	13,434	11,856	11,315

3.　中間処理施設の整備計画に関する概要

もやせるごみ及び可燃性残渣（破砕処理後の粗大ごみの一部）の処理を行っている中央広域環境センターは、使用期限が平成 37 年 7 月末となっていることから、次施設について検討する必要があります。本計画において、今後の処理体系について、既存の一部事務組合（中央広域環境施設組合）で処理を実施する「広域処理」と、本市のみで処理を実施する「単独処理」のライフサイクルコストの比較検討を行った結果、「単独処理」が有利であると判断しました。しかしながら、一部事務組合の新施設計画が不透明な現段階では比較検討の資料としては不十分であり、今後の動向により再度検討を行う必要があります。そのためには、使用期限遵守及び効率的運営が確保できるのかを早急に判断して、確保できないなら「単独処理」を選択し事業に着手すべきと判断します。

中間処理施設の整備計画を図 4-7-1 に示します。

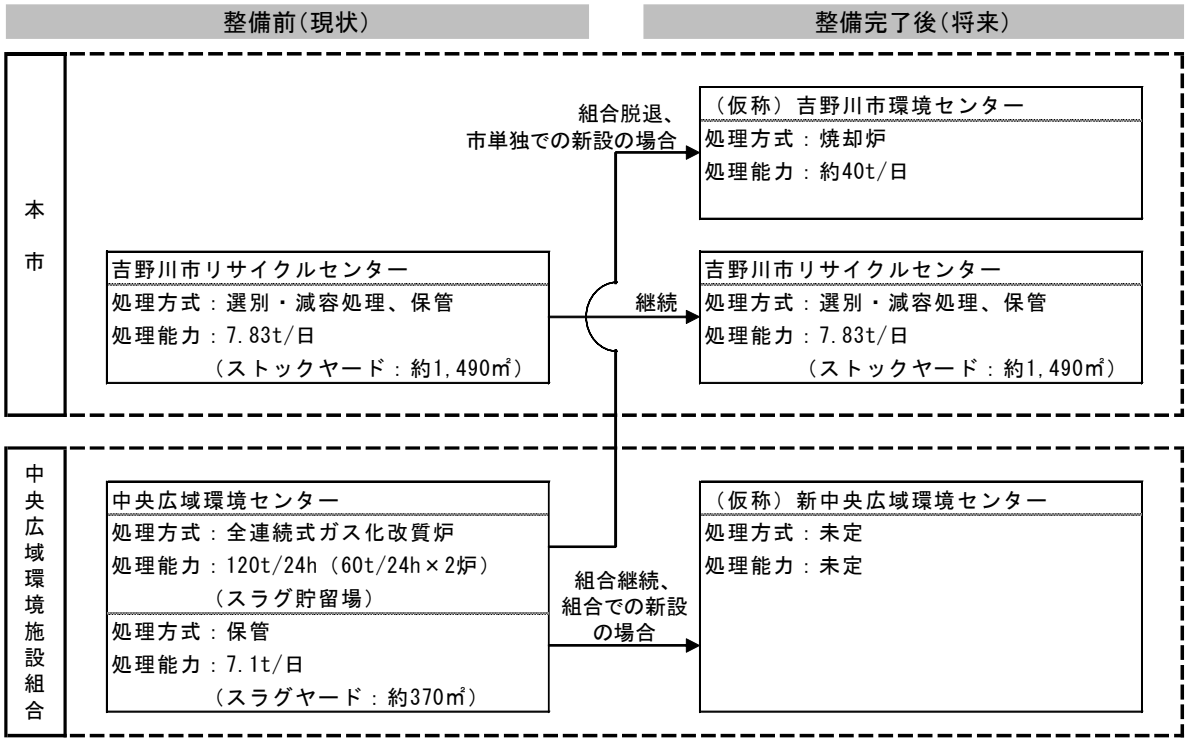

図 4-7-1　中間処理施設の整備計画

第８節　最終処分計画

１．　最終処分に関する基本方針

最終処分とは、ごみの排出抑制、中間処理、再生資源化等の方策を実施した後に、残ったごみを適正に処分することです。

また、最終処分は、ごみ処理における最後の工程のため、適正な最終処分に努めることが重要です。

最終処分の基本方針

①排出されたごみを、可能な限り再資源化・減容化することによる最終処分量の抑制（最終処分場延命化の推進）

②最終処分場の適正な維持管理

③環境負荷の小さい最終処分の実施

２．　最終処分の方法及び量

（１）　最終処分の方法

最終処分の方法については、当面は現行どおり鴨島一般廃棄物最終処分場、徳島東部処分場及び民間最終処分場での埋立処分を行います。

（２）　最終処分量

本市における目標年度の最終処分量を表 4-8-1 に示します。

目標年度における最終処分量は合計 221t と見込まれます。

表4-8-1　最終処分量

項目		実績値	予測	
		H27	H33 目標年度	H38
溶融残渣（スラグ残渣）	t/年	92	68	-
もやせないごみ	t/年	161	153	146
合計	t/年	253	221	146

３．　一般廃棄物最終処分場

最終処分の方法については、当面は現行どおり鴨島一般廃棄物最終処分場、徳島東部処分場及び民間最終処分場での埋立処分を行います。また、鴨島一般廃棄物最終処分場への埋立についても現行どおり鴨島地区分のみを埋め立てることとし、資源化量及び最終処分量の目標及び鴨島一般廃棄物最終処分場への埋立量実績から想定される鴨島一般廃棄物最終処分場への埋立容量を表 4-8-2 及び図 4-8-1 に示します。

表 4-8-2 及び図 4-8-1 より、平成 38 年までは埋立可能と予想されますが、残余容量としては鴨島一般廃棄物最終処分場の埋立容量の 1 割を切っており、最終覆土、及び地元との合意等を考慮すると平成 39 年度以降の使用は難しいと予想されます。

そのためには、徳島東部処分場及び民間最終処分場への移行等の検討を行う必要があります。

表4-8-2　鴨島一般廃棄物最終処分場埋立容量

項目		実績値	予測	
		H27	H33 目標年度	H38
埋立容量（覆土含む）	m^3/年	244	199	84
残余容量	m^3	4,829	3,575	2,820

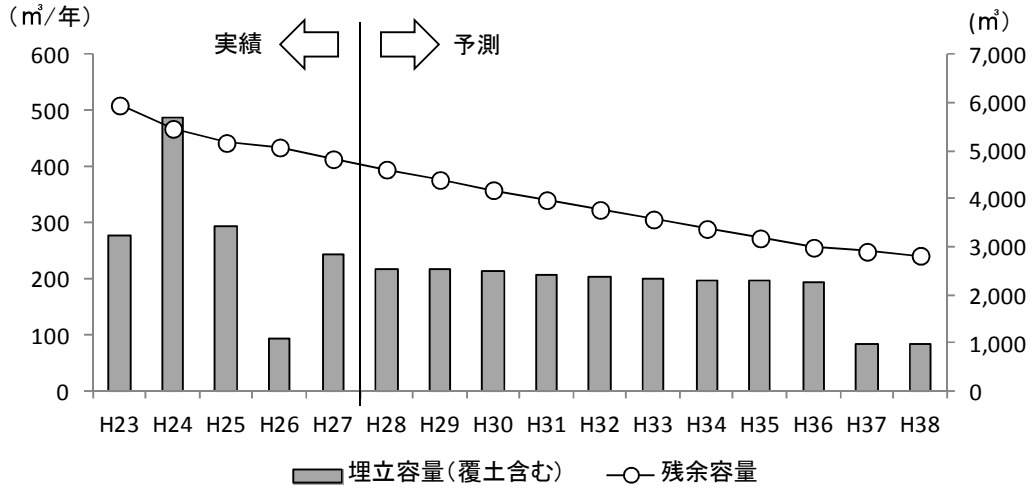

図4-8-1　鴨島一般廃棄物最終処分場埋立容量の推移

第９節　その他ごみ処理に関する事項

１．　適正処理困難物等への対応

（１）　適正処理困難物

本市では、「適正処理困難物」を収集できないごみに指定し、購入店又は販売店に返却（引き取り依頼）するか、専門業者へ処理委託（引き取り依頼）するように指導していきます。

収集できないごみを表 4-9-1 に示します。

表4-9-1　収集できないごみ

区　分	処　理　方　法
リサイクル家電品 6 品目 ・テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式） ・洗濯機・衣類乾燥機 ・エアコン（室外機含む） ・冷蔵庫・冷凍庫	買い替えの時には、購入店へ引き取り依頼してください。買い替え以外の時には、家電リサイクル券をお近くの郵便局で購入し、㈱旭金属に持ち込んで下さい。 （家電リサイクル法）
デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ（CRT 及び LCD タイプ）	所有しているパソコンメーカーへの回収申し込みについて直接お問い合わせください。 （資源有効利用促進法（3R 法））
建設廃材（かわら・コンクリート・土砂・鋼材等）	買い替え時に引き取ってもらうか販売店・専門業者に依頼してください。
有害物質及び危険物類の劇薬、農薬、油類・塗料、ガスボンベ、消火器、バッテリー等	
自動車、オートバイ、タイヤ、倉庫、たたみ等	
耕運機・農機具、農業用ビニール等	
医療系廃棄物（注射器・注射針など）	在宅医療に使用した注射器や注射針などは、収集及び処理の際に、危険を伴いますので医療機関などへ引き取りを依頼してください。

（平成 28 年 4 月 1 日）

（２）　特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、「特別管理一般廃棄物」として①ばいじん、②PCB 使用製品、③感染性廃棄物、④廃水銀が指定されています。

PCB 使用製品としては、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信器、廃電子レンジが挙げられます。これらはメーカーによる処理を原則とし、適正処理を推進するために、中央広域環境施設組合との協働により販売店での引き取り協力や市民に対する適正排出の協力を要請していきます。

２．　不法投棄対策

不法投棄防止のためのパトロールや、不法投棄現場においては「不法投棄防止」等の警告看板の設置を）行っていきます。また、市民・行政が一体となった体制で監視し、地域住民からの通報の呼びかけを強化することで不法投棄の早期発見、未然防止を図っていきます。

３．　災害廃棄物対策

災害時には一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町や徳島県及び国等との連携による処理体制が必要となります。また、近隣自治体など他の地域において災害が発生したときに、速やかな支援が行える体制を整えておく必要があります。

本市では、徳島県や近隣市の他、国土交通省四国地方整備局や民間事業者等と協定を締結しており、災害廃棄物処理等に必要な人員の派遣や補助金等財源の確保及び民間事業者団体に対する支援要請等の支援を得ることができる体制としています。

第１０節　ごみの減量化に関する計画

１．　4Rの推進

循環型社会を目指し、以下の優先順位に基づいて施策を推進します。

優先順位	①Ｒｅｆｕｓｅ　（断る）
⇩	②Ｒｅｄｕｃｅ　（減らす）
	③Ｒｅｕｓｅ　（再使用する）
	④Ｒｅｃｙｃｌｅ（再生利用する）

（１）　Ｒｅｆｕｓｅ（リフューズ）

物を購入する際に、ごみとなるものを拒否する取り組みです。

マイバッグの持参

レジ袋の削減を図るため、買い物の際のマイバッグ持参率 60%を目指し、とくしま環境県民会議・徳島県・かもじま駅前まちづくり会議・その他の団体及び協力店舗とともに、市民が身近に取り組める行動として、「マイバッグ持参、レジ袋削減運動」を推進します。

過剰包装は断る

買い物の際には、過剰包装の拒否（断る）により、ごみとなるものを家庭に持ち帰らないように努めます。

風呂敷の利用など、先人の知恵を生活に活かす

ごみ減量化の一つの手段として、レジ袋や紙袋の削減を図るため、風呂敷の利用を推進します。

風呂敷は、レジ袋や紙袋の代わりとして、繰り返し利用可能なすぐれものであり、先人の知恵と工夫がつまっているため、市民１人１人のライフスタイル（生活様式）を見直すきっかけとして普及啓発を図っていきます。

ライフスタイル（生活様式）の見直し

ごみの発生抑制を推進するにあたり、ライフスタイルを見直すことで市民１人１人がごみ問題に関心を持ち、環境への負荷の少ない製品やサービスを選択し、ごみの減量化・リサイクルのための分別収集に対し、更なる協力を行うことが必要です。

そのため、普及啓発、各種情報提供及び環境教育に努めます。

（２） Ｒｅｄｕｃｅ（リデュース）

ごみをできるだけ出さないための取り組みです。

水切りの徹底

可燃ごみの約 50%を占めている水分を減量化することにより、ごみの減量化及びごみ収集の効率化及び溶融処理における処理効率の向上が図られます。

そのため広報等を通じた、含水率の高いごみの水切り徹底についての啓発や『夏の生ごみ水切り大作戦（水切り器具モニター)』を推進していきます。

コンポスト化による自家処理

家庭から排出される生ごみから良質な堆肥を作り、地域の花壇及び菜園等で使用するなど、地域における生ごみの堆肥化に向け、電動式生ごみ処理機及びコンポスター等や市民が気軽に取り組める段ボールコンポスターについて普及啓発を図っていきます。

また、電動式生ごみ処理機及びコンポスターについては購入補助、段ボールコンポスター用の基材である「ピートくん」の無料配布を行っています。

食品ロスの削減

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」への参加や「おいしい徳島！食べきり県民運動」との連携、市民・事業者への啓発などにより、食品ロスの削減に取り組みます。

事業者責務の明確化

事業者は、自らが排出する廃棄物の量とその発生過程を把握し、廃棄物の発生抑制を推進するとともに、排出する廃棄物の自己処理や資源化の方策の研究に努めます。

（３） Ｒｅｕｓｅ（リユース）

使えるものを繰り返し使用する取り組みです。

リターナブル容器（びん）の使用

ごみの発生に寄与し、リユースにより環境負荷の小さいリターナブル容器の利用促進を図っていきます。

リターナブル容器は、使い終わった容器をきれいに洗うことで、繰り返し使うことができる容器です。1 回使ってすぐにリサイクルされるワンウェイびんと比べて、リターナブルびんは繰り返して使えば使うほど、環境に与える負荷が少なくなります。

リユース食器の利用促進

イベント主催者は飲食ブースを伴うイベントにおいて、リユース食器の導入を検討します。

（４） Ｒｅｃｙｃｌｅ（リサイクル）

ごみを資源に戻し、新たな製品の原料として利用する取り組みです。

雑古紙類（雑がみ）、紙パックの分別推進

家庭から排出される雑古紙類（雑がみ）については分別促進を図ることで、雑古紙類（雑がみ）のリサイクル推進を図っていきます。

一方、紙パックについては量販店の店頭回収ボックスの利用を推奨することにより、事業者独自の再資源化ルートによるリサイクルの推進を図っていきます。

修理・リフォームサービスの拡充

事業者による小売販売店等での修理やリフォーム等のサービスの積極的活用を促進します。

蛍光管・乾電池回収容器の設置

蛍光管・乾電池回収容器を設置することで、資源ごみの積極的な回収と分別意識向上を図ります。

白色トレイの店頭回収を利用

白色トレイについては、量販店の店頭回収ボックスの利用を奨励することにより、事業者独自の再資源化ルートによるリサイクルの推進を図っていきます。

また、市民の利便性の向上を図るとともに、ごみの減量化と資源の有効利用に協力している店舗について紹介を行っていきます。

グリーン購入の促進

平成 12 年 5 月に制定された国等による環境廃棄物の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）の趣旨を踏まえ、環境負荷の少ない商品の積極的な購入に努めます。さらには、市民、事業者に対し、グリーン購入に関する情報提供を行うことで、グリーン購入の促進を図っていきます。

「スマートフォンアプリ」の活用

もやせるごみ等に混ざっている資源ごみを資源ごみとして排出してもらうことを目的にごみ分別促進アプリを導入します。

アプリには、ごみ収集カレンダー、ごみ分別ガイドブックの内容を入れ、台風等の災害時に収集中止等のアナウンス手段としても用いることとします。

２．　事業者の実践行動

再生利用できない素材の使用や過剰包装の抑制、リターナブル容器への転換など、事業者の責任として発生・排出抑制及び自主回収体制の整備を図ります。

再生品の使用促進

事務用品については、グリーン商品（再生品）の使用に努めます。

廃棄物行政への協力

本市が実施する排出抑制・再資源化施策を理解・協力するとともに、本市が啓発する「ごみ排出ルール」を遵守します。

３．　その他の対策

（１） 生ごみ対策

生ごみ処理方法の選択肢

地域における自然環境及び住宅事情や世帯情勢など、生活環境に応じた生ごみの処理方法を紹介することで、家庭における生ごみ処理の普及を図っていきます。

紹介例：電気式生ごみ処理機、密閉容器使用型、段ボール箱利用型、設置型コンポスト

「生ごみゼロ宣言」への呼びかけ

家庭での「生ごみ」対策を奨励し、推進するために「生ごみゼロ宣言」を市内全体へ呼びかけます。

（２） 古紙対策

事業者からの雑古紙（オフィスペーパー）

事業者による雑古紙の分別を徹底するために、事業者への説明、本市の広報誌により分別排出の徹底について周知し、協力依頼を推進します。

家庭からの雑紙

生活系ごみに混入しているリサイクル可能な紙類の分別を徹底し、減量化及び資源化を推進します。

（３） 廃プラスチック対策

廃プラスチック類は高いカロリーを持っているため、可燃ごみとして分別収集し、中央広域環境センターにおいて溶融処理を行うことで、発電等の熱源とした利用（サーマルサイクル）を推進します。

（４） 粗大ごみの排出抑制

自転車や家具類など、再使用（リユース）可能なものは、ごみとして排出を抑制する要素となります。

そのため、家庭にある不用品の交換または再利用を推進することで排出抑制を図っていきます。

（５） 「ごみ減量化」への広報・啓発活動

ごみに関する問題は生活に密着した地域社会の切実な問題であり、市民１人１人の考え方と意識レベルが解決への道筋となります。

その中でも小学生や PTA 等を主な対象とし、ごみの排出抑制に対する意識向上を図る出前講座を行います。そして、環境をおもい環境にやさしい精神の涵養を図っていくためにも、「ごみ減量化」についての教育及び広報・啓発活動による周知拡大を図ります。

（６） 事業者に対する指導

多量に一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの発生・排出抑制及び再生利用の指導を強化します。

減量化計画の策定指導

事業者自らの減量化計画の策定を指導し、事業系ごみの発生抑制及び再生利用の促進を図ります。

ごみ発生源への対策指導・要請

過剰包装の抑制、リターナブル容器の導入等、消費者側からのごみの発生となり得る要因の除去に努めるように指導・要請します。

ごみ処理に関する情報提供

本市では、本計画の策定に併せて事業者アンケートを実施しており、「他の事業所における実施事例の情報」や「排出・処理方法、ごみ減量化や資源化に関する情報」の公開・提供を求める意見が多くありました。

そこで、事業者が実践しているごみ減量やリサイクルへの取り組みの調査や実践事例の事業者への提供方法等について検討します。

（７） 中央広域環境施設組合との連携による取り組み

市民の意識向上に向けた啓発

中央広域環境施設組合との協働により、本市の広報やホームページのほか、中央広域環境施設組合のホームページを活用し、ごみの減量化や資源化に対する啓発、意識向上を図ります。

各種事業者への呼びかけ

各種事業者に対してエコショップ制度や店頭回収の呼びかけを行い、ごみの減量化や資源化の推進など、取り組み施策への協力を要請します。

①エコショップ制度

食品トレイ等の店頭回収、過剰包装の抑制、買い物袋の持参等に協力してくれる販売店を、本市の広報等を通じて市民に紹介し、販売店の協力体制の構築を図ります。

②店頭回収の推進

スーパー等に対し、食品トレイ、牛乳パック、ペットボトル等の店頭回収の協力・推進を要請します。

第１１節　災害廃棄物処理計画

本市では、平成 30 年 3 月に吉野川市災害廃棄物処理計画を策定しており、主な内容を以下に示します。

1.　目的

南海トラフ巨大地震はもとより、近年大型化する傾向にある台風や、多発する集中豪雨等の災害から、速やかに復旧・復興を進めるため作成するものです。

2.　災害廃棄物処理計画の基本的な考え方

○徳島県において最大の被害を及ぼす南海トラフ巨大地震による被害を想定するとともに、台風や大雨等による被害についても考慮する。なお、「徳島県中央構造線・活断層地震被害」についても考慮する。

○発災から 3 年以内で処理を終えることを目標とする。

○徳島県、吉野川市、関係市町、市民が一体となって処理を進め、早期の復旧、復興を成し遂げる。

○廃棄物の処理は、域内処理を原則とし、徳島県とも連携して仮置場確保等に努める。

○仮置場への搬入時における選別を十分に行い、円滑な処理につなげるとともに、再資源化を徹底することにより、廃棄物の減量化を図る。

3.　一般廃棄物処理施設等の対策

（１）　一般廃棄物処理施設の耐震化等

本市では、一般廃棄物処理を行っている既存の施設について、必要に応じて耐震診断を実施するとともに、耐震性能の向上や浸水対策を行うよう配慮するものとする。

（２）　一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

本市では当該施設における補修体制の整備の検討を行い、災害時には中央広域環境施設組合及び阿北環境整備組合を構成する市町との連携を図り、早期修復に向けての支援に取り組む必要がある。

（３）　災害用トイレ等し尿処理

平常時において、本市は、被災者の生活に支障が生じないよう、災害用トイレ（簡易トイレを含む）の設定基数を算定し、備蓄等の対策を講じておく。

災害発生後、本市は被害状況等にあわせて災害用トイレの必要基数を推計するとともに、避難生活に支障が生じないよう確保し、速やかに設置する。

設置後は計画的に管理できるよう避難所単位でルール作りを進めるとともに、実態に即してし尿の収集・処理を行い、必要に応じて広域的な支援調整を徳島県に依頼する。

（４）　避難所ごみ

平常時において、本市は、避難所設置予定場所から排出されるごみの保管場所や収集

運搬ルート等を想定しておく。また、衛生的なごみの保管方法、分別方法も検討しておく。災害発生後、避難所が設置された場合は、本市は予め想定した廃棄物の保管場所や収集運搬ルート等に基づき、実施方法を決定するとともに、避難所ごみの保管方法、分別方法、収集日（回数）等を避難所管理者に伝え、収集運搬に支障が生じないようにする。

（５） 一般ごみ処理

平常時と同様に行うもとする。

4. 災害廃棄物処理

（１） 処理フロー

処理フローを図 4-11-1 に示す。

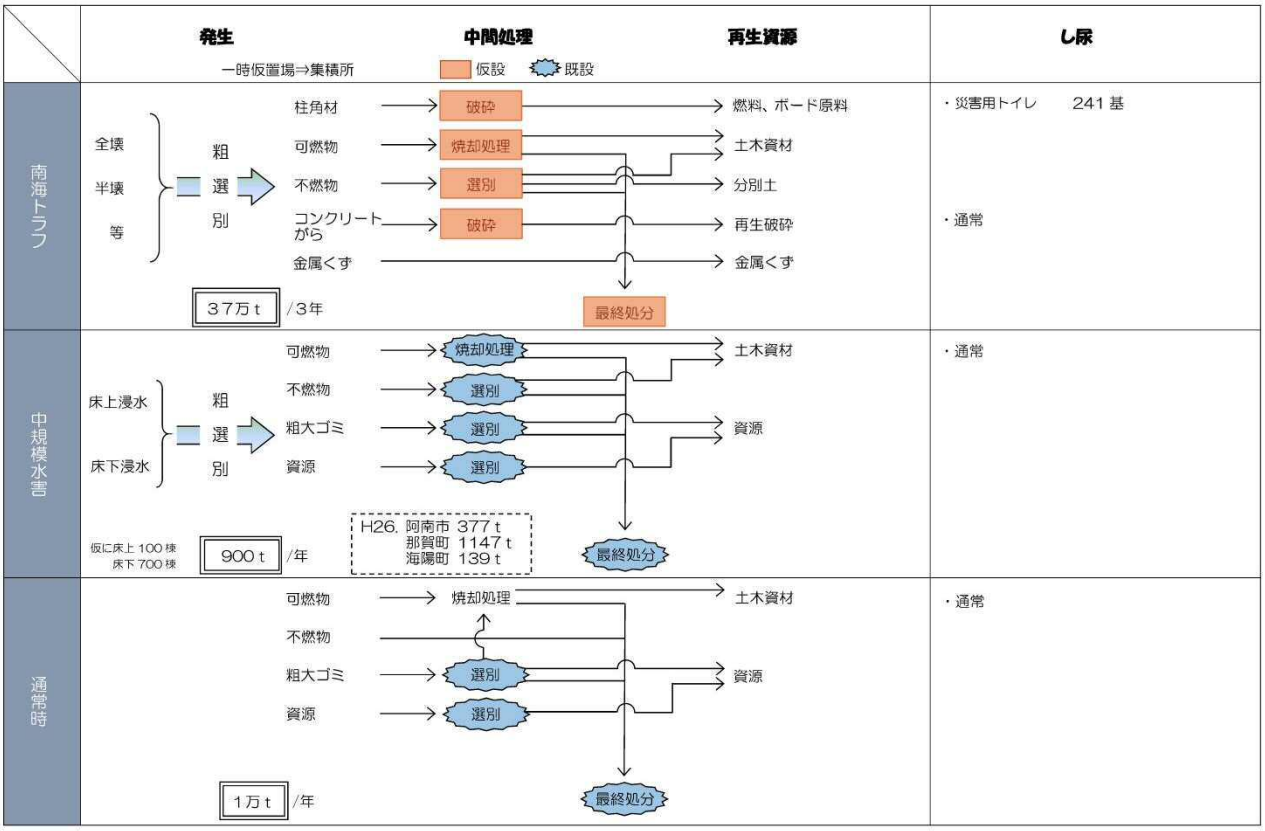

図4-11-1　処理フロー

（２） 収集運搬

１） 優先的に回収すべき災害廃棄物の種類

道路障害物、災害用トイレ等のし尿、有害廃棄物、危険物、腐敗性廃棄物

２） 必要な機材

収集運搬車両（ダンプトラック、脱着装置付コンテナ自動車等）、排出用機材（収納コンテナ等）、重機（バックホウ、つかみ機、ブルドーザー等）など

（３） 仮設焼却炉等

3 年以内に災害廃棄物等の処理を終えることを目標としており、これを実現するためには、既存施設の処理能力を補完する焼却炉、破砕・選別機等中間処理施設を仮設する必要がある。

発災後、災害廃棄物等の発生量を把握し、仮設焼却炉等の必要性及び必要な規模・基数を算定するとともに、仮設場所を設定する。

また、災害規模が大きく、自区内での処理が困難である場合には、周辺市町との連携も視野に検討を行うこととし、県への事務委託も検討することとする。

（４） 分別・処理・再資源化

災害廃棄物等の再資源化を積極的に行うことにより、最終処分量を減少させ、最終処分場の延命化を図るとともに処理期間の短縮を図ることができる。

一次集積所、二次集積所で種別ごとに分別された災害廃棄物等について、再分別、除塩、破砕等の処理を行う。

（５） 最終処分

焼却灰や不燃物のうち再資源化できないものを最終処分する。

5. 住民等への啓発･広報

災害廃棄物を適正に処理するため、住民や事業者に対し、平常時から次の事項について分別意識の啓発を行う。

・仮置場への搬入に際しての分別方法

・腐敗性廃棄物等の排出方法

・便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止

また、発災後、被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報を行うため、手法、内容等の検討を行っておく。

第５章　生活排水処理の現状

第１節　生活排水処理の概要

本市内に整備されている生活排水処理施設は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽です。また、浄化槽汚泥等については阿波市に整備されている阿北環境整備組合（処理施設）において処理を行っています。

本市内の一般家庭及び事業所で発生する生活排水（雑排水及びし尿）の処理経路を図 5-1-1 に示します。

1.　生活雑排水処理

公共下水道及び農業集落排水が整備されている地域、合併処理浄化槽が設置されている一般家庭及び事業所は、それぞれの施設において雑排水の処理を行っていますが、その他においては未処理のまま公共水域（河川等）に放流を行っています。

2.　浄化槽汚泥処理

農業集落排水施設（一部）、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生した汚泥（浄化槽汚泥）は、阿北環境整備組合（処理施設）に運搬し処理を行っています。

3.　し尿処理

水洗化家庭では公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で処理を行っています。一方、非水洗家庭では汲み取り・収集運搬後、阿北環境整備組合（処理施設）において処理を行っています。

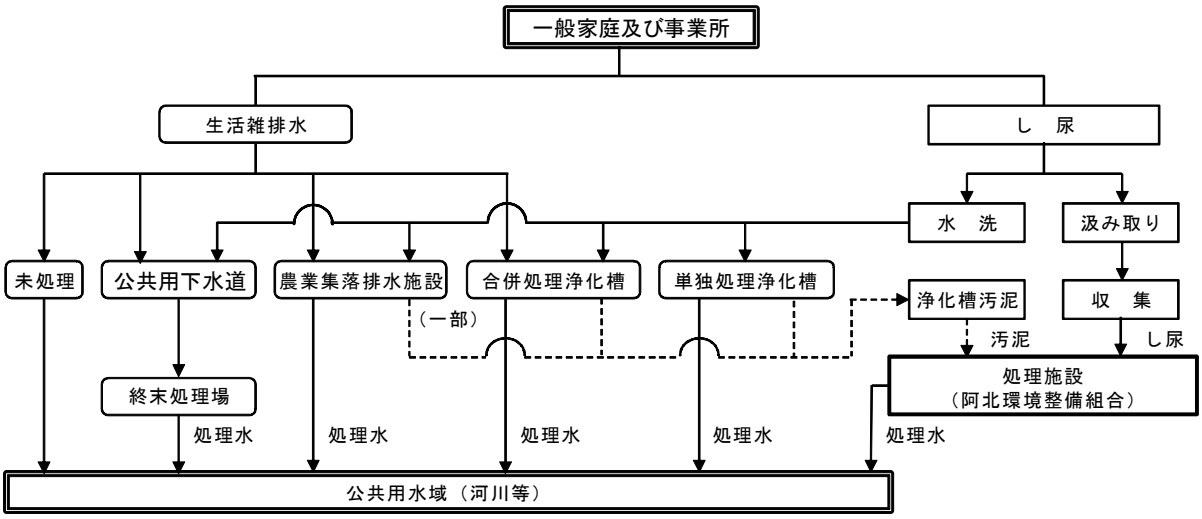

備考）農業集落排水施設のうち、汚泥の阿北環境整備組合での処理は山崎南地区である。
川田北地区は脱水後、汚泥は一般廃棄物処理事業者で処理を行っている。
神後地区は脱水後、汚泥は農地還元を行っている。

図5-1-1　生活排水処理経路

第２節　処理形態別人口の把握

本市における生活排水に係る処理形態別人口の実績を表 5-2-1 及び図 5-2-2 に示します。また、水洗化率及び生活排水処理率の実績を図 5-2-3 に示します。

水洗化・生活雑排水処理人口は増加傾向となっており、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年で約 1.1 倍となっています。一方、水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口は減少傾向となっており、この 5 年で水洗化・生活雑排水未処理人口は 25%減少、非水洗化人口は 11%減少となっています。

水洗化・生活雑排水処理人口の内訳については、施設整備に伴って公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽人口が増加しています。

水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口については、上記の施設整備に伴って減少傾向となっています。

また、平成 27 年度における水洗化率及び生活排水処理率はそれぞれ 90.1%、62.9%となっています。

表5-2-1　処理形態別人口実績

項目＼年度		H23	H24	H25	H26	H27
行政区域内人口	（人）	44,665	44,234	43,753	43,235	42,618
水洗化・生活雑排水処理人口	（人）	24,372	24,698	25,650	26,247	26,791
公共下水道人口	（人）	14,217	14,433	14,771	15,227	15,654
農業集落排水施設人口	（人）	1,693	1,691	1,754	1,753	1,718
合併処理浄化槽人口	（人）	8,462	8,574	9,125	9,267	9,419
コミュニティプラント人口	（人）	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）	（人）	15,541	14,980	13,467	12,555	11,606
非水洗化人口	（人）	4,752	4,556	4,636	4,433	4,221
し尿処理人口（計画収集人口）	（人）	4,715	4,521	4,603	4,405	4,193
自家処理人口	（人）	37	35	33	28	28
水洗化率	（%）	89.4	89.7	89.4	89.7	90.1
生活排水処理率	（%）	54.6	55.8	58.6	60.7	62.9

備考）　水洗化率＝（水洗化・生活排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷行政区域内人口×100

生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口×100

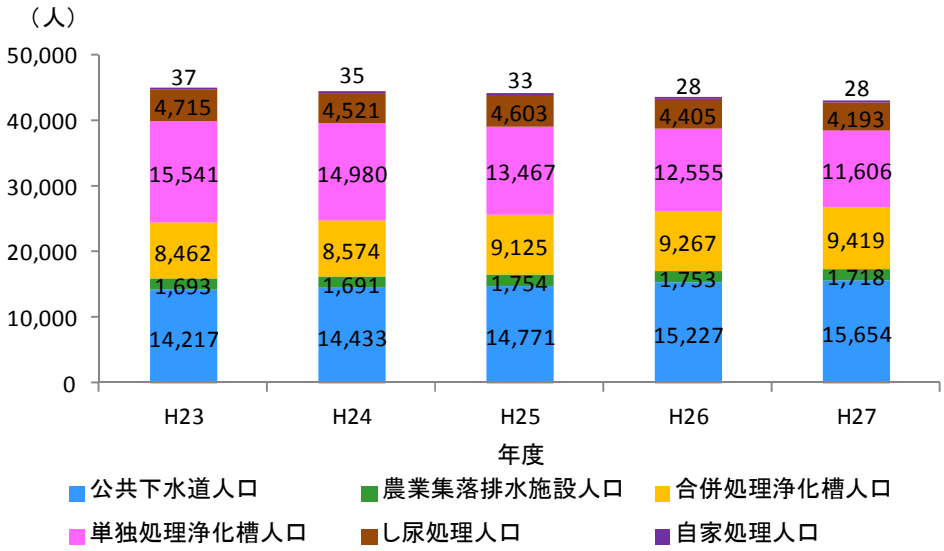

図5-2-2　処理形態別人口実績

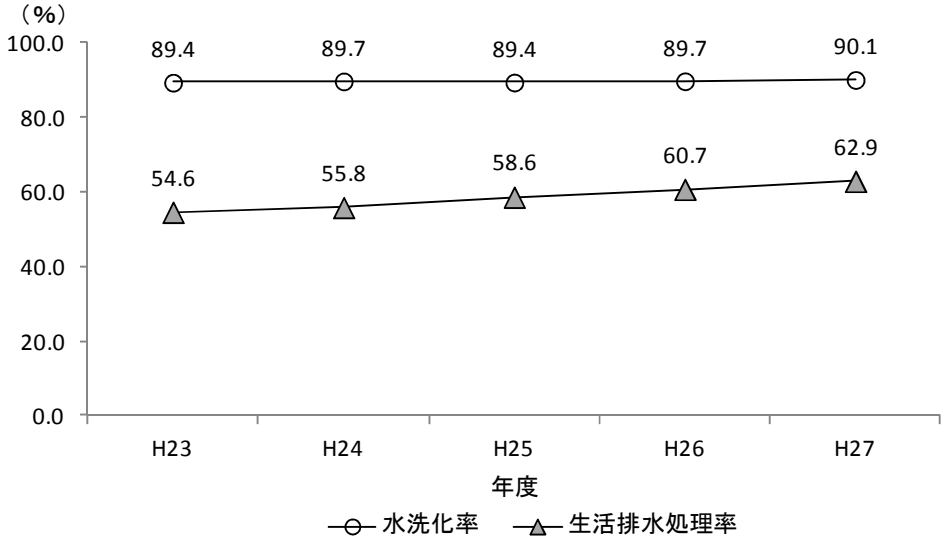

図5-2-3　水洗化率及び生活排水処理率の推移

第３節　生活排水処理施設の整備状況

１．　公共下水道

本市においては鴨島町、山川町及び川島町において順次、公共下水道事業による下水道整備が進められており、平成 27 年度の下水道普及率は 49.4%となっています。

公共下水道事業の概要及び公共下水道整備状況を表 5-3-1、表 5-3-2 及び図 5-3-1 に示します。

表5-3-1　公共下水道事業の概要

処理区域名			鴨島町（中央処理区）		山川町（川田処理区）	
施設名			鴨島中央浄化センター		川田浄化センター	
事業期間			認可	全体	認可	全体
			H28 年 9 月～ H34 年 3 月	S52 年 3 月～ H42 年	H28 年 3 月～ H34 年 3 月	H7 年～ H42 年
処理施設の位置			吉野川市鴨島町喜来字乗島		吉野川市山川町字翁喜台	
処理方式			オキシデーションディッチ		長時間エアレーション	
面　積		(ha)	854.8	993.0	137.1	277.2
計画処理人口		（人）	17,890	19,230	2,930	4,390
計画 水量	日平均	（㎥/日）	8,410	9,040	1,570	2,200
	日最大	（㎥/日）	10,730	11,540	1,920	2,730
放流先			江川		翁喜台川	

処理区域名			川島町（川島処理区）	
施設名			川島浄化センター	
事業期間			認可	全体
			H28 年 3 月～ H34 年 3 月	S13 年～ H42 年
処理施設の位置			吉野川市川島町大字 桑村字神中州	
処理方式			長時間エアレーション	
面　積		(ha)	82.7	229.3
計画処理人口		（人）	1,980	6,040
計画 水量	日平均	（㎥/日）	980	2,890
	日最大	（㎥/日）	1,220	3,610
放流先			桑村川	

表5-3-2　公共下水道整備状況

項目		年度	H23	H24	H25	H26	H27
中央処理区	行政区域内人口	（人）	24,346	24,140	24,005	23,781	23,591
	下水区域人口	（人）	16,670	16,711	16,894	16,842	16,825
	普及率	（%）	68.5	69.2	70.4	70.8	71.3
	面積	（ha）	683.9	691.3	701.0	705.9	711.8
川田処理区	行政区域内人口	（人）	11,082	10,932	10,719	10,577	10,374
	下水区域人口	（人）	2,481	2,560	2,619	2,611	2,637
	普及率	（%）	22.4	23.4	24.4	24.7	25.4
	面積	（ha）	87.6	92.3	97.8	103.4	109.5
川島処理区	行政区域内人口	（人）	8,143	8,055	7,916	7,799	7,625
	下水区域人口	（人）	1,282	1,422	1,461	1,565	1,603
	普及率	（%）	15.7	17.7	18.5	20.1	21.0
	面積	（ha）	46.1	51.3	56.2	58.8	60.8
	美郷地区　行政区域内人口	（人）	1,159	1,144	1,113	1,078	1,028
全体	行政区域内人口	（人）	44,730	44,271	43,753	43,235	42,618
	下水区域人口	（人）	20,433	20,693	20,974	21,018	21,065
	普及率	（%）	45.7	46.7	47.9	48.6	49.4
	面積	（ha）	817.6	834.9	855	868.1	882.1

備考）普及率＝下水区域人口÷行政区域内人口

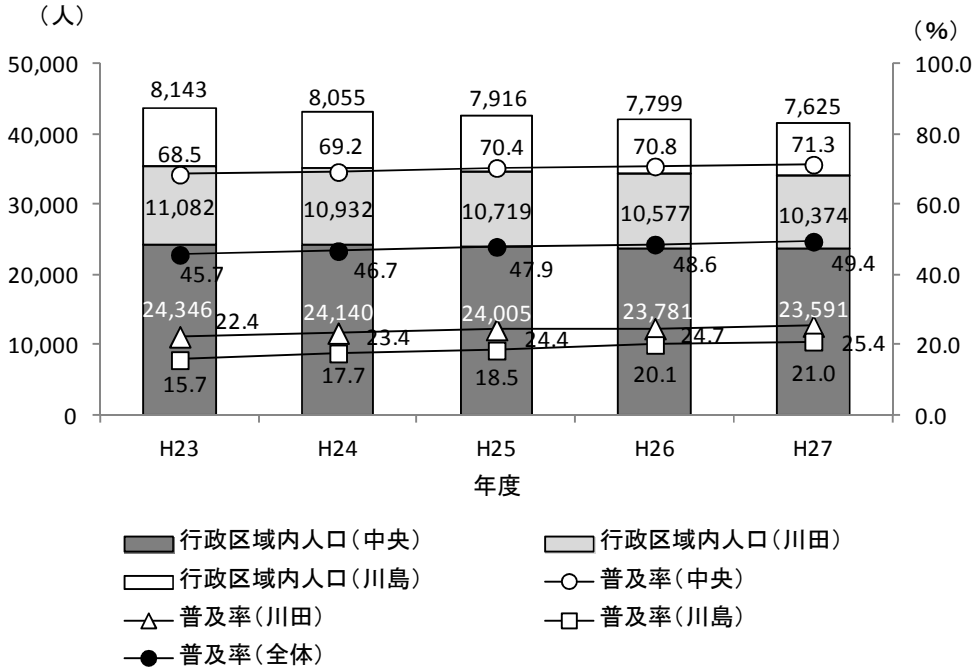

図5-3-1　公共下水道整備状況

２.　農業集落排水施設

農業集落排水事業は、本市の農業振興地域であり、かつ家が密集して存在する集落地区において進められました。なお、現在において整備は完了しています。

農業集落排水事業の概要及び整備状況を表 5-3-3、表 5-3-4 及び図 5-3-2 に示します。

表5-3-3　農業集落排水事業の概要

処理区域名			川島町（神後地区）	山川町（山崎南地区）	山川町（川田北地区）
整備期間			H15 年～ H18 年	H5 年 4 月～ H9 年 3 月	H6 年 4 月～ H16 年 4 月
処理施設の位置			吉野川市川島町 大字桑村字神後	吉野川市山川町 字忌部	吉野川市山川町 字村雲
処理方式			連続流入間欠 ばっ気	流入調整、嫌気性濾 床及び接触ばっ気	連続流入間欠 ばっ気
面　積		(ha)	40.5	40.0	74.0
計画処理人口		（人）	1,085	850	1,160
計画 水量	日平均	（㎥/日）	605	229	313
	日最大	（㎥/日）	672	281	449
放流先			農業用排水路 ⇒吉野川	農業用排水路 ⇒学島川	農業用排水路 ⇒川田川
汚泥処理			農地還元	阿北環境整備組合 （処理施設）	一般廃棄物処理業者

表5-3-4　農業集落排水整備状況

項目	年度		H23	H24	H25	H26	H27
神後地区	供用区域内加入人口	（人）	686	681	715	701	692
	接続人口	（人）	581	575	609	607	594
	普及率	（%）	84.7	84.4	85.2	86.6	85.8
	面積	(ha)	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
山崎南地区	供用区域内加入人口	（人）	676	678	689	683	673
	接続人口	（人）	611	614	621	620	607
	普及率	（%）	90.4	90.6	90.1	90.8	90.2
	面積	(ha)	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
川田北地区	供用区域内加入人口	（人）	645	640	666	641	636
	接続人口	（人）	501	502	524	526	517
	普及率	（%）	77.7	78.4	78.7	82.1	81.3
	面積	(ha)	74.0	74.0	74.0	74.0	74.0
全体	供用区域内加入人口	（人）	2,007	1,999	2,070	2,025	2,001
	接続人口	（人）	1,693	1,691	1,754	1,753	1,718
	普及率	（%）	84.4	84.6	84.7	86.6	85.9
	面積	(ha)	154.5	154.5	154.5	154.5	154.5

備考）普及率＝供用区域内加入人口÷接続人口
　　接続人口とは処理人口のことです。

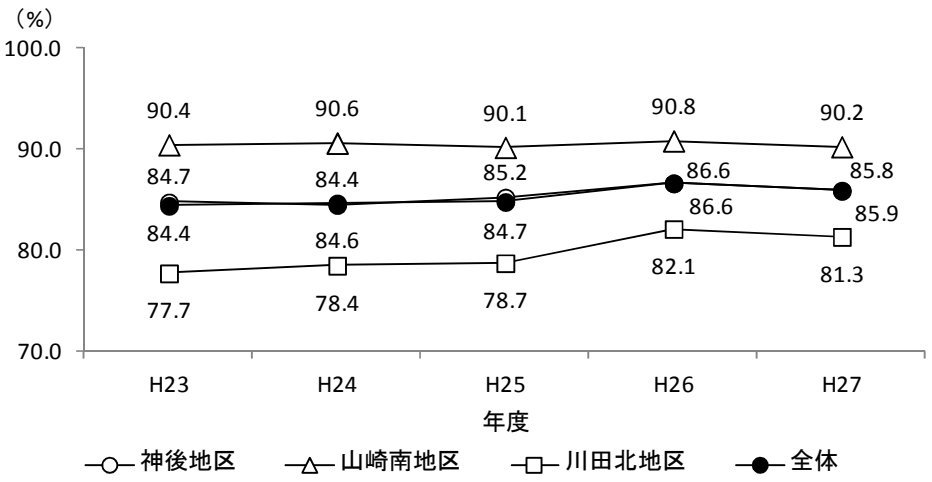

図5-3-2　農業集落排水整備状況

３．　阿北環境整備組合（処理施設）

本市における浄化槽汚泥等の中間処理は、阿北環境整備組合にて行っています。

なお、処理施設から発生する脱水汚泥については、農地還元等の再生利用を行っています。

阿北環境整備組合における処理施設の概要を表 5-3-5 に示します。

表5-3-5　処理施設の概要

名　称	阿北環境整備組合　処理施設
所在地	徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下 254 の 2 番地先
構成市町	吉野川市、阿波市、神山町、上板町
敷地面積	7,700 ㎡
竣　　工	昭和 60 年 3 月
処理方式	二段活性汚泥処理方式（低希釈法）＋加圧浮上＋オゾン脱色＋ 二層ろ過＋活性炭吸着
処理能力	100kl/日
処 理 水 水質基準	BOD：10mg/l 以下、SS：5mg/l 以下、COD：20mg/l 以下、 T-N：10mg/l 以下、T-P：1mg/l 以下、色度：30 度以下、 pH：5.8～8.6、大腸菌群数：300 個/ml 以下、透視度 100cm 以上

第４節　収集･運搬状況

本市における浄化槽汚泥等の収集・運搬はすべて許可業者（平成 29 年度実績　吉野川市：7 社、その他：5 社）によって行われており、一般家庭、事業所及び農業集落排水施設（山崎南地区）から発生した浄化槽汚泥等はバキューム車で収集された後、阿北環境整備組合（処理施設）に運搬されています。

浄化槽の保守点検については「徳島県浄化槽保守点検業者登録条例」の規定により、徳島県知事の登録を受けた業者へ依頼することとしています。

第５節　収集及び処理実績

１．　浄化槽汚泥等の収集量の実績

（１）　収集量の推移

本市における汲み取りし尿の収集量は、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間において約 12%減少となっています。汲み取りし尿の発生量は汲み取り式便所の利用者数に依存しているため、公共下水道や農業集落排水施設への切り替えや合併処理浄化槽への転換に伴って、汲み取り式便所の利用者数が減少した結果によるものと考えられます。

浄化槽汚泥は合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び農業集落排水施設（一部）において発生する汚泥の総発生量であり、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年において約 15%減少となっています。減少の要因については、公共下水道への切り替えによるものと考えられます。また、し尿の減少と浄化槽汚泥の減少に共通して、行政区域内人口が減少していることも要因の一つとして考えられます。

浄化槽汚泥等の収集量の推移を表 5-5-1 及び図 5-5-1 に示します。

表5-5-1　浄化槽汚泥等の収集量の推移

項目＼年度		H23	H24	H25	H26	H27	H27/H23 変動率
し尿	(kℓ/年)	1,828	1,702	1,677	1,715	1,608	88.0%
浄化槽汚泥	(kℓ/年)	9,963	9,493	8,869	8,939	8,484	85.2%
合計	(kℓ/年)	11,791	11,195	10,546	10,654	10,092	85.6%
浄化槽汚泥処理比率	(%)	84.5	84.8	84.1	83.9	84.1	

備考）H27/H23変動率は、平成23年度収集量に対する平成27年度収集量の増減を示しています。
浄化槽汚泥処理比率は、し尿及び浄化槽汚泥の合計に占める浄化槽汚泥の割合です。

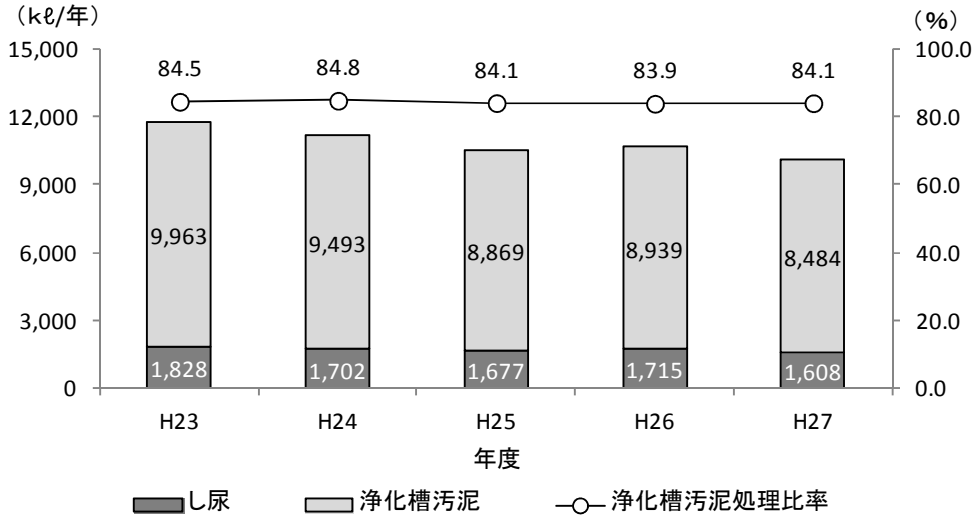

図5-5-1　浄化槽汚泥等の収集量の推移

（２） 発生量原単位の推移

収集量及び処理形態別人口の実績を用い、浄化槽汚泥等の発生原単位（1 人 1 日当たりの排出量）の算出を行いました。

発生原単位は、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年においてほぼ横ばいで推移しています。

浄化槽汚泥等の発生原単位の推移を表 5-5-2 及び図 5-5-2 に示します。

表5-5-2　浄化槽汚泥等の発生原単位の推移

項目 ＼ 年度		H23	H24	H25	H26	H27	H27/H23 変動率
1人平均処理量	し尿　（kℓ/人・年）	0.39	0.38	0.36	0.39	0.38	98.9%
	浄化槽汚泥　（kℓ/人・年）	0.39	0.38	0.36	0.38	0.37	96.2%
発生原単位（1人1日当たりの排出量）	し尿　（ℓ/人・日）	1.06	1.03	1.00	1.07	1.05	98.9%
	浄化槽汚泥　（ℓ/人・日）	1.06	1.03	1.00	1.04	1.02	96.2%

備考）1人平均処理量＝収集量÷処理人口（浄化槽汚泥は農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の合計）

発生原単位＝1人平均処理量÷365日×1,000

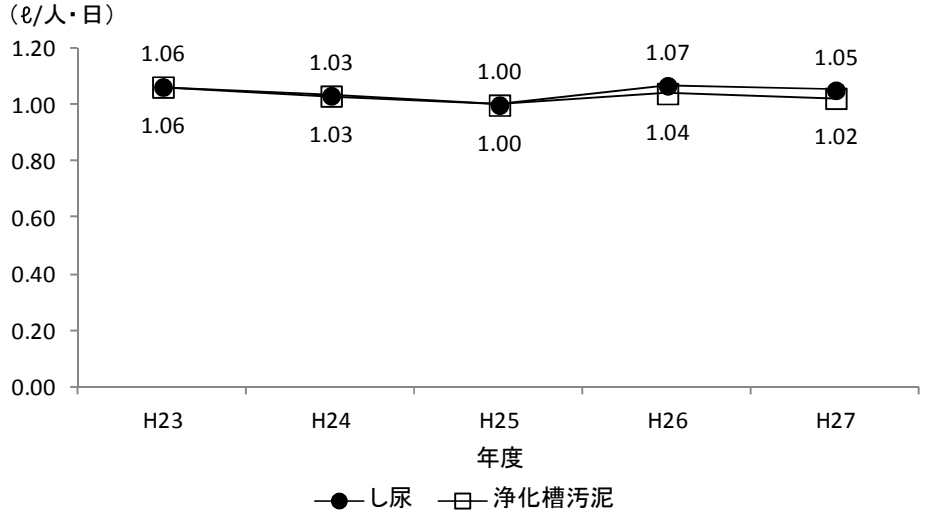

図5-5-2　浄化槽汚泥等の発生原単位の推移

2.　処理実績の推移

収集された浄化槽汚泥等は、阿北環境整備組合（処理施設）に搬入され、適正処理した後、日開谷川へ放流しています。

浄化槽汚泥等の処理は減少傾向を辿っており、平成 27 年度の処理実績は、10,092 kℓ/年です。

阿北環境整備組合（処理施設）における処理実績の推移を表 5-5-3 及び図 5-5-3 に示します。

表5-5-3　処理施設における処理実績の推移

項目＼年度		H23	H24	H25	H26	H27
処理対象量	(kℓ/年)	11,791	11,195	10,546	10,654	10,092
し尿	(kℓ/年)	1,828	1,702	1,677	1,715	1,608
浄化槽汚泥	(kℓ/年)	9,963	9,493	8,869	8,939	8,484
汚泥焼却量	(ｔ/年)	88	62	0	0	0
堆肥化量	(ｔ/年)	328	317	323	299	272
汚泥焼却処理後残渣量	(ｔ/年)	4	3	2	2	1

出典）一般廃棄物処理実態調査結果（H23～H27 年度）

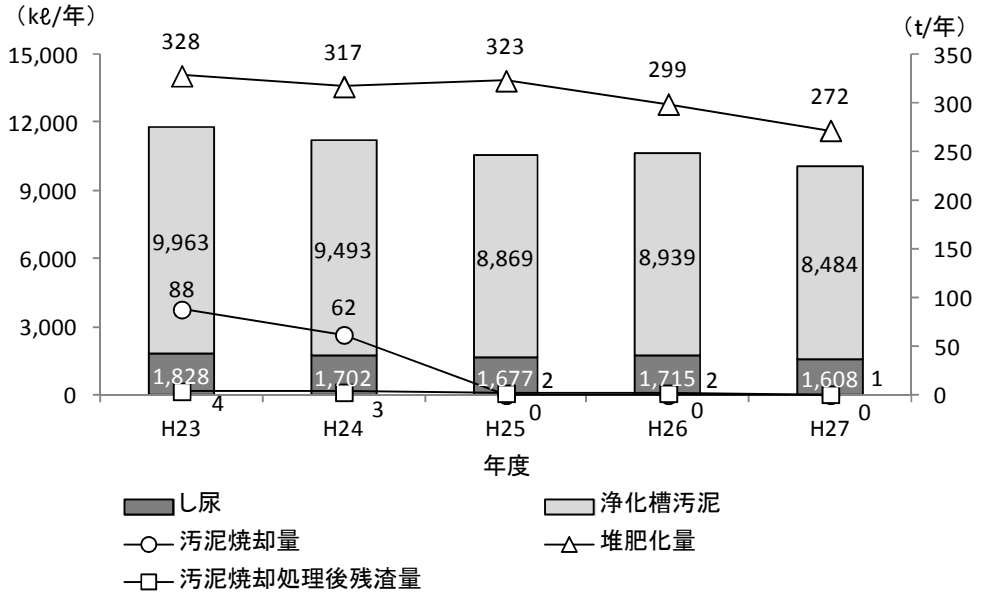

図5-5-3　処理施設における処理実績の推移

第６節　体制及び処理主体

１．　組織

生活排水処理に関する事項については、複数の課が所掌しています。

環境局環境企画課においては、浄化槽汚泥等の処理に加え、合併浄化槽の設置補助等を所掌しています。また、水道部上下水道課は公共下水道及び農業集落排水施設の事業等を所掌しており、庁内で連携し施策・事業を進めていきます。

２．　運営･維持管理体制

平成 27 年度における運営・維持管理体制を表 5-6-1 に示します。

表5-6-1　運営・維持管理体制

項　目	管理内容	方式	備　考
収集・運搬	汲み取り	許可	―
	浄化槽の汚泥引抜	許可	―
	浄化槽の保守点検	許可	県登録業者
中間処理	阿北環境整備組合　処理施設	委託	本市、阿波市、神山町、上板町で構成

３．　生活排水の処理主体

平成 27 年度における生活排水の処理主体を表 5-6-2 に示します。

表5-6-2　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市（水道部上下水道課）
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本市（水道部上下水道課）
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
単独処理浄化槽	し尿	設置者
中間処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	阿北環境整備組合

備考）公共下水道及び農業集落排水施設へは、一部事業所排水も含まれる。

第７節　生活排水処理の現況評価と課題の整理

１．　生活排水処理率

平成 27 年度における生活排水処理率は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽を合わせると 62.9%であり、平成 23 年度と比較すると約 8 ポイント上昇（平成 23 年度は 54.6%）しています。

一方、生活排水が未処理である約 37%の世帯では、し尿の汲み取り及び単独処理浄化槽等によりし尿の処理を行っていますが、炊事、洗濯等の生活雑排水については未処理のまま排出されているため、吉野川等の河川における水質汚濁の主因となっています。

したがって、公共下水道の整備を推進し、公共下水道事業及び農業集落排水事業の処理区域内での水洗化率を向上させるとともに、処理区域外においては合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水処理率の向上を図っていく必要があります。

本市における生活排水処理率の推移（5 年）を表 5-7-1 に示します。

表5-7-1　生活排水処理率の推移（5 年）

項目＼年度		H23	H24	H25	H26	H27
生活排水処理率	公共下水道 農業集落排水 合併処理浄化槽	54.6%	55.8%	58.6%	60.7%	62.9%
生活排水未処理率	し尿汲み取り 単独処理浄化槽 自家処理	45.4%	44.2%	41.4%	39.3%	37.1%

２．　公共下水道、農業集落排水への接続指導

公共下水道及び農業集落排水といった集合処理への接続率が低い区域については、未接続世帯に対し、『接続に関する指導』の実施を継続する必要があります。

３．　合併処理浄化槽の整備推進

公共下水道及び農業集落排水事業の計画区域外の地域は、し尿の汲み取り及び単独処理浄化槽等によりし尿の処理を行っていますが、引き続き生活雑排水の処理を推進するため、国・県・市の補助金などの活用によって合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

４．　単独処理浄化槽の廃止

単独処理浄化槽については浄化槽法の改正（平成 13 年 4 月）により、単独処理浄化槽の新規設置を禁止する法律が施行され、合併処理浄化槽への設置替え、もしくは構造変更に努めなければなりません。

そのため、公共下水道及び農業集落排水事業の計画区域外の世帯や、生活雑排水が発生している事業者に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を図っていく必要があります。

5.　浄化槽の維持管理

浄化槽について適正な維持管理を図っていくため、市民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を推進していく必要があります。

6.　収集・運搬

公共下水道及び農業集落排水等の整備の推進や接続率の向上に伴って、合併処理浄化槽人口や単独処理浄化槽人口等の汚泥収集を必要とする人口の減少が想定されます。

そのため、汚泥収集量の減少に対応した収集・運搬体制の確立について検討を行う必要があります。

7.　中間処理

阿北環境整備組合における処理施設は、昭和 60 年（1985 年）の竣工から 31 年が経過し、施設の老朽化に伴う処理能力の低下が懸念されます。

一方、本市においては公共下水道等の普及に加え、人口減少により、浄化槽汚泥等の減少が予想され、効率的・経済的な浄化槽汚泥等の中間処理方法の検討が必要と考えます。

なお、中間処理方法の検討内容については、以降の第 8 節に示します。

第８節　中間処理方法の検討

１．　中間処理の現状

現在、浄化槽汚泥等は阿北環境整備組合における処理施設で処理を行っています。また、処理施設は、昭和 60 年（1985 年）の竣工から 31 年が経過し、施設の老朽化により既存施設の延命化が必要な状況にあります。

２．　中間処理の方法

中間処理の方法としては、以下の 2 つの方法が考えられます。

（１） 既存の処理体系を維持する場合

現状と同様に阿北環境整備組合における処理施設で処理する場合です。

ただし、施設の老朽化に対応するため、基幹改良工事を実施することとします。

（２） 下水道処理施設で処理する場合（下水道投入）

下水道処理施設のうち、鴨島中央浄化センターで浄化槽汚泥等を処理する場合です。

これは、公共下水道の普及に加え、人口減少により、浄化槽汚泥等が減少しており、今後も減少すると予想されることから、鴨島中央浄化センターの処理能力で浄化槽汚泥等も処理することが可能と判断されるためです。ただし、浄化槽汚泥等は下水に比べて水中に含まれる浮遊物質が多く、そのままでは鴨島中央浄化センターで処理することはできないため、鴨島中央浄化センターに前処理設備を導入し、下水と併せて処理できる状態にすることとします。

３．　中間処理方法の検討

（１） 検討方法

中間処理方法の検討については、既存の処理施設の処理費実績や鴨島中央浄化センターの処理費実績、浄化槽汚泥等の発生量の予測値等を考慮して「既存の処理体系を維持する場合の費用」と「鴨島中央浄化センターで処理する場合の費用」の比較を行い、経済性に優れる処理方法を今後の処理方法として選定します。

検討方法のフローを図 5-8-1 に示します。

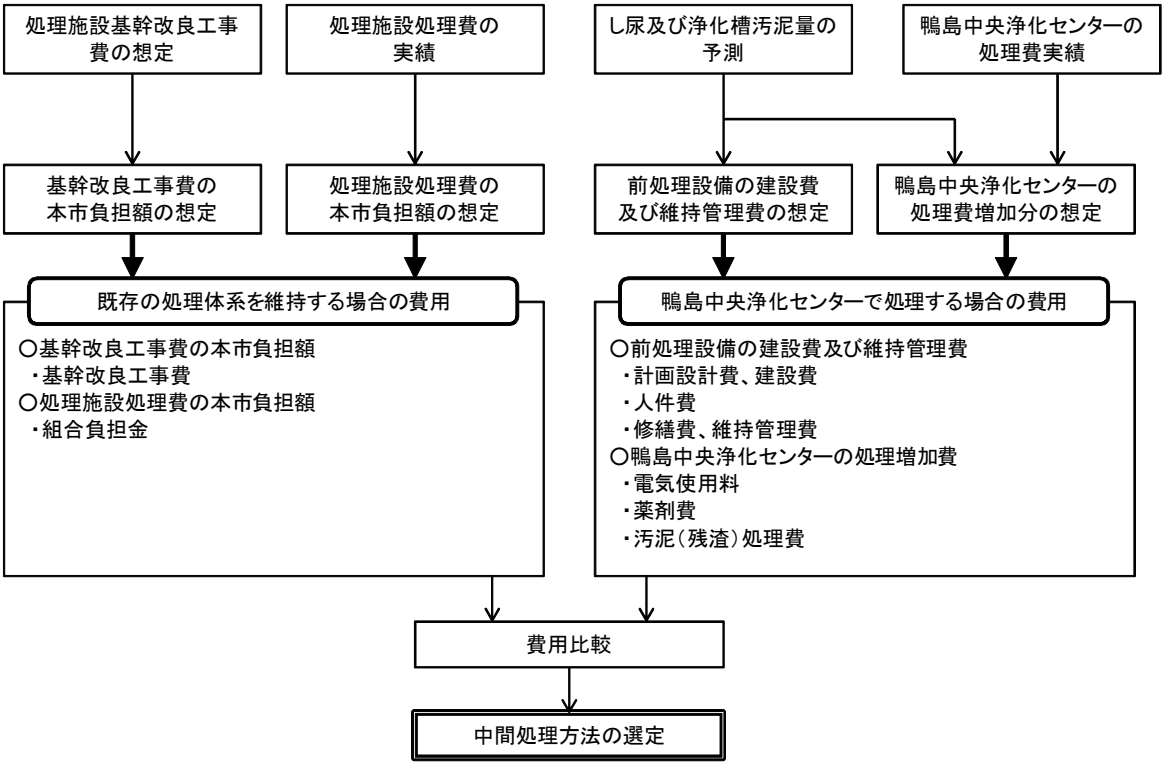

図5-8-1　中間処理方法の検討フロー

（２） 中間処理方法

前項により、費用比較を行った結果、「鴨島中央浄化センターで処理する場合の費用」が安価であると試算されたため、浄化槽汚泥等は鴨島中央浄化センターで下水と併せて処理することとします。

４．　中間処理施設

（１） 事業開始

鴨島中央浄化センターでの浄化槽汚泥等の処理は、前処理設備の建設期間や阿北環境整備組合等との調整期間を考慮し、整備・調整が完了次第とします。

このことから、鴨島中央浄化センターで処理を開始するまでは現状どおり、阿北環境整備組合における処理施設で処理を行います。

（２） 中間処理施設

浄化槽汚泥等を鴨島中央浄化センターで処理するため、鴨島中央浄化センターに前処理設備を導入することとします。

なお、鴨島中央浄化センターは前処理設備を設置するだけの十分なスペースがあり、問題なく設置が可能です。また、前処理設備では多量の水を必要としますが、鴨島中央浄化センター内に前処理設備を設置することにより、鴨島中央浄化センターの処理後水が使用できるため、効率的・経済的な処理が可能です。

また、前処理設備の内容や規模については今後詳細に検討することとします。

５．　中間処理量

浄化槽汚泥等の中間処理量は表 6-1-6（P95）及び図 6-1-7（P96）に示す通りです。

今後も公共下水道の普及に加え、人口減少により、浄化槽汚泥等が減少することが予想されます。

第６章　生活排水処理基本計画

第１節　基本理念･基本方針

１．　基本理念

本市においては、公共下水道及び農業集落排水事業の整備、合併処理浄化槽の設置の推進により、公共用水域における水質の保全に努めてきました。

しかしながら、平成 27 年度における本市の生活排水処理率は、62.9%と低く、未処理の雑排水による汚濁対策が不充分なため、今後もその対策に取り組む必要があります。

このような状況を踏まえつつ、市民や事業者に対し、生活雑排水についての対策の必要性に関するさらなる啓発を行うとともに、市民・事業者・行政の三者の協働により公共用水域の水質保全を図っていくことで、世代を超えて引き継がれる豊かな水環境の保全に取り組みます。

本計画における基本理念を次に示します。

基本理念

世代を超えて、夢紡ぐ　～きれいな水環境のまちづくり～

２．　基本方針

本市の生活排水の適正処理における基本方針を次に示します。

基本方針１　公共下水道の整備・接続の推進

水資源循環のための根幹的な社会資本である公共下水道は、地域の特性や住民生活の実態に沿って整備を進めるとともに、整備の終わった区域については接続率の向上に努めます。また、農業集落排水事業の整備済区域についても、農業集落排水施設への接続率の向上に努めます。

基本方針２　合併処理浄化槽の導入促進

公共下水道及び農業集落排水事業の処理区域外においては、合併処理浄化槽の導入を促進します。

基本方針３　浄化槽汚泥等の効率的・経済的な処理

鴨島中央浄化センターを活用した浄化槽汚泥等の効率的･経済的な処理に努めます。

基本方針４　自然環境の保全及び快適な生活空間の確保

上記の推進により、汚水の河川流出を防止し、自然環境の保全と公衆衛生の向上による快適な生活空間を広げ、住民生活の質の向上を図ります。

３．　生活排水の処理主体

生活排水に係る処理主体は現行どおりとします。

計画目標年度（平成 33 年度）における生活排水の処理主体を表 6-1-1 に示します。

表6-1-1　生活排水の処理主体（平成 33 年度）

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿、浄化槽汚泥及び生活雑排水	本市（水道部上下水道課）
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	本市（水道部上下水道課）
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
単独処理浄化槽	し尿	設置者

備考）公共下水道及び農業集落排水施設へは、一部事業所排水も含まれる。

4.　生活排水の処理目標及び将来推計

（１） 予測の手順

将来の処理形態別人口及び浄化槽汚泥等の発生量の予測方法を図 6-1-1 に示します。

過去 5 年間における生活排水処理形態別人口及び発生原単位を推計式に当てはめ、求めた生活排水処理形態別人口及び発生原単位の予測値を乗じて、さらにその計算結果に 365 日を乗じて、将来の発生量を算出しました。

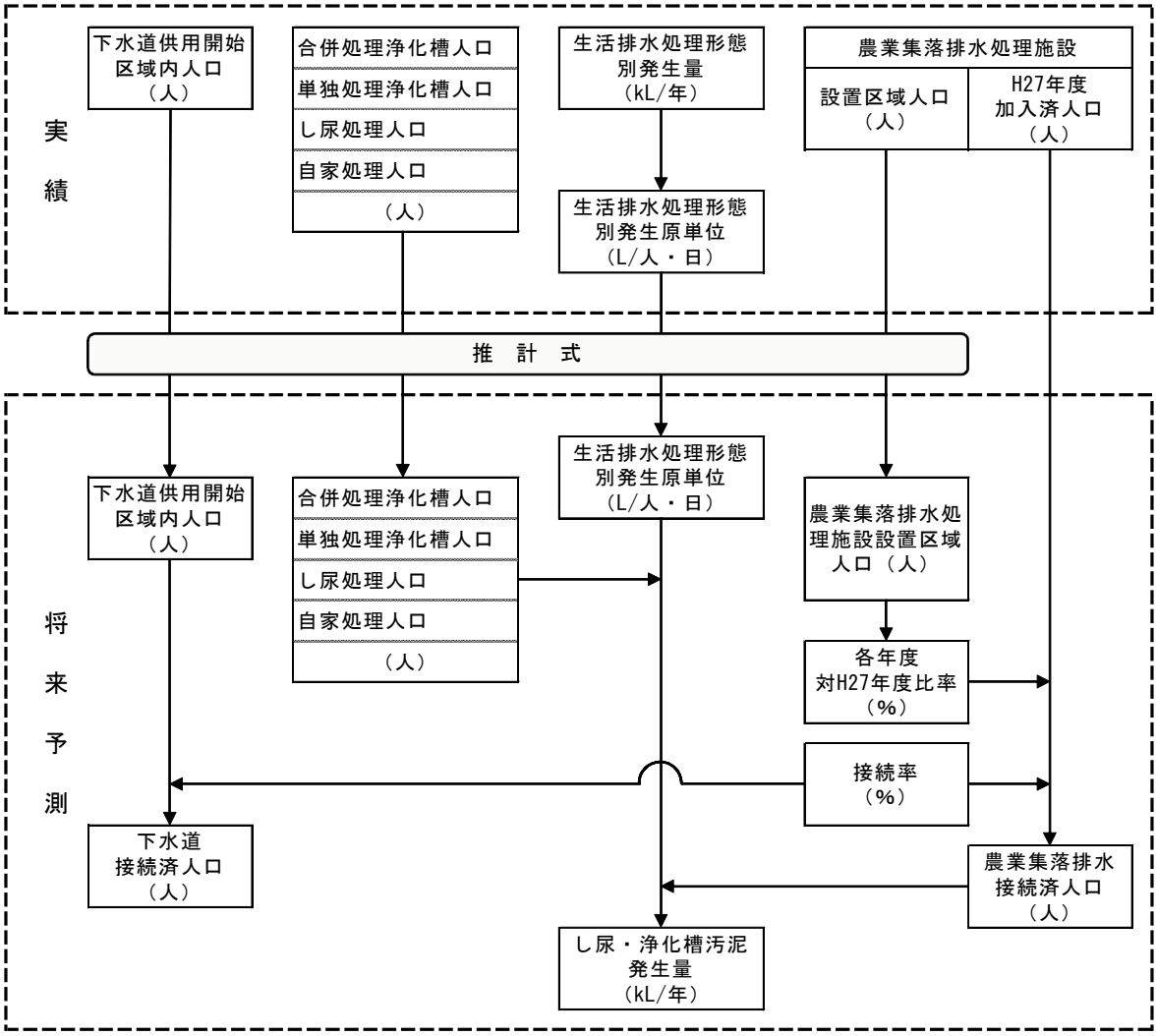

図6-1-1　予測手法

（２） 生活排水の将来推計

１） 処理形態別人口の将来推計

計画目標年度の処理形態別人口を表 6-1-2、図 6-1-2 及び図 6-1-3 に示します。

表6-1-2　処理形態別人口の推移

項目 ＼ 年度		実績値	予測値	
		H27	H33	H38
行政区域内人口	（人）	42,618	40,389	38,578
水洗化・生活雑排水処理人口	（人）	26,791	27,521	27,801
公共下水道人口	（人）	15,654	16,101	16,424
農業集落排水施設人口	（人）	1,718	1,593	1,493
合併処理浄化槽人口	（人）	9,419	9,827	9,884
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）	（人）	11,606	9,216	7,582
非水洗化人口	（人）	4,221	3,652	3,195
し尿処理人口（計画収集人口）	（人）	4,193	3,640	3,195
自家処理人口	（人）	28	12	0
水洗化率	（%）	90.1	91.0	91.7
生活排水処理率	（%）	62.9	68.1	72.1

備考）　水洗化率＝（水洗化・生活排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷行政区域内人口×100

生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口×100

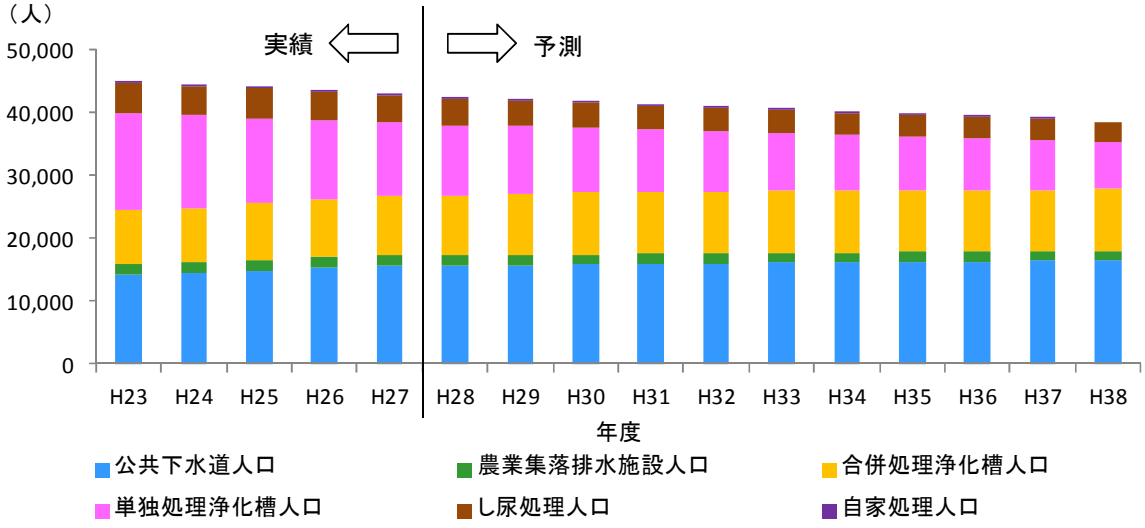

図6-1-2　処理形態別人口の推移

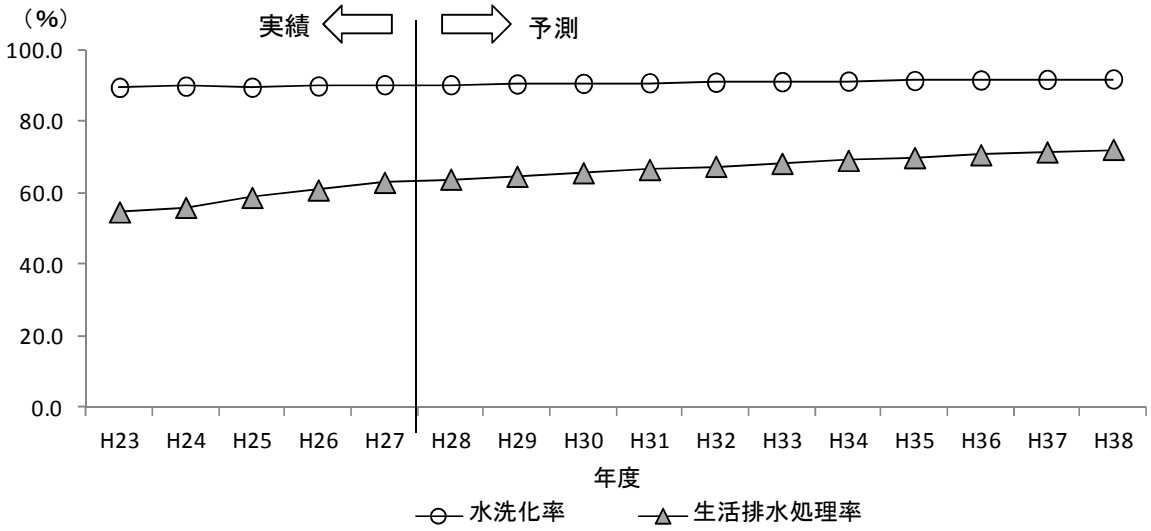

図6-1-3　水洗化率及び生活排水処理率の推移

２） 浄化槽汚泥等の発生量の将来推計

計画目標年度の浄化槽汚泥等の発生量を表 6-1-3 及び図 6-1-4 に示します。

表6-1-3　浄化槽汚泥等の発生量の推移

項目 ＼ 年度		実績値	予測値	
		H27	H33	H38
処理対象量	(kℓ/年)	10,092	9,333	8,668
し尿	(kℓ/年)	1,608	1,395	1,224
浄化槽汚泥	(kℓ/年)	8,484	7,938	7,444
農業集落排水施設	(kℓ/年)	934	866	812
合併処理浄化槽	(kℓ/年)	4,265	4,448	4,473
単独処理浄化槽	(kℓ/年)	3,285	2,624	2,159
発生原単位	(ℓ/人・日)	1.03	1.05	1.07
し尿	(ℓ/人・日)	1.05	1.05	1.05
浄化槽汚泥	(ℓ/人・日)	1.02	1.05	1.08
農業集落排水施設	(ℓ/人・日)	1.49	1.49	1.49
合併処理浄化槽	(ℓ/人・日)	1.24	1.24	1.24
単独処理浄化槽	(ℓ/人・日)	0.78	0.78	0.78

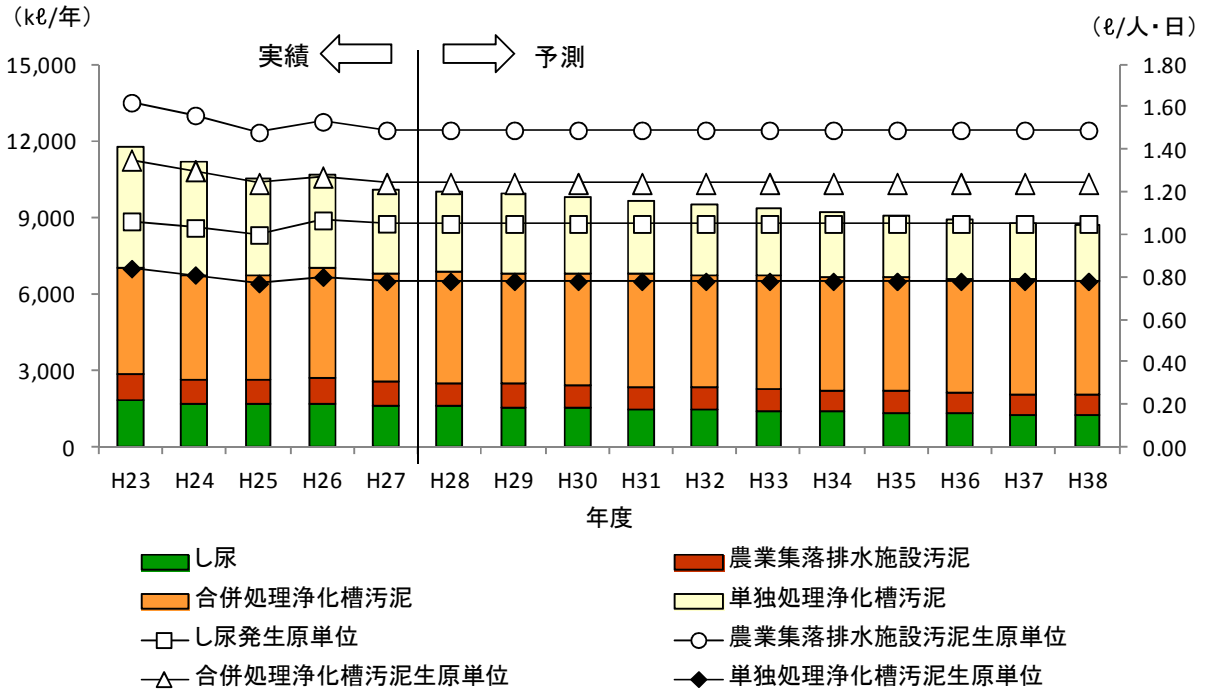

図6-1-4　浄化槽汚泥等の発生量の推移

（３） 生活排水の処理目標

１） 他都市の生活排水処理率実績

平成 27 年度の生活排水処理率（汚水衛生処理率）は全国平均で 78.8%です。また、四国 4 県では香川県及び愛媛県が 70%以上であり、本市に比べて高い水準にあります。

表6-1-4　他都市の生活排水処理率実績（平成 27 年度）

都道府県	生活排水処理率（%）	下水道処理率（%）
徳　島	52.0	13.2
香　川	70.0	39.4
愛　媛	70.7	46.8
高　知	68.2	30.3
全国平均	78.8	61.1

出典：総務省汚水衛生処理率の状況

２） 目標値の設定

生活排水処理に係る目標値は、四国 4 県内で生活排水処理率の高い香川県及び愛媛県の 70%を参考に、平成 33 年度において生活排水処理率を 70%以上とすることを目標とします。

（４） 目標達成時の生活排水の将来推計

１） 処理形態別人口の将来推計

計画目標年度の処理形態別人口を表 6-1-2、図 6-1-5 及び図 6-1-6 に示します。

表6-1-5　処理形態別人口の推移（目標達成時）

項目 ＼ 年度		実績値	予測値	
		H27	H33	H38
行政区域内人口	（人）	42,618	40,389	38,578
水洗化・生活雑排水処理人口	（人）	26,791	28,434	29,129
公共下水道人口	（人）	15,654	16,965	17,692
農業集落排水施設人口	（人）	1,718	1,642	1,553
合併処理浄化槽人口	（人）	9,419	9,827	9,884
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）	（人）	11,606	8,303	6,254
非水洗化人口	（人）	4,221	3,652	3,195
し尿処理人口（計画収集人口）	（人）	4,193	3,640	3,195
自家処理人口	（人）	28	12	0
水洗化率	（%）	90.1	91.0	91.7
生活排水処理率	（%）	62.9	70.4	75.5

備考）　水洗化率＝（水洗化・生活排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口）÷行政区域内人口×100

生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口×100

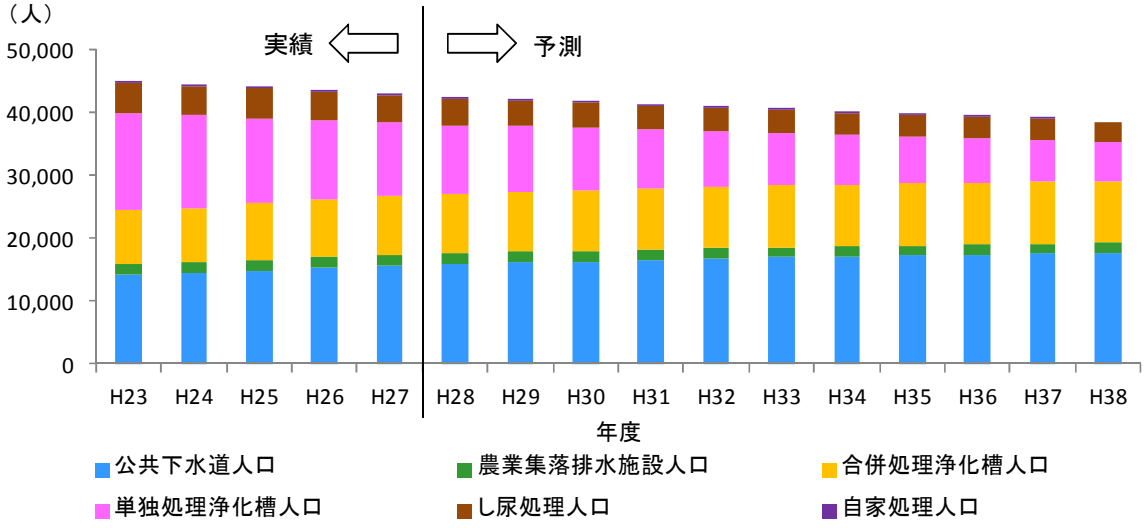

図6-1-5　処理形態別人口の推移（目標達成時）

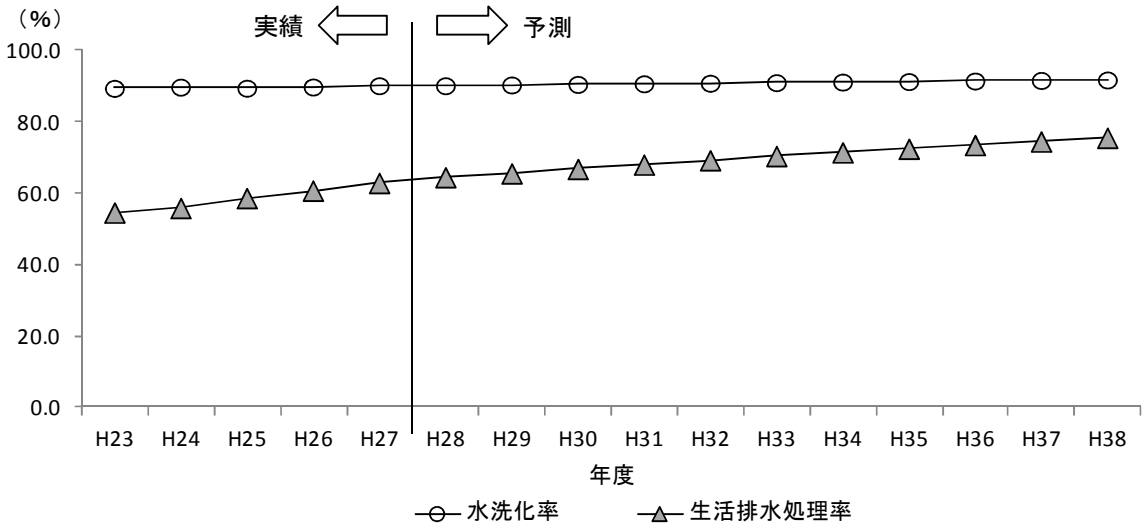

図6-1-6　水洗化率及び生活排水処理率の推移（目標達成時）

２） 浄化槽汚泥等の発生量の将来推計

計画目標年度の浄化槽汚泥等の発生量を表 6-1-6 及び図 6-1-7 に示します。

表6-1-6　浄化槽汚泥等の発生量の推移（目標達成時）

項目 ＼ 年度		実績値	予測値	
		H27	H33	H38
処理対象量	(kℓ/年)	10,092	9,100	8,323
し尿	(kℓ/年)	1,608	1,395	1,224
浄化槽汚泥	(kℓ/年)	8,484	7,705	7,099
農業集落排水施設	(kℓ/年)	934	893	845
合併処理浄化槽	(kℓ/年)	4,265	4,448	4,473
単独処理浄化槽	(kℓ/年)	3,285	2,364	1,781
発生原単位	(ℓ/人・日)	1.03	1.06	1.09
し尿	(ℓ/人・日)	1.05	1.05	1.05
浄化槽汚泥	(ℓ/人・日)	1.02	1.07	1.10
農業集落排水施設	(ℓ/人・日)	1.49	1.49	1.49
合併処理浄化槽	(ℓ/人・日)	1.24	1.24	1.24
単独処理浄化槽	(ℓ/人・日)	0.78	0.78	0.78

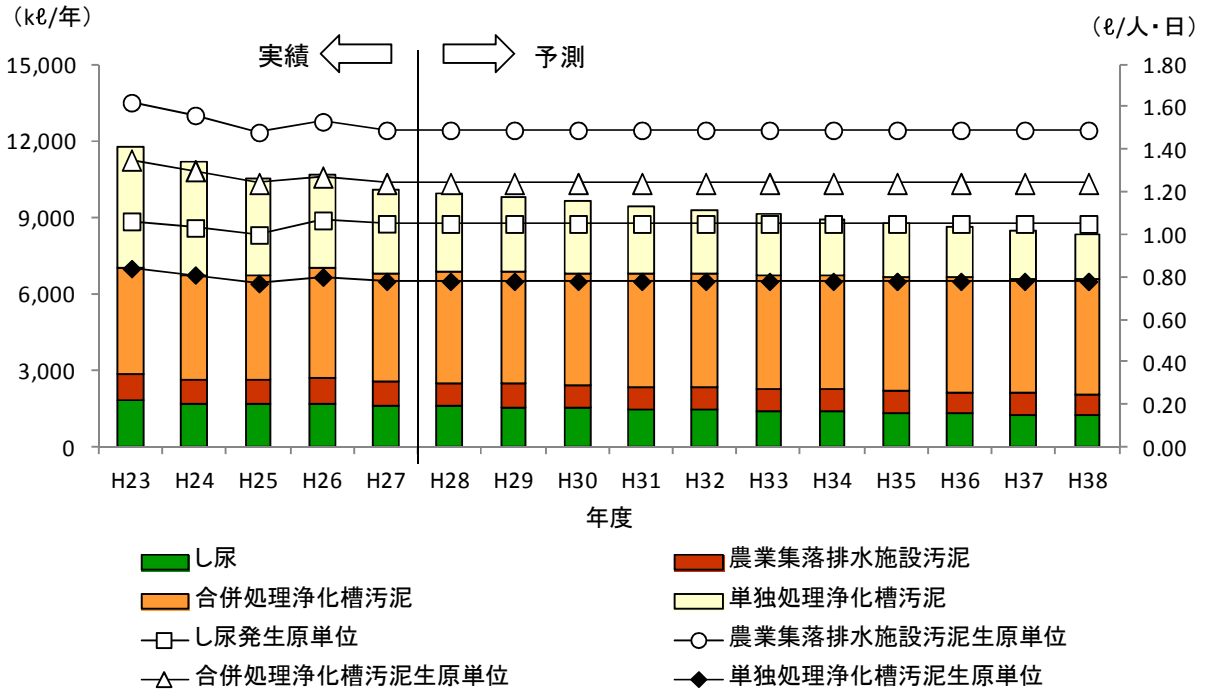

図6-1-7　浄化槽汚泥等の発生量の推移（目標達成時）

第２節　整備に関する方向性

１．　公共下水道の整備

下水道の整備により、安全・安心、快適な暮らしを実現し良好な衛生環境と居住条件を創造します。既認可区域についての整備を進めるとともに、接続率の向上を図ります。

一方、終末処理場においては、不具合等を未然に防止するため、ライフサイクルコストの最小化の観点を踏まえ、施設については「ストックマネジメント計画」を見直し、より経済的かつ効率的な維持管理を行います。

２．　適切な管理運営と健全な経営の確立

下水道施設の適切な維持管理を安定して接続するために、運営方法の合理化と効率化を行うとともに、経営の健全化に努めます。

３．　合併処理浄化槽の普及

公共下水道や農業集落排水事業の処理区域外では、合併処理浄化槽についてのＰＲと普及を促進します。

４．　鴨島中央浄化センターを活用した浄化槽汚泥等の処理

現在、浄化槽汚泥等は阿北環境整備組合における処理施設で処理を行っていますが、施設の老朽化により新たな処理施設の建設または既存施設の延命化が必要です。

しかし、公共下水道の普及に加え、人口減少により、浄化槽汚泥等が減少しており、下水道処理施設である鴨島中央浄化センターで浄化槽汚泥等を処理できる状態にあります。そこで、鴨島中央浄化センターに浄化槽汚泥等を下水道と併せて処理するための前処理設備を導入し、浄化槽汚泥等は鴨島中央浄化センターで処理することとします。

なお、鴨島中央浄化センターに前処理設備を導入するまでは、阿北環境整備組合（処理施設）の適正な維持管理に努め、浄化槽汚泥等の適正処理を行います。

５．　浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の設置については、徳島県が認める浄化槽の維持管理に関する講習会に参加する必要があります。（補助金の交付規定）

また、浄化槽の保守点検は徳島県知事の登録を受けた事業者が実施する必要があり、また清掃は本市の許可業者が実施する必要があります。

このように浄化槽の維持管理には本市や徳島県が関わり、法的な遵守事項があるため、徳島県を始め関係機関と連携の上、広報誌やホームページを活用した適正な維持管理方法の周知徹底に努めます。

第３節　排出抑制･再資源化計画

１．　排出抑制計画

排出抑制計画は、生活排水の発生源対策について検討を行いました。

公共用水域の水質保全及び生活排水処理施設における負荷削減の方策を以下に示します。

（１） 行政における方策

１） 下水道及び農業集落排水処理施設への接続推進

下水道及び農業集落排水処理施設の整備済み区域については、処理施設や接続に関する啓発活動に努め、接続率の向上を図ります。

２） 合併処理浄化槽の促進

生活排水の適正処理を図っていくため、公共下水道及び農業集落排水事業の計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置促進・啓発活動、し尿の汲み取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換・啓発活動に努めます。

３） 生活排水の適正処理

生活排水の排出抑制については、公共下水道及び農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置により適正処理を図りますが、処理対象はし尿に加えて生活雑排水も対象となります。

したがって、生活雑排水への夾雑物混入等の抑制を図っていくため、広報誌、パンフレット、ホームページ等などの情報媒体を利用した啓発活動に努めます。

（２） 住民における方策

１） 家庭における発生源対策

生活排水の対策について、具体的な行動、水環境の保全に関する情報提供及び各種イベントにおける啓発を推進します。

また、家庭における生活排水の対策により、下水道等の終末処理場及び合併処理浄化槽に係る負荷の低減を図ります。

①　調理くず、食べ残し対策

ア） 三角コーナーや排水口に水切りネットやストレーナーの設置

イ） 食器類に付いた汚れは、紙などでよくふき取った後に水洗い

ウ） 調理くずや食べ残しは、生ごみ処理機や段ボールコンポスターによる堆肥化

エ） 米のとぎ汁は、庭や植木への水まきに利用

②　食用廃油対策

ア） 流しに捨てずに使いきるような工夫

イ） 市役所及び各支所における拠点回収への協力

③　風呂における対策

ア）残り湯を洗濯、掃除、庭への水まき等に利用

④　浄化槽における対策

ア）浄化槽が詰まらないよう、異物を流さない

イ）浄化槽の微生物を死滅させることがないようトイレの清掃には適正な薬品及び量を使用する

ウ）浄化槽が良好に保たれるよう、法令（浄化槽）により定められた保守点検、清掃及び法定検査を専門業者に依頼し適正に管理を行う

⑤　その他

ア）汲み取り便槽に雨水、土砂等が混入しないように注意

（３）事業者における方策

事業活動に伴って発生する油脂類、薬品、その他の水質汚濁物質については、公共用水域の水質汚濁防止のため、適正な排水処理施設を設置・整備するとともに、事業所等からの生活排水についても適正な処理を図っていきます。

１）公共下水道及び農業集落排水施設への接続

公共下水道及び農業集落排水施設の供用が開始された場合には、速やかに接続を行い、生活排水について適正な処理に努めます。（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）においては、遅滞なく接続することが義務付けられています。）

２）適正な生活排水管理及び処理の推進（水質汚濁防止の遵守）

生活排水による公共用水域への汚濁負荷が低減されるよう、水質の保全に配慮した商品の開発及び製造、その他の必要な措置（処理）を講ずるように努めるとともに、市が実施する生活排水対策に関連する施策への協力を図ります。

2.　再資源化計画

浄化槽汚泥等は阿北環境整備組合における処理施設で処理を行う期間は、今後も積極的な資源化を継続して行っていきます。

なお、資源化にあたっては、今後も現行どおり中間処理後の残渣について肥料化を行っていきます。

第４節　収集･運搬計画

１．　収集区域の範囲

収集区域の範囲は本市の行政区域全域とします。

２．　収集･運搬の方法

（１）　収集区分

し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水処理施設、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽）とします。

（２）　収集・運搬体制

浄化槽汚泥等の収集・運搬については、現在の許可業者による収集体制を継続して行うこととします。

また、今後の浄化槽汚泥等の量的変動により、適宜、収集・運搬体制の見直しを行うこととします。

（３）　収集運搬機材

浄化槽汚泥等の収集運搬機材は、現在と同様にバキューム車によるものとします。

３．　収集･運搬量

浄化槽汚泥等の収集・運搬量は表 6-1-6 及び図 6-1-7 に示す通りです。

今後も公共下水道の普及に加え、人口減少により、浄化槽汚泥等が減少することが予想されます。

なお、神後地区の処理施設から発生する浄化槽汚泥は農地還元を行い、川田北地区の処理施設から発生する浄化槽汚泥は脱水処理後、処理委託を行うため、収集・運搬量には含まれません。

第５節　中間処理計画

現在、浄化槽汚泥等は阿北環境整備組合における処理施設で処理を行っていますが、施設の老朽化のため新たな中間処理方法について第５章第８節に示した通り検討しました。その結果、浄化槽汚泥等は鴨島中央浄化センターで処理する方向性を判断しましたので、前処理設備の建設や阿北環境整備組合等との調整が完了次第、浄化槽汚泥等を鴨島中央浄化センターで処理することとします。

なお、鴨島中央浄化センターで処理を開始するまでは現状どおり、阿北環境整備組合における処理施設で処理を行います。

第６節　最終処分計画

１．　阿北環境整備組合（処理施設）での中間処理期間中

最終処分については、阿北環境整備組合（処理施設）における中間処理後の残渣を民間事業者により、肥料化（農地還元）及び焼却処理（一部）しており、今後も阿北環境整備組合（処理施設）での中間処理を行う期間中は現行通りの形態により実施していくこととします。

２．　鴨島中央浄化センターでの中間処理開始後

鴨島中央浄化センターにおいて、汚水はオキシデーションディッチ法により処理され、処理により発生する汚泥は脱水後、場外搬出しています。

鴨島中央浄化センターにおいて、浄化槽汚泥等を処理する場合、浄化槽汚泥等に由来する汚泥が発生しますが、下水と併せて処理することになるため、鴨島中央浄化センターにおける汚泥の処理方法に合わせることとします。

３．　農業集落排水処理施設の浄化槽汚泥

農業集落排水処理施設のうち、神後地区の処理施設から発生する浄化槽汚泥については、今後も現状どおり農地還元を行うこととします。また、川田北地区の処理施設から発生する浄化槽汚泥は、今後も現状どおり当該施設で脱水処理を行い、脱水汚泥については一般廃棄物処理業者へ処理委託することとします。

第７節　その他

１．　広報･啓発

（１）　住民及び事業者に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、市民及び事業者への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

また、台所での工夫等、家庭で行える生活排水対策や浄化槽の適正な管理（保守点検及び清掃、法定検査）が行われるよう住民及び事業者への周知徹底を図るように努めます。

さらに、環境に目を向け、水質浄化について関心を深め実践に結びつく啓発活動を推進していくこととします。

（２）　諸計画との関係

生活排水処理対策の推進については公共下水道、農業集落排水施設の整備及び合併処理浄化槽の設置により、生活排水処理率を上げるとともに、発生源対策の推進として各家庭で行える対策方法を紹介します。

２．　施設推進体制と諸計画との調整

生活排水処理対策の推進については、「吉野川市総合計画後期基本計画」、「吉野川市都市計画マスタープラン 2013」、「吉野川市環境基本計画」、「吉野川市公共下水道事業計画（中央処理区）　平成 28 年 9 月」、「吉野川市特定環境保全公共下水道事業計画（川田処理区・川島処理区）　平成 28 年 3 月」の関連計画と整合や調整を図る必要があるため、これら関連計画の関係各課の情報共有や連係を図ることとします。

３．　災害時における対応

（１）　災害用トイレ等し尿処理

平常時において、本市は、被災者の生活に支障が生じないよう、災害用トイレ（簡易トイレを含む）の設定基数を算定し、備蓄等の対策を講じておきます。

災害発生後、本市は被害状況等にあわせて災害用トイレの必要基数を推計するとともに、避難生活に支障が生じないよう確保し、速やかに設置します。

設置後は計画的に管理できるよう避難所単位でルール作りを進めるとともに、実態に即してし尿の収集･処理を行い、必要に応じて広域的な支援調整を徳島県に依頼します。